

者である。「こは神劍なり私すべしにあらざると」の御心情に對しては何とも言へぬ尊嚴の感じにうたれる。件の劍を打振り、威風凛々如何にも御勇ましい御様子である。足名椎の悲劇は忽ち喜劇と變つた。大蛇の死骸の横はる中に三人の嬉し涙にむせび、尊の善事遂行に神格の光りまばゆき光景は如何ばかりであつたらう。教師は宜しく尊の心に這入つて徳情を喚起させなければならぬ。而して足名椎は由縁深き大山洋見神の御子方に當らせ給ふ御方である。斯る由縁にや遂に婚成りて櫛名田姫を妃と定め給ひ目出たくも須賀宮奥深く住まひ給ふことになつた。或論者は尊の大蛇退治を以て兇賊を討滅するとなし、劍は賊の佩用せるものなどと言へど其まゝ、話す方がよい、斯かる穿鑿的の眼で神話の一々を説くことは却つて有害無効である。

(5) 御孫を此の國にくだしたまふ素盞鳴尊の御子に大國主命と申す御方ありて、出雲地方を平けたまひしが其の他の地方には、わるものどもなほ多かりき。(教科書本文)日本書紀は命を以て素盞鳴命の子とし、古事記には六世の孫としてをるが、蓋し孫も曾孫も皆子にして其の語根は一つである。古書に子とあるのは廣く子孫後裔を指せるものであるから、此處では教科書の示す通り素盞鳴尊直屬の御子と解すべきである。又大國主命の御兄弟八十神あり、又命の諸子百八十一神ありと傳へるが、これは子孫の繁榮を説く所から斯かる傳説が傳へられたのだらう。大國主命の異名も甚だ多い。大己貴神、八千矛神、顯國玉神、大國玉神などである。

(6) 大神は御孫瓊杵尊をくだして、此の國をさめしめんと思召し、まづ使をつかはして、大國主命の平けたまへる地方をたてまつらしめたまひしに、命よるこびて其の仰にしたがひたまへり。(教科書本文)此處

の取扱には餘程注意を要する、兒童は何故に斯かる處置に出たのであるか。等しく天神の御子で有りながら返上するのであるか、少くとも斯かる疑念が起らんと限らない。勿論神勅を取扱つた後であれば諒解し易いのであるが事實上さうすることが出来ないとなれば、兒童に疑念を抱かさないやうに説くことが大切である、何分教科書にも書いてあるやうに瓊杵尊をくだして此の國をさめんとおぼしめし給ひてフツツシタケミカツチの二神を出雲に御派遣になつたので大神の方から見れば實に正々堂々たるものではあるが、未だ神勅の有りがたみを知らない兒童に取つては、餘りに心理に逆行した取扱になつて來る。殊に大國主命が世間一般に尊信せられる所からも何故領土返上といふことになつたのだらうとの疑は起るのが理の當然である。況んや大國主命に於ては一層不思議に感ぜられたに違ない。而して二神の齎らせる大神よりの大詔の一節に「汝がうしはける葦原中國は我が子の所知國と」言依し賜ひ、汝が心如何にと、問はせ給ふたのである、うしはけるは領の字の義にして其國の主としてはけるの意味で、假に天皇の御地を領するを言ふのであつて、知ろしめすとは全く異つてをるのである、けれども流石は大國主命である。謹みて其詔を奉じて曰く、大神の詔なればいと畏しとて其の領土を返上し奉つたので、大國主命のうしはける中つ國は正系たる大神の御子孫の治らせ給ふことが當然であることを知つて之を奉還し給ふたので洵にその御態度の御立派なことには感じ入るのである。古來大國主命を言行一致の神と仰ぐのも領土の奉還の際に於ける御心事の如何にも男らしく如何にも御立派なことを稱へるのであらう。故に神勅を取扱ふ前に神勅の意味を味はせておくことが必要である。尙今一つ解説しておきたいのは、何故天照大神の御子が御降りにならなかつたかといふことである。教科書六頁の御系圖にも名記してあるから必ずや、兒童は疑を起すに違ひない、例へ質問が起らぬ

にしても一應承知しておく必要がある。御子天忍穗耳尊は始め葦原の中つ國に降下さるゝ御順序になつてゐたが、大國主命領土奉還以來大神は中つ國は全く平定したから、かねて命じおける通り速かに天降り行きて治めよ、と仰せられたが、色んな御事情で瓊々杵尊が下降せられることになつたので餘りに仔細に語る要はない、唯兒童が質問を起した場合に右の程度の説明に止めておくことは必要かと考へる。我國の古制必ずしも長者が後嗣となるの例はなかつたのである。之を要するに此處では餘り深入して大國主命を取扱ふ必要はない、大神の御神徳によつて斯かる目出度きことになつた位で十分である。命よるこびて其の仰にしたがひたまへりの語句は餘程深味のある言葉であるから注意して取扱はなければならぬ。

(7)神勅をくだしたまふ。神勅は皇室の理想を表現したものであるが、國民は之を神勅として崇拜奉體してをる所に國體の純美なる所がある。更に言へば皇室の理想と國民の信仰とが一致してゐる所に特質がある。然らば我が子孫の王たるべき地なりとの大詔が天地開闢の始めに於て見えなかつたが、之は當然自明のことである。唯だ大國主命の事實に徴して更に明言したに過ぎない。恰かも我國の憲法が明治二十二年に至りて成文となつた時、憲法第一條に大日本帝國は萬世一系の天皇が之を統治し給ふことを明言せられたのと同じである。因に憲法第一條大日本帝國は萬世一系の天皇が之を統治すを古代に遡つて味つて見るが可い。隨つて天皇統治の大權、君臣の名分は悠久なる天地開闢に始まつたことが分る、而して皇位は天照大神に始まつたのである。決して神武天皇に始まるものではない。

(8)わが國體の基、雄大なる我が神勅によつて愈々わが國體の基が定まつたことは我が國史の實證する所であり、且我が國民の腦裡に深く刻み込まれて居る所である。故に一旦緩急のある場合には何時でも此の理想信

仰が顯現するのである。故に神勅は兒童に誦讀せしめる程に明確に教授しなければならぬ。國史の各課を通ずる大精神であるから時々此神勅を持出して漸次に内容を展開し行かなければならぬ。國史の各課を通

(9)三種の神器を授けたまふ。皇至典範第十條に「天皇崩ずるときは皇嗣則ち踐祚し、祖宗の神器を承く」とある如く皇位繼承の象徴である。則ち神器の承繼は皇位繼承の結果であつて原因ではない。之を混同してはならない。崇神天皇の御代に其神威を瀆さんことを畏れ給ひ、神鏡、神劍を別宮に齋り祀り、新に之を模造せられて皇位繼承の御璽となし給うた。垂仁の朝皇大神宮が今の地に鎮座ましますことになり鏡劍はそこに移つたが、後日本武尊の御東征に際して神劍は熱田神宮に納つた。崇神の朝に制定せられた神劍は安徳帝御入水の時沈みて出でず一時は別劍を以て三寶の一つとせられたが、土御門の朝伊勢神庫の劍を出だして皇位相傳の神劍とせられた。今上陛下に傳はつてゐるものである。神璽は天孫降臨以來のもので、共に宮中に安置せられてゐる。崇神の朝に作られた鏡は宮中寶所に奉安してある。如斯、變遷はしてをるけれども、今日相傳へられて居るものが即ち皇位繼承の璽符たる三種の神器であることを注意しなければならぬ。教科書のこれより神器は、御代々の天皇あひつたへて皇位の御しるしとしたまへり、の語句は最も大切に取扱はなければならぬ。世界廣しと雖も、斯くの如く由縁深き神授の寶器を傳承する國が何處に在るだらうか。明治聖帝が「神代よりうけし寶をまもりてをさめ來にけり日の本つ國」と壽ぎ給ひし御心事を拜察すれば如何に其の尊きものなるかが想像されるのである。就中神鏡は大神が、我を見るが如くせよと仰せ給へる寶器で國家至上の神寶で其の尊さ愈々身に迫るを覺える次第である。

(10)尊は之を奉じ、あまたの神々をしたがへて日向にくだりたまへり。(教科書本文)瓊々杵尊は此の貴き詔勅

に依つて大日本を治めんと天の磐座を離れて西上の道に上られた、供奉の面々には、天兒屋根命(中臣連の遠祖)天鈿女命。太玉命(齋部氏の遠祖)石凝姥命(鏡作連の遠祖)玉祖命(玉作連の祖)の五部神及び思金神、手力男神、天石門別神等其左右に配待し、天兒屋根命、太玉命は特に西遷後は殿内に在つて克く天孫を奉護すべき大命を拜し、天忍日命(大伴氏祖)天津久米命は弓矢劍戟を帯びて先驅を務め、二田造、大庭造、食人ノ造、動蘇造、坂戸造等は伴造として後に當り其他二十五物部各其の部將である。後世大伴・物部二氏武事を掌りて武門武士の基を開き、中臣齋部二氏祭祀を掌りて政務に參與するは實に茲に始まるのである。其外八百萬の神々を隨へて御出立あらせられ、威風堂々たるものであつた。舊教科書は此の盛大なる御有様を略起して、單に三種の神器を奉じて日向に降り給へり、と記したのみで如何にも寂寞たるものであつたが、改定國史はあまたの神々をしたがへ云々と書立てることは寔に用意の周到なる所で敬服の外ない。君臣一體の關係が克く發露してゐることが分る。遂に女神天鈿女命と猿田彦命との問答となり此に又新しき先驅を得て筑紫の國に下降されることになり宮居を此所に定められることとなつた。却説天孫降臨に就いて第一問題となるのは高天原の取扱である。自分の考では最初から此名は出して差支ないと思ふ。高天原を出して若し兒童が先生高天原は何處ですかと質問をしたとすれば、或意味に於いて其の教師は未だ本當に神活に對する信仰が足りないと言ふより外ない即拙い教授と言はなければならぬ。けれども此の場合に於いてちやんと高天原の説明が出来るだけの用意は必要である。

(11) 高天原の説明として天照大神の君臨をします所でそれには諸説があつて一定してをらないが、古人は天上であると信じてゐたことを告げておく位に止めては何うだらう。又上の筆法で今日の高天原は東京であ

ることを話すのも高天原とは如何なる地所を言ふのであるかを諒解させる上から適はしく考へる。けれども教科書の語「日向にくだり」に捉はれて頭から天上より下界に天降るものと説去つて仕舞ふのも何うだらうかそれ程まで考へる必要はなからう、今日の言詞を以てすれば降りになつたは日向へ入らつしやつた位に當るのではなからうか。今日東京から他地方へ行くを下ると言ひ、他地方から東京に行くを上るといふに徴しても餘りに降りと言ふ言詞を高所より降るとのみ解する必要はない。要は高天原とは天神の居邑則ち皇居の意である位に止めて地理的説明をなさざるを可とする。説としては(一)天上説、(二)日本内地説、(三)海外説等があつて到底今日の人智では推測することが出来ない。

(12) 皇大神宮 皇大神宮は伊勢宇治山田市にある、初め崇神天皇の朝、鏡、劍を模造せしめ給ふや、神代傳來の神鏡と神劍とは之を皇女豐鍬入姫命に託して神鏡を御靈代として天照大神を大和の笠縫邑に祀らしめ給ひ、次いで垂仁の朝皇女倭姫命更に大神鎮座の地を求めて伊勢に到り、五十鈴川のほとりに宮殿を建て、之を齋き祀り奉つた。是即皇大神宮である。其後雄略天皇の朝に至り、丹波より五穀の神なる豐受大神を迎へて同市豊川町に祀り奉つた、後世或は皇大神宮を内宮といひ、豐受大神を外宮といふ。兩宮共に古來朝廷の御尊崇が甚だ厚い。二十年毎に改築して御遷宮の式が行はせられる。臣民の崇敬亦他に越え、參拜するもの年に多くなり行くのは邦家の爲め慶賀すべきである。其の宮殿の構造は兩宮殆んど同様で、唯千木の形堅男木の數などが小差あるのみである。何れも礎石を用ひずして柱の下部を深く土中に埋め屋上に千木を置いた即古語に底津磐根に宮柱太敷立て、高天原に千木高知りと言ふのは是である。用材は總て檜の白木で、屋を蒼くに茅を以てするのは、太古宮殿建築の法を傳へたものである。讀本卷八皇大神宮を參考とすべきである

教科書に天皇及び國民の深くうやまひたてまつれる御宮なり、とあるのは皇室と國民とが宗家分家にある關係即ち同一血統の總氏神であることを示した言詞であるから力強く説明し御神徳の宏大無邊なることを感動せしめなければならぬ。神路山の古杉森殿にして悠久の古昔を語り、五十鈴の神川滾々として聖域の樂を奏でる所實に靈感身邊に迫るをおぼえて自ら何事のおはしますかは知らねども、かたじけなさに涙こぼるゝの句を想起せずにはおられない。挿畫も今回のものは大變によく出来て如何にも莊嚴に見るからに襟を正すの思ひがする。上圖の全景と下圖の側面圖とが同一の向に示してあるのは大變に結構である。當局の教へに依ると此の挿畫には餘程研究に日子を費したもので寸毫違はざるものであるさうだ。此の挿畫ばかりにでも拾貳日間かゝつたさうだ。或は實地に調査し、或は内務省の原圖などに依據したものである。されば上圖前面の土地の下りて見ゆる(一尺の差)など流石に苦心の跡が見えてゐる。猶又下圖に就いて言へば、右側下方に現れる石の敷さては三重の御垣、板にうちつけある釘の敷に至るまで一々實數であるさうだ、背景古杉鬱蒼と生ひ茂れるなど實に崇敬に拜察される。けれども之れが説明は餘りに仔細の點にまで入る必要は有るまい、それよりも實際に拜觀した時の心持を話し此挿畫を生かして行くやうにした方がよい。或は宇治橋邊からの平面圖を描いて大要其の地點境内の有様などを讀本の記事と合せて説明し最後に各學校に備付けある着色ある皇大神宮の軸物などを見せて兒童が自ら敬虔の念を起し思はず柏手の一つもうつやうに莊嚴に取扱つてほしいものである。(改正尋常小學讀本卷九第一皇大神宮の平面圖参照)

(13)教授概案 以上で本課の要所の解説及注意すべき點を終つたから簡單に教授の概案を示すことにしよう。人によつては本課を教授する以前に基礎教授とか、整理とかを行ふ人もあるやうであるが、そんなことは別

段必要でない、それよりも單刀直入本課の教授には入つた方が何れの點から言ふても都合がよい。兒童の心理にしても新しい國史に就いて學ぼうとする希望に充ちてゐるにも係らず、先づ此の課を習ふに就いて一言などとも仰々しく言ふことは殆んど無意味である。それよりも、本を讀んで見ましたか位から這入つて行く方が何程ましか分らない。却説教授の仕方には色々あるであらうが、ここでは前條の趣旨に基づいて感興本位情操本位を立場として梗概だけを示すことにする。而して兒童の己習知識なり感興なりは其間々々織込んで行くことにしよう。(但し兒童をして國史に對する畏敬の念を養ふが如き基礎教授は大切である)

- (1) 天皇陛下と天照大神御親近の場といふ心持で
 - (イ) 天皇陛下と天照大神との關係を説く。(ロ) 御歴代表を使つて天照大神と御歴代天皇との關係を説く。
 - (ハ) 同時に今上天皇陛下と御歴代との關係及び臣民との關係を説いて天照大神が皇室臣下の總御先祖であらせられることを説く。
- (2) 天照大神萬民めぐみの場といふ心持で
 - (イ) 兒童の己知事項の發表をさせる。(ロ) 御徳の極めて高き御方なる實話をなし、農耕養蠶、衣食機織業の道を萬民に授け給ひしことを説く。(ハ) 友愛として大神の堅忍の御徳高きことを説く。
- (3) 天岩戸の場として
 - (イ) 天の岩屋入の話をする。
- (4) 素戔嗚尊追放の場を語りて一時間の終りとする次には
- (5) 大蛇退治の場として

(イ)神劔を得るまでを説く。(ロ)神劔献上の話を行ふ。
(6)神劔を下し給ふの場として

(イ)大國主命の許へ使者派遣の話をする。(ロ)領土奉還の話をする。
(7)御孫を國土にくだし給ふの場として

(イ)神劔を示しつゝ意義を示す。(ロ)神劔の分解的取扱を行ふ。(1)此の國はとはわが子孫とは(3)皇孫とは(4)皇位の盛なることは(5)天地と共にきはまりなかるべしとは。(ハ)神劔の総合的取扱として幾度も讀ませる。(ニ)萬世一系の天皇、國體の説明を成るべく事實に徴して授ける。以上で二時間目の授業を終る。

(8)三種の神器を授けたまふの場として

(イ)神劔の復習を行ひ要所の問答を試みる。(ロ)三種の神器の説明を試みさせる。(ハ)三種の神器の由縁を物語らせる。(ニ)日向にくだり給ふ御有様を語る。(ホ)神器は尊嚴の國寶なることを力説する。

(9)皇大神宮の場として

(イ)神鏡の尊き所以を説く。(ロ)御神體としての神鏡を説く。(ハ)皇大神宮の尊き所以を説く。(ニ)讀本卷八皇大神宮を復習する。(ホ)皇大神宮の沿革を説き挿繪の説明に移る。(ヘ)天皇及び國民の深くうやまひたてまつる所以を説く。

以上で參時間目の授業を終る、復習に一時間を費すから都合で四時間を配當することになる、本課は最も大切な課であるから此後も度々復習して建國の體制を感得させる考である。

(14)神代に因める歌

(イ)昔より流れたえせぬ五十餘川なほ萬代もすまんとぞ思ふ(明治天皇)

(ロ)何事のおはしますかは知らねどもかたじけなきに涙こぼる(僧西行)

(ハ)あし原の瑞穂の國の萬代も亂れぬ道は神ぞひらきし(明治天皇)

(ニ)傳へ來て國の寶となりけり、ひじりのみ代のみことのりぶみ(神勅)

(ホ)開け行く時にいよ／＼仰がれぬひじりのみ代の高き教を(神勅)

(ヘ)神よりうけし寶を守りにて治め來にけり日の本つ國(三種の神器)

(ト)君と臣の道明けき日の本の國は動かじよるづ代までも。

(チ)國民はひとつ心に守りけり遠つみおやの神のおしへを。

(リ)進みたる世に生れたるうなにもむかしのことをまづおしへなん。

(15)神話の教育的價值

バウルゼン氏曰く神話の教育的價值は史實其の者にあらず、又核心其の者にあらざる也。恰かも果肉果殼ありて核仁保護せられ營養せらるゝが如く、神話全體が國民教育の上に至大の効果を齎らす者也。

神代史の尊貴すべき所以は、核心その者にあらず、之を詩化し、理想化する所に國民思想の淵源は求めらる可し。又曰く、傳説化せられ誇大化せられたる祖先の偉業は次ぎへ／＼と青年の理想となり、觀念となり意思となる可し。

此の間に精神生活は向上せられ、強固なる意思は形成せらるゝ也。

されば神話は國民思想の寶庫にして國民教育上最も價值多きものなり。云々。

神話の事實如何を云爲せんよりも夫等の事實を通じて過去に於ける我民族の精神が如何なるものであつた

かを重視し之を考察することが大切である。神話傳説の中に関く所の國民的國家的理想を探究すると言ふ態度に出たいものである。

第二章 神武天皇

- 一、本課教授の要旨 本課を授くるに當りては神武天皇が天照大神の神勅に遵ひ、瓊瓊杵尊の御遺志を繼ぎ給ひて天業を恢弘し、人民を安撫せんとのありがたき思召を以て御身の勞苦を厭ひ給はず、東征の師を起し給ひし事を説いて、天皇の御聖徳を欽仰せしめる。
- 二、小學校教則第五條 第三項 歴代天皇の盛業と言ふ所を取扱ふことになる。皇統一系にして無窮なることが、他國に類例を見ないといふに止らないで、歴代の天皇が、人民に對しては慈母の赤子に對するが如きことも亦他に類例を見ない所である。神武天皇の尊き御身が親ら僻遠の地たる大和地方を平定し給ひて國の基を確立せられ給ひしことを始めとし、列聖は人民の塗炭に苦むを救はせ給ふ御爲めに自ら戰陣に臨み給ひ、或は産業を勧め或は學藝を興し給ひて國利民福を圖らせ給ひしことは彼等臣民の腦裡深く刻まれて寸時も忘れ能はざる所である。而して我等祖先は直接に此の聖恩に浴し我等亦此の恩恵に浴することの出来るのは何たる幸福であらう。國史によりて歴代天皇の盛業の跡を尋ねて國運發展の因つて來る次第を感得せしめることは本科教育上最も大切な所と言はなければならぬ。
- 三、解説及び教授上の注意

(1)日向を出て給ふ 瓊瓊杵尊より御二代をへて、神武天皇の御時にいたるまでの代々は六頁系圖によつて明かである。御代々日向にましくてわが國ををさめたまひしが、東の方にはなほわるものどもはびこりて甚ださわがしかりき。(本文)西國は久しく王化に浴せしも東國は未だ服せざりければ、諸兄及諸皇子に告げて宜はく、昔天神、此の豊葦原の瑞穂國を以て、我が祖瓊瓊杵尊に賜はれり、然るに時運草昧にして、此の西偏のみを治め給ひければ、遠遠の地は未だ王澤に霑はず、遂に邑に君あり、村に長あり、各々境を分つて相軋轢するに至れり、我れ聞く東方に美地あり、青山四周、彼の地は蓋し國の中樞なり、以て祖先の遺業を弘め威を天下に示すに足らん。宜しく就いて都すべし。と諸兄諸皇子皆之れに賛成せられた。之れに依つて見ると、御東征の原因は單に東方諸國に住む民の塗炭を救はんとのみ説くのは妥當でない則ち其の大御心の中に天祖天孫の意志を承けたまひて天業を恢廣せんとせられたのである。故に本課を説くに當つては、先づ天皇が天祖天孫の御意志を繼承し給へることを説き、次に當時中國の狀勢を説いて良民の塗炭に苦しむを救ひ給はんとせられし大御心を拜察せしめなければならぬ。而して御東征とは東に征くの意で全く東遷と同義である。故に此の行をして殺伐に説き去るとか、或は、侵略の意にするなどは共に妥當でない。猶此の事に關しては第(10)項を参考せられたい。

教科書の本文で注意すべき事項は次の二點である。

◎神武天皇の御時にいたるまでは、御代々日向にましくてわが國ををさめたまひしが云々。

即ち日向の地は僻遠の地ではあるが、當時に於ける帝都の地であることが分り同時に帝都の所在地としては萬づにつけ不便であつたことが容易に想像されるのである。

○十頁二行目の「かくて天皇は、天照大神の定め給ひしわが帝國の基をいよ／＼固くしたまひてかくれたまへり。」とあるのは五頁の「國體の基は實にこゝに定まれり。」と互に照合する句である。故に前課と相關聯して取扱はなければならない。

されどわる者どものはびこりわたる事は事實にして兵を交へられたのも事實である。唯其の御動機が、單なる御平定の意味ではなく東遷して天下を統治せんとする御聖旨に因るのである。舊教科書教師用にも次の如く認めてある所を以てすると神勅の御趣意を完うせんための舉であることが伺はれる。則ち尊より御三代の間は尙所謂神代にして常々九州南部の地方にましましければ、皇化未だ遠方に及ばず遠遠の地には會長各自に境を分ち、互に争ひて騷擾止む時なく一般人民は甚だ憐むべき情態に在りき。是に於て天皇は中央なる大和平野の地に移りて、此の争亂を鎮定し、以て天下の人民を安撫し、大神の神勅の御趣意を完うせんと思召し、諸皇兄諸皇子と共に、兵を率ゐて東征の途に就き給へり、とある。何れにしても神勅の大精神貫徹といふことが根柢をなしてゐるので單なる御東征でないことが分る。

②御東征の順路 天皇は之を平けて、人民を安んぜんと思召しめし、舟いくさをひきゐて日向を發し、大和に向ひたまひ、多くの年月をへて浪速につきたまへり。(本文)而して教科書七頁には神武天皇御東征圖と配した地圖が入つて要所要所の地點も明記してあるから大した解説は不必要かと考へる。唯此の圖に就いて注意したいことは、記入の地名は必ずしも確定的に記載してあるのではないから之を確定的に取扱はないやうにするのがよい。それから本文に出てゐない地名等も可なり書表してはあがあるが、之れは郷土史との關係をつける爲めであるから、地方／＼で必要に應じては傳説を重んじて取扱つて差支ないのである。先づ御東征

を思ひ立たせ給うたのは日本書紀等によれば御齡四十五歳の時であつて、而して日向御出發より平定までには滿六箇年を要してゐる御即位の年までを加入すると八年になるから天皇御即位當時の御齡は正に五十二歳にあたらせ給ふたのである。教科書に多くの年月をへてと記しあるのは浪速につきたまへるまでの年數である。因に御順路に就いて記して置く。紀元前七年十月、天皇は諸皇族を率ゐて日向を發し海路速吸門(豊後伊豫の間の海にて今の佐賀關海峡)を過ぎ土人珍産の嚮導により豊前(今の豊前豊後の地方)の菟狹(教科書宇沙)に至り給ひしに、土豪ウサツヒコ、ウサツヒメは宮を建て、皇軍を擁ひまつりぬ。これより筑紫(今の筑前筑後の地方)なる崗水門(筑前遠賀郡の海岸教科書岡田の宮)に至り更に安藝に進みて埃宮(古事記タケリノミヤ今の廣島市東方一里なる府中村の内ならん)に居り、更に吉備に至り高島宮を建て、此處に居給ふこと三年、大に舟楫を備へ兵食を蓄へ、一舉して天下を平げんとし給へりと傳へられる。教師の参考とすべき書物は多いが、先づ兒童に話聞かせるものとしては澁川氏著日本神典古事記断などが適當であらうと思はれる。

③大和に入りたまふ 愈々これから皇師の御活動となるのである。先づ本項を分つて見ると、(一)天皇の御軍河内より大和に入らんとしたまひしこと。(二)長髓彦の勢強く御軍をふせぎ入れたてまつらざる次第。(三)天皇道をかへて紀伊より大和に進まんとし給ふこと。(四)御道の御困難なりしこと。(五)八咫鳥道案内のこと。皇軍遂に東して浪速に着し、河内を経て膽駒山を越えて大和に入らんとし給うた。當時浪速、大阪附近の地は古今大に其の趣を異にしてゐる。大阪市の南方より大阪城の邊に至る一帯の高地は、古へ難波崎と稱して其の東に大なる入江あり、山城、大和、河内三國の水皆之に注ぎしものと思はれる。故に天皇の

舟師は難波埼をまはりて直に膽駒山麓の地方に達せしものであらう。高地の丘陵には雜樹枝を交へ雜草生ひ茂り猶所々に穴居の痕跡を留め海岸には人家點々而かも矮屋。住氏とても今の大阪人とは異り僅に魚鳥を捕へて其日を送るの状かと推察せられる。之等大和民族は皇軍を眺めて如何に考へたであらう。定めて皇軍を喜び迎へたことであらう。此時大和の鳥見（元の名を長髓といひ今の生駒郡宮雄村の地方）の酋長長髓彦の逆撃に遇ひて皇軍利あらず、皇兄五瀬命負傷し給ひければ、天皇即ち軍を返し、迂廻して紀伊に到り給ひしが、五瀬命は遂に薨じ給うた。傳へ言ふ、長髓彦との合戦は流石多勢と蠻勇とを頼んだ、土軍等も、天神の御子たる御武威には敵はない、忽ちのうちに敗走してしまつた。さりながら残念なことは皇兄五瀬命は、此戦に不幸にして敵矢に中つて御負傷をなされた。天皇は痛く之を悲ませられ、親ら傷の御手當をなさつて御勞りになると、兄の命は傷口をさへながら、ああ、悪かつた、吾々は日の神の子孫でありながら、日輪（太陽）に向つて畏れ多くも弓をひいたのだ。其だから名もなき賤奴の矢に當つて痛手を負つたのである。これからは必ず日を背にして進み戦はねばならない。と仰せられた。天皇も成程と肯かれ給ひて紀伊に迂廻のことに決したのである。さて皇兄の御傷は日に／＼重らせられ御氣力の程も衰へさせ給うた。天皇の御手厚き御看病の甲斐もなく、皇兄はたえだえなる御息の中より幽かに「あゝ残念だ、口惜しい未だ天下の形勢も見定まらないのに此のまゝ死ぬのは。」とさも物凄く男建び給ひて御息はたえた。天皇の御愁傷たとふるにももなければ、時が時所が所御涙をのませ給ひ氣を取直し給ひて熊野路さして進ませ給ひし天皇の御心中の程を拜察し奉れば何と申上げてよろしいやら出る言葉もなく唯々感泣の外はない。天皇更に熊野に到り山中の險路を辿りて大和の吉野川筋に出でウダ路より西に向ひて終に大和平野に出でさせ給うた。其の熊野より進

み給ふに當り山路險惡にして行くべき道もない。そこで大伴氏の遠祖道臣命八咫鳥の嚮導に隨ひて道をひらくに及び、纒かに之を過ぎ行くことを得させ給ふた。八頁の挿繪は即ち此時の御有様をうつしたものである。天皇の大和平野に入らせ給ふや、其地方に在りし八十梟帥などいへる數多の酋長等は降り或は滅され唯一人長髓彦のみが頑強に抵抗し奉つた。

然らば長髓彦は何が故に斯程までに頑強なりしかそれは（一）彼の頑冥なる性格による。（二）天皇と其祖を同じうせる饒速日命を推戴してゐたこと。（三）武勇に勝れてゐたこと。（四）彼が地理に熟してゐて必勝を期してゐたこと。（五）彼が外戚の權威を有したること。之等は尠くとも彼に頑強なる抵抗をなさしめた主なる原因であつたらう。就中饒速日命が古事記の傳ふるが如く瓊々杵尊の御兄火明命にて早く河内に降り給ひ、大和の鳥見に移りそれより長髓彦の奉ずると所となり、序いで長髓彦の妹媛を娶り給ふたこと等より固く命を信じ此の國土を治しめす御方は他にはあらじとの強烈な信仰から來たものであらう此のことを豫め話しておかないと、後に饒速日命の御降服と照合して兩者御人格の比較が拙くなり隨ひて命の長髓彦を殺して歸順し給ふた眞に名譽の御降服たることを知らしめることが出來なくなる。因に言ふ長髓彦とは髓の長い男といふ意味ではない之れは前にも言つたやうに地名である。又の名を登美ともいふのである。されば長髓彦一名登彦ともいふのである。彦とは男子といふ義である。次に八咫鳥の取扱に就いて注意しておかなければならぬ之を取扱ふには左の事項に注意して取扱ひたい。

八咫鳥を大己貴命即ち大國主命の後なりと之を人格化して取扱ふ仕方と、全く斯かる態度に出でずして單なる鳥として取扱ふ仕方と二つあるが、兒童には單なる道案内としての鳥と説く方がよい。但し天神の此の行

軍を助け給ひしものであらうと神秘的に取扱ふことが大切である。餘りに之を知的に取扱はないやうにしなければならぬ。それには教師先づ之を信じ之を事實化して取扱ふことが大切である。我國には斯かる天祐的な事實が随分に多い、我が國民史から斯かる天祐的の記事を拔去らば、寔に無趣味なものとなつて仕舞ふのである。後に出る金鷄も此の例である。然らば天祐は如何なる場合に認められるものかといふに、それは國家的努力に對する至誠の顯現する時即神人合一の神秘の境より見出し得られる。理知を超越して居る所に生命があり國民の信念となつてをる所に絶大の力があるのである。又一書には天皇の靈夢なりとして、自空翔降天皇曰、此鳥之來、自叶祥夢、大哉赫矣、山中嶮絶、加ふるに賊會其路を塞ぐに當り、此の良嚮導を得るものは洵に祖宗神靈の加護に依らざるべからず。又古事記漸に曰く、「此より内地にはまだ、澤山惡神共が居る。うつかり這入つて不覺を取るな、道案内として八咫鳥を遣はさう、其について行くがよい。」といふ天神のお告であつた。翠朝も眼がさめると普通の鳥の幾十倍も大きな鳥が陣屋の前にとまつていかにも勇ましい聲で「カア／＼と啼くのは御出立を促し顔である云々」とある、共に参考としてよい。

(4)大和地方を平げたまふ。八頁の記事は舊教科書に比して詳細に述べてあるから兒童に教科書を通讀させたのみでもよい。之れ以上話する必要はないが、唯兒童の感興と前述の關係上左に附説すべき要項を掲げておく。(一)沿道の平定即教科書の、かくてしだいにわるものどもを平げ、とある條には、菟田の兄猪、弟猪、國見丘今の大和宇陀郡と伊勢一志郡の境なる山丘の八十梟帥、兄磯城、弟磯城の話などをしてよいけれども他の戦亂と異り白刃に血ぬるといふやうなことは極めて少い。率士の果てまでも天皇のみ草であるからには天皇は決して他國に見るが如き殺伐の御平定はなさらぬ、名こそ東征ではあるが、其の實は御徳を以て

なづけられ、理を以て悟し給はれたのである。さればにや自ら悔いて服し來るものには、一々名譽ある官職を授けられたではないか、東征といふも其の實は鎮撫而かも刃を以て鎮撫なざるのではなく、徳を以てである。教授者宜しく此意を體すべきである。寛仁なる大度の有難さ感涙の外はない。(二)は中心地の御殿即長髓彦との御合戦である、ここに附説して頂きたいのは、(イ)長髓彦の軍の振はなくなつて、進撃戦は忽ち金鷄の飛來によつて防禦沈滞の戦となつたが、此時の長髓彦の押問答こそ注意すべきものがある。長髓彦使を皇軍に遣して曰く、曩に此地に天神の御子饒速日命の天降ありて皇子を生む吾乃ち君として之に奉化す、天神の子豈に兩種あらんやと。(ロ)天皇之を聞き依て勅して曰く、天神の子も亦多し、汝が君となす所是れ實に天神の子ならば、必ず其證あらん云々。(ハ)斯くて天神の子たること判明せしと雖も頑冥なる彦は降服をしない饒速日命は最早事は明白だ、戦を罷めよと有難きお諭しをなされたが、強情遂に改意せず命止むことを得ず彦を誅し悉く軍勢を率ゐて歸順せられ、子孫永く物部氏となつて忠勤を盡された。天皇は命の此の美舉に對し其徳を賞し給うた。最後に注意すべきことを一東して掲げよう。

神武天皇御東征の御困難なることを如實に説かんとするには地理的説明をなすことである。上古の海路の不便なると交通機關の不備なること、地理附圖によりて御征路の距離を説き尙熊野路の險惡なる殊に紀伊半島數條の山脈を横らせ給ひしこと聞くに戰慄する程である。其の上に土賊穴居して不意を打つものもある、斯かる地理的説明を行ふに當りては無論挿圖を利用するもよいが、心ある教師は拙くとも黑板上に自己の心中を發明する略畫、鳥瞰圖等兒童の心理に合するものを用ひて描きながら説話するがよい。時間は二時を配當すること。

(5) 御即位の禮を行ひたまふ。天皇詔して曰く、東征より茲に六年、天皇の威に頼りて中州の地復た風塵なし宜しく皇都を恢廓して宮殿を作るべし、と畝傍山の東南橿原の地を選びて帝都とし給うたのである。天皇事代主命の女を納れて正妃となし給ひ遂に即位の禮を行はせ給ふた。時に道臣命は大伴部を率ゐ、大久米命は久米部を率ゐて宮門を固め、天富命は鏡劍を正殿にいつき祀つた天種子命は天神の壽詞を奏し而して後御門を開いて、四方の國人をして高御座を拜せしめ給ふた。古語に畝傍の橿原の底石根に宮柱太しり立て高天原に千木高しりて、始馭天下之天皇を稱へて神日本盤祭彦天皇と申すとある。神武は後世に至りて追贈し給へる御諡號である。

(6) 紀元節。二月十一日と決定せられたのは日本書紀の紀年により、天皇の即位したまへる辛酉の歳正月朔日をば、太陽曆によつて逆算したものである。而して斯く二月十一日と決定したのは明治七年以降のことである。

(7) 橿原神宮。大和國高市郡白橿村大字畝傍にある此の地が橿原宮の遺址なりしによる。明治二十一年の創立で、神宮は創建の當時舊京都皇宮の賢所及び神嘉殿を賜はりこゝに移したもので、今は特別保護建造物である。

(8) 神武天皇祭。日本書紀の傳ふる所によれば神武天皇の御崩御は紀元七十六年三月十一日である。孝明天皇は三月十一日に遙拜の式を擧げたまひしが、明治天皇は毎年宣命使を御陵に遣し御親祭を行はせられ又、明治四年天下に布告して、三月十一日を以て全國一般の祭日とし、序いで明治六年太陽曆を用ひ給ひしより三月十一日を以て新曆四月三日と改め全國一般の祭日とせられたのである。

(9) 天皇の敬神。神意を尊び祖先を敬ふは我國古來の美風である。天皇は即ち範を萬民に垂示し給ひしことは十頁の教科書本文が十分に表現して居る。殊に御孝心ふかく、御先祖の神々を鳥見山にまつりたまふとある句は最も敬虔なる態度で説明すべきである。斯くて天祖の御志をつかせ給ふや、神の根こぎのいやちこに盛なる如く我が帝國の基はいよ／＼固く神勅の大精神は年紀を算すると共に展開して行くのである。

終りに紀元節の唱歌を説明しておく必要がある。今年の紀元節の前日に明日歌ふ紀元節の唱歌は何ういふ意味か、と兒童に尋ねて見た所が何にも答へるとが出来なかつた。無論尋常四年の兒童ではあつたが、上級の兒童にしても殆んど無意味にうたつてゐるものが多いのは甚だ遺憾なことである。故に斯かる機會を捉へて内容を髣髴せしめつゝ説明を加へておくことは教育上最も大切なことと考へる由來、我が國の儀式に用ゆる唱歌が殆んど無意味に唱歌されてゐることは甚だ遺憾なことと言はなければならぬ。本課の教案は餘り必要でもないから全部省略することにした。

(10) 參考事項と挿畫の説明。東征は東遷の意義に解するがよい、從つて「征」の字は行くの意である。東征の動機は之を移住にあると解し、尙上記の意味を含ませるがよい。

教科書の「東の方には、なほわるものどもはびこりて、甚ださわがしかりき」の意味を生かす位が兒童には適當であらうが、之れを力説するの結果此の行をして侵略的に取扱ふやうなことがあつては宜しくなく、況んや殺伐に説き過ぎてはならぬ。

されば紀記には此の所を次の如く記してをる。

(イ) 日本書紀。東ニ美ハシキ地アリ、青山四週セリ、彼地必ズ以テ天業ヲ恢弘シ、天下ニ光宅スルニ足ルベシ云々……(東征説)……

征ニアラズ。

(ロ)古事記||何レノ地ニマサバ、天ノ下ノ政ヲ平ケテ開シメサン。猶東ノ方ニコソ行デマサメ。ト宣リ給ヒ即日ヨリ發向シ給フ。唯何所にか良い國があるであらうと所定せず御出發になつたことになつてゐる。……東遷説。

本居宣長氏も東遷に賛成してをられる。黒板氏も同じであつて民族移轉説である。(大移住である。故に天皇は始めより大戦をなすの御準備はない。且之を好ませ給はぬのである。)「そうして教科書に『瓊瓊杵尊より御二代を経て神武天皇の御時にいたるまでは、御代々日向にましくわが國ををさめたまひしが』の記載に注意する必要がある之れは舊教科書と比べて見れば、その精神が何所にあるかは直ぐ分るのである。即舊教科書には唯「天皇のなほ日向にましませし頃は東の方の國々未だ開けずして甚ださわがしかりき。」とある。之れは左の精神を表現してをるものと考へられる。皇位は天照大神に始まつたこと。及び神武天皇は此の皇位を繼承し給へる御方なることを示したものであらう。故に神武天皇は日向の僻陬の地にましませしとは言へ此に都し給ひて我が國を治められたのである。従つて大和へ御入國になつて御即位の禮を行はれたのは、廣く萬民に御布告にならせられたのである。

挿畫の説明

(イ)此の挿畫は政治の意味を現したものである。即ち國の基を固くする爲めに、政治の本を定める爲めに尊き御身におはしながら萬難を排し、親しく臣下と共に共に具に辛苦を嘗めさせ給ふ圖である。

(ロ)遙かの山の險阻なるは、天皇の御困難を物語るものである。天皇は如斯險阻なる山をも厭はせ給ふことなく天業恢弘のことに精勵されたのである。近畿南部には紀伊山脈を始め數條の山脈が横はつてをる。此

の山道を越ゆるだに辛苦の程は十一分に拜察されるのであるが、況んや土賊等の此の行を阻害する等萬づにつけて御心勞の程が察せられる。

(ハ)然るに此の時皇祖神靈の御助けが八咫鳥と化して行路を授け給ひしかば、さしにも險惡の道も進路を迷はせ給ふことなく目的地に到達し給ふことが出來た。今や天皇を八咫カラスが御案内申してゐる所である。

(ニ)従者は大伴氏である。

(ホ)服装に就いては左の數點に注意しなければならぬ。

1 日本固有の服装なること。

2 活動時代ゆゑ、總て活動に便利に出來てゐること。

△みづらの結び方。△上着(筒袖)これ活動に便利である。△手籠(タマキ)等も活動に便利である。△左を下にする服装なること。△刀は頭椎太刀(カミツチダチ)ツカの方が大きい、直刀なること。△袴は今日の(ゾボレ)の大なるが如きものこれも活動に便利である。△靴(クツ)を穿つてあらしやる。これも活動時代としての表徴である。

3 挿畫の時節は確かには分らぬが、秋の最中は過ぎてゐる感じがする。

第三章 日本武尊 (三時間配當)

一、要旨||景行天皇が遠くは天壤無窮の御神勅に答へ給はん爲、近くは神武天皇の御遺志をつがせ給はんと

の大御心より西征東伐を御決行遊ばす次第を明かにして日本武尊の御武徳を追懐せしめるのが主眼である。

二、内容―教則上から見ると矢張り歴代天皇の御盛業を知らしめる課である。例へて題目が天皇といふ題目となつてゐなくとも其の成されし御事績は天皇としての御事績であつて御父景行天皇の御下命に因るものである。猶本課を分解して見ると。

(一)神武天皇より崇神垂仁の兩朝に至る間は天皇の御威光が漸次に四方にひろがる有様を知らしめることになつてゐる。

(二)景行天皇熊襲征伐の命を小碓尊に下し給ふ御こと。

(三)尊の御性質と熊襲征伐御計劃のこと。

(四)たける御征誅のこと。

(五)蝦夷御征伐に御出向のこと。

(六)駿河の變。

(七)御歸國途中の御有様。

(八)尊の御てがら。(總括的記載になつて居る)

三、本課の豫備―として教授に這入る前に心得ておかなければならぬことが二つある、第一は神武天皇の御事績を繰返しておくこと、第二は御歴代表によつて神武天皇より景行天皇に至る拾二代治世の概要を説いて遠くは天祖神勅近くは神武天皇の御遺志の擴張に意を注がせ給ひし結果大した出来事も無かつたことを知らしめる。

四、解説及教授上の注意

(1)神武天皇大和にうつりたまひし後は御威光あひ／＼四方にひろがる。(教科書本文)―綏靖天皇より崇神垂仁の兩朝に至る御拾代の間は於ける皇威の四方に振興するを指したものである。御歴代表に依つて天皇の御名を讀ませ、前記の趣旨によつて皇威の四方にひろがつて行く状態を地圖によつて説明するがよい。教科書

には崇神天皇の御代の四道將軍派遣の記事が除かれてゐるから附説する必要はないが、之によつて當時大和を中心として何の邊まで皇威が及んでゐたかが明かとなり随つて皇威振興の有様を地理的に説明する上に都合がよいから教師は心得ておく必要がある。殊に本文の「御威光あひ／＼四方にひろがる。」の説明には是非とも崇神天皇の御宇に於ける四道將軍の考が必要である。換言すれば四道將軍の名前は削られたけれども此の考がなければ抽象的に流れて兒童の感興を惹くことが出来ないのである。殊に神武天皇大和にうつりたまひしより、とあれば大和を中心として四方に皇威の普及する有様を如實に説明しなければならぬ。(2)都を遠くはなれたる東西の國々には、わるものどもなほ少なからず、時にそむきて、人民をなやましたり(本文)―此れは都附近則ち大和地方と遠隔の地則ち四道將軍の足跡の至らざりし中國以西の地及び今の福島縣若松市以北の地方の状態を寫したもので熊襲、蝦夷の兩種族が或は黨類を集めて邊界を侵し、或は農家良民を攻掠したことを指すものでわるものどもと集合名詞で表はしてあるのは熊襲族、蝦夷族の兩種族を言つたのである。それから人民をなやましたりとあれば此の種族が如何に慄悍無敵の性であつたかが分る。當時中央政治のよく治つてゐたに反して地方騒亂の有様もよく窺はれるのである。

(3)九州の熊襲を平げ給ふ。(教科書欄外の小題目)

(イ)熊襲は前に述べたやうに種族の名である今の日向、大隅、薩摩の地方に住せし慍悍熊の如き種族である熊襲が大和民族の一派であるか、或は全く大和民族以外のものであるか諸説未だ一定してゐない。古事記神代の卷大八島を生成し給へる條に筑紫則ち九州に四面ありとし、其の四面を熊襲國としてある。而して第四面に當る熊襲國は今日の所謂日向、大隅、薩摩の三地方であるから、景行天皇の御代に反した熊襲と云ふのは地名から變じて種族の名となつたものである。國史大辭典に曰く熊襲は(一)日向、大隅、薩摩地方一帯を稱したる古名(二)同上の地方に住したる人種の名、其名義に就きては諸説あり、(イ)本居宣長は熊は其國人の勇猛なるを意味し、襲は勇男の約言なりといひ、(ロ)八田知紀は熊とは其國人の勇猛なるをいひ曾とは於會の約りにて、此の地方の山岳重疊せる形より起りしものなるべしと言ひ、又青柳高軒は民族の勇悍なりしよりいふにあらずして二國の地名より起りしものと言へり、其他一二の説を述べてあるが重野博士等の贊する所は民族の慍悍から來るものではなく地名から起つたとしてある。詳しくは同辭典に就いて見られたい。人種に就いても諸説がある(イ)高麗人の渡來とせるもの(ロ)吳人の來朝せるものと説く人(ハ)南方渡來の人種となす者等で大和民族とは別種なりとする説が多いやうである。教科書に九州の南の方にすめる熊襲をむきとあれば、地理的の説明以外に種族としての熊襲を上記參考の上で適當に説明しなければならぬ。

(ロ)景行天皇の御親征は教科書には此の記事はないが、景行天皇の十二年紀元七四二年八月熊襲親征のあつたことを承知してゐないと、何ぞ天皇は最初から皇子に御下命あつたのだらうかと疑問を起さんとも限らないから是非附説したい。因に言ふ教科書年表によれば、日本武尊の熊襲征伐は景行天皇の二十七年紀元七五七年であるから御親征後正に十五年の後であることが分る。

(一)尊の御生れつきはくわつばつにて御力も強くましませしかばと教科書に書いてあるが、單なる言葉と解してはならない、則ち尊の御性質たる「活潑」は外面的といふより寧ろ内面的の活潑で眞の勇者たることを力説しなければならぬ。之等の説明は教科書の記事で十分に拜察することが出来る。

(二)少女のすがたは尊は御髪をとき、少女のすがたになりてたけるに近づきて、との記事は下手に説けば前記尊の眞勇剛膽にあらせられること、稍もすると矛盾を來たすことがあるから、少女の姿に身をやつさせ給ひしことに就いては飽くまでも尊のくわつばつなる御性質その内面的なる所を味はせなくてはならない。則ち決して賊を恐れ給ふたのではなく尊の剛勇たけるの如きものを眼中においてない所の意氣を表はさなければならぬ、勿論尊が斯かる御装にて敵地に入らせ給ひしことに就いては尊の御胸中賊魁ないことは以上で明かであるが、尙斯かる御計畫であらせられたことに關しては大塚氏の如く(一)地形より察し、(二)時期より察し(三)敵情より察して、奇計を以て一舉敵の巢窟を覆滅する方が、堂々戦容を張つて戦ふよりも得策であつたからであらう。故に飽くまでも尊の御性質の取扱に就いては内面的に説く必要がある。随つて堂々たる皇軍が賊を恐れ又勝ち得ない爲めに斯くせられたのではないことを慎重に説明しなければならぬ。

(ホ)御年十六は此の頃御年わづかに十六なりしも、仰にしたがひて云々とあるは固より尊の御武勇を知らせる爲めである。而して此の御年齢を入れた爲め愈々尊の御武勇が具體化され兒童に自己の境遇と比べて

一層感激するのである皇子が梟帥の動靜を窺ひ給ふ御時より、梟帥が親族を集めて宴に耽る様乃至は少女の御姿の皇子がたけるの面前近う接しあへる所などは、實に最も尊の沈勇剛毅にまします情景をうつして餘りあるものであるから、教師はよろしく眞面目に巧に此の光景を話して貰ひたいものである。舊教科書は挿繪としてたけるを誅し給ふの圖を現してあつたが、そういふ寧ろ殺伐な光景は大抵にして尊の剛勇沈毅の所を主眼として説いて貰ひたい、文部省が舊教科書の如き殺氣をおびてゐる圖を削除したのは大賛成である最後に注意したいのは、尊の眞の剛勇眞の御武徳を表現せんとするには、(一)熊襲の慄悍なることを克く説くこと。(二)梟帥はその頭であるから一層強い者であるといふこと。(三)それら種族の數の多いことなどを明瞭にしておかないといけない。而して斯かる強者に對して此方は僅か御年十六にまします尊が御平定になつたのであるから尊は實にエライ御方であるといふ風に取扱ふ必要がある。今一つ大事なことには尊の御西征を討滅や侵略の意味にならないやうに取扱ふことである。これは神武天皇の所でも同じで目的は徳を以て鎮撫せられるにある。教科書に討たしめたまふとあるのに拘束されてはいけない。

(ハ)往復の道筋 日本書紀も古事記にも別に明記してないから、地點などの説明は不必要かと考へるが、大正三年度版で三省堂から出てをる新編日本歴史地圖には景行天皇の熊襲征伐の御經路を大要示してあるから之を參考としてもよい。

(4)東國に向ひたまふ。

(イ)蝦夷 北海道に住するアイヌと同じ種族で、古は此の種類が極めて廣く蔓延して奥羽地方は勿論常陸の邊までが巢窟であつた。景行天皇以來朝廷の度々の懐柔と征討とによつて漸次皇化に浴して、漸次北退

して今では北海道樺太等に於いて二萬有餘のアイヌが昔の風俗を傳へるに過ぎない其の性の慄悍なることは熊襲に匹敵する。

(ロ)其後 〓とあるのは紀元七五七年以後即ち熊襲平定後十四年間のことで景行天皇の四十年紀元七七〇年蝦夷征伐の行はれたまでの年數は十四年あることに注意を要する。而して天皇は熊襲征伐より二年前に武内宿禰の巡察ありたりと言へば如何に天皇が鎮撫に大御心をなやまし給ふかを窺ふに足るのである。

(ハ)再征の任に當らせ給ふ 〓蝦夷反亂の報が大和の朝廷に達すると、天皇は群臣に勅して征討の將を選ばしめ給ふたことに關しては尊の御兄大碓皇子の御氣象の勝れさせ給はざりし事情等を傳へてをるけれ共、之等は教育上から見て價値のないことであるからそんなことは全く抜きにして此には單に剛勇沈毅の尊が當然其の選に當らせ給ふたことを説き、尙時間の都合で御父君の言葉として「朕汝の人と爲りを見るに身軀長大で容姿端正、力能く鼎を扛げ、猛きこと電雷の如く、向ふ所敵なく、攻むる所必ず勝つ。即ち知る、形は則ち我が子なれど、實は則ち神人たり。是れ寔に天、朕の不敏にして國內の平らかざるを感み、汝をして天業を經綸せしめ、以て宗廟を絶えざらしむるか。この天下は則ち汝の天下なり、この位は則ち汝の位なり深く謀り遠く慮りて暴賊を討ぜよ。」等があるから此の意味を碎いて話せば尊が如何に天下の重望を負はせ給ひしか尊にして無事凱旋あらせられんか、皇太子となり天位を踏ませ給ひしこと明かて、途中ノボノの露と化せられ給ひしことに比べて悲歎此の上もない次第である。

(ニ)御道筋 〓に就いては第十四頁日本武尊御東征圖に明かであるから別に説明をしない、唯一二注意若しくは附説材料を掲げておかう。

(1) 伊勢に至り給ひし時御叔母倭姫命にいとまごひをなさつた時「つゝしみて忘ることなかれ」と教へ給ひし倭姫の言葉を讀本中から出して取扱たい、尙ほ
 (2) 事急ならば、その囊を開く可きを授け給ひしことを取扱ひたい。
 (3) 駿河の海に就いて教科書にわるものどもとあるのは蝦夷ではなくその地の土豪であることを注意したい
 書紀には賊、古事記には國造とある。猶挿繪の説明としては天祐的神秘的に而かも如實に取扱ふ方がよ
 。

(4) 挿圖に燒津とあるのは此の事變の遺跡と傳へられて居る。

(5) 走水と記してあるのは尊の皇妃市橋姫の貞節をつくされた所であるから附説するがよい。海上暴風忽ち起り皇子の船漂蕩して渡るべからざりしに、皇妃皇子に告げて曰く、今風浪の起りて、船の覆らんとするは必ず海神の御心によるなり、願はくば、妾の身を以て皇子の爲めにとて身を海中深く投じ給ふたのである。暴風忽ち止み御船は房總路に安着することゝなつたのである。

(ホ) 尊の薨去 東征に出でさせ給ひしより此に三年御年正に三十途に伊勢の熊養野の露と消えさせ給ひしことを實にうたてしい極みである。御父上の御悲歎、又之を傳へ聽いた民衆の慨きは如何ばかりであらう又尊の御心事は如何であつたらう。世に尊の魂が白鳥と化して大和に向つて飛ぶといふことを傳へてゐるが洵にさもあるべきことである。之等の御事績は感情教育上好材料であるから心をこめて話さなければならぬ。

(ハ) 尊の御てがら 日本武尊の如く將來天位にも即かせ給ふべき尊き御身を以て兵士と共にんぎをしの

び給ひ、少年の御時より西に東にわるものどもを討ちて少しも御身をやすめたまはざりし次第を説いて、我等國民は殊に皇室の御恩澤を感謝し奉るべきである。現今皇族の御方々が親しく軍務を執り給ふが爲めに士氣百倍して我が軍常に戦勝を得たる事實などと比較して兒童を感奮興起せしめる所がなければならぬ。特に日本武尊の東西征伐の御事績か、天下の泰平、國民の福利と大關係があることを理會せしめる必要があり、随つて御身は皇子ではあつたが、その成されし御仕事は天皇としてであつたことを思はしめなければならぬ。

此の課の教授が終つた次の時間二時間を割いて既習事項の復習をして置く必要がある。そうして歴史を調べるのには

- (1) いつ(時) 天皇の御名を以てする外に紀元年數を以て示す。
- (2) どこで(場所) 地圖によつて探らせる。
- (3) たれ(人) 何んな人であつたか。何ういふ働きをしたか。何ういふ爲めになつたか。
- (4) どうして(原因) 何うしてそういふことをなされたか。
- (5) どんな(状況) あつたか、どういふことがあつたか。
- (6) どうなつたか(結果)
- (7) それが何うさしひいたか(影響)

等の七項目があることを知らして置く。後日段々と程度の高い話を聴取したり自學をして行く上に餘程便利である。

第四章 神功皇后 (三時間配當)

一、要旨 本課に於ては前課に於て授けた神武天皇の東征、其他歴代天皇の皇威振興特に、日本武尊の西征東伐等によつて皇威は愈々振興して國內大いに定まつたことを回想せしめ、更に神功皇后の征韓によつて皇威が遠く海外にまで輝き叛服常なかりし、熊襲も此に永く鎮定し、朝鮮支那の文物が續々我國に傳來して我文化の上に裨益を與へたことを知らしめ、朝鮮と我が國との關係の深いことを覺らしむると共に神功皇后の御威徳に就いて知らしめるのである。

二、解説及教授上の注意

(1)熊襲を討ちたまふ 皇后征韓の事情については舊教科書教師用に次の如く記してある。則ち三韓の中に在りては新羅は其の勢強大なれども、實は日支兩強國間に介在せる小國中の一なるのみ。かく小國並び立ちて半島内常に動搖し、其の影響は直に我が領土に及ぶ、是に於て皇后は平和を希望し給ふの誠意より征韓の軍を發し給ひしが、新羅王は我が國に對抗することの不可なるを見て、先づ自ら出降り、他の諸國亦促されざるに來り服し、我が領土亦平安なるを得て、自他共に其の幸福を増進せり。故に皇后の征韓の舉を説くにもよく其の御精神のある所を明かにし、皇后の御威徳を仰ぎ奉らしむると共に當時の國民が武勇にして國家の爲めに盡力せし有様を知らしむるを要す。とあつて皇后征韓の意味がよく分るのである。本課を取扱ふには是非とも此の精神で進んで行かなければならない尙次項を參考されたい。

(イ)神功皇后 御名を息長足姫命オホナガタラシヒメと言つて開化天皇九世の孫息長宿禰王の女で御母は新羅王子天日槍五世の孫と傳へられてゐる。但し兒童には新羅王云々のことは話す必要がない。而して征韓の御意思は申すまでもなく仲哀天皇の御遺志を繼がれたのである。此の邊の取扱は多少注意する必要がある。教科書には別に書表してはないが、天皇御崩御後の出來事のやうに考へると少し都合が悪い。天皇の九州に赴き給ひし際、群臣を召して熊襲討伐のことを議らせられた時、皇后は先づ新羅を従へ給ふべし、新羅己に服せんには熊襲の如きは兵を用ひずして自ら平ぐべし、と奏したとあるが、熊襲征伐と別の關係に於いて夙に仲哀天皇は新羅征伐の御意志のあつたことは間違ない。故に皇后の新羅征伐の精神を説くには單なる熊襲問題のみではなく仲哀天皇の新羅の無禮を懲らし給ふ意味があるものと解するが穩當だらう。併し新羅を侵略する爲めの新羅征伐ではなく、全く我が國内を平定するのが主である。此の説明としては次の方法に依るのが至當である。

○十六頁の朝鮮半島諸國圖を示し特に新羅國が我が國と一葦帶水の關係にあることを説明する。換言すれば餘程近いことを知らせ、同時に十七頁の挿畫に於て皇后が遙かに新羅の地を觀望して居られることと相待つて其の距離の近いことや、彼國の影響の大なることを想察せしめなければならぬ。故に挿圖と挿畫と相呼應して此の目的を達するやうにしたい。

○従つて新羅の一舉手一投足が早鐘を打ちたらんが如く鳴響して我が西邊の平和を擾亂するのである。故に縦し熊襲を鎮定したりとせんも新羅をして其のまゝに放任せんか我國の平和は永久に維持することが出来ないのみか、長く禍亂の源をなすのである。例へ此の事が仲哀天皇の御意思に基くものとは言へ此所では神功皇后を中心として教科書記載「皇后はまづ新羅をしたがへなば、熊襲はあつから平がんと

おぼしめし」を本體として取扱ひ皇后の聰明と御勇武とに對し奉つて感激を興へたいものである。
 ○而して此の結果が、所期の如く我が國の平和回復となり、又彼の國の和平を維持することゝもなつたことを考へる時、益出征の目的即ち征韓の理由が明かて侵略等の意味の毫頭無かつたことが分るのである。此の取扱は日韓合併とも關聯し合併後の感情上の問題とも深い關係を有することになるのであるから特に注意を喚起して置く。

○當時三韓の地が數小國に分裂して、干戈を交へ政略を事としてゐたことなどを追回する時、其の動亂の波紋は忽ち我西邊九州の地に及ぶことが容易に考へられるのである。況んや新羅國が熊襲を後援指嚇するといふに於いては此の舉が普通に考へられるより以上に深遠な意義を有することになるのである。

○斯く考へて見れば、新羅征伐の意義(理由)をして熊襲のこととのみは取られない、寧ろ熊襲問題の如きは或は小なる問題であるやうにも思はれるが、此所では兩方の意味を對立せしめ兒童には教科書文面の如く熊襲問題に關聯する方面を主にして取扱つてよい。以上は教授者の參考のために認めたのである。

○舊教科書教師用の一節に曰く「小國並び立ちて半島内常に動搖し其の影響直ちに我國に及ぶ。皇后は平和を希望し給ふ誠意より(中略)自他共に其の幸福を増進せり。」此の語は上記の精神を總括したるが如き感がある。教授者よろしく此の意を體すべきである。
 次に系圖を示して置かう。



今度の教科書に系圖を示したのは非常に結構である。或論者は第六頁に天照大神から神武天皇までの系圖を示したのはよいが、それ以後の天皇の系圖を示してないのは物足らない。などと謂ふが、萬世一系の天皇が即位せられるのであるから、臣下の如く其の一々を指示する必要はないと思ふ。其の代りに御歴代表を利用して行けばよい。殊に尋常科では其の必要を認めない。そうすると、却つて兒童に疑惑を抱かす場合などがあつてよくない。當局に於ても此の方針であるらしい。聊少の事であるやうだが、極めて大切な所である。萬世一系の天皇これで十分である。猶郷土的の史料などを出す場合に於いても系圖を出して話をする方が都合がよい。そうして系圖を重んずる精神も涵養して見たいものである。是れ一面に於いて祖先を崇拜せしめることにもなるのである。

(ロ) 皇后の御心事—當時皇后の御心中を察し奉るに勤くとも四つの御困難が御身上に降りかゝつてをるのである。其の第一は仲哀天皇の熊襲御親征中に崩御あらせられたことであり、第二は内に熊襲の叛するものがあり、外には新羅の之に應ずるものがあることと内憂外患とは實に此の事である。第三は天皇の喪を秘せられ給ひし御ことである。若し此の事にして臣下に聞えんか士氣の沮喪人心の離散となり、又敵の聞知する所とならんか、則敵の之に乗ずるところとなるのである。第四は皇位を踐み給ふべき天皇の御分曉期の近づ

いて居ることである。斯かる御身にして而も勇氣百倍、流石は萬乘の重き任務を負はせ給ふ御ことなれば、少しも意に介せられることもなく猛然起つて彼の地に渡り給ふ御健氣さ誰か其御武徳の高きに感ぜざるものがあらうか。寔に恐懼身に浸み入る心地がする。

(ハ)仲哀天皇の御氣象 本課は勿論神功皇后を主題とするものではあるが、餘りに皇后を過賞するの結果は時に、天皇の取扱を等閑にするやうなことも無いとは限らない、流石は日本武尊の御子である、御性質も聰明勇武にましましたのである。

(ニ)新羅を討ちたまふ

(イ)御出發の地點 日本書紀仲哀天皇の條には皇后は肥前國松浦縣に幸きし給ひ次で筑前國那珂郡今の筑紫郡安徳村を経て、更に同國粕屋郡福岡灣の東、榎田浦に還らせ給ひ、此所にて征西の御準備をなされ、愈々松浦灣より出帆いたされたことになつてを、又凱旋の時御着になつた地點も多分此所だらうといふことである。而して舟師は對馬の和珥津に至りそれより直に今の迎日灣に入り新羅の都金城に(挿繪)御着きになつたのである。

(ロ)輔弼の臣宿禰 皇后輔弼の臣として老軀をも厭はず皇后に従ひて新羅を征し凱旋後は引續いて應神、仁徳の二帝に歴仕して忠勤を勵んだのである、洵に邦家の龜鑑とすべき人物である。男山八幡宮に合祀せられて居る死後の光榮之れに過ぎるものはない。

(ハ)皇后の男装 皇后は已に神教の驗あることを御覽じあつて、榎日浦にかへりませしが、御髪を解き、海に臨んで祈りのたまはく、「吾れ天神地祇の教によつて躬ら海を渡りて西征せんとす。今髪を海水に注ぐに若

し驗あらば、髪分れて二つとなれ」と即ち御髪を解きて海水にて洗ひ給ひしに、御髪二つに分かれた皇后喜びて兩髪を結びて男の如くみづらとなし給ひ且つたまはく、「吾れ婦女の身を以て、假りに男装をなし上は神祇の靈に頼り下は群臣の助けをかりて云々」と教科書の記載は之れを美化して書いたもので大變に面白く且優雅に出來て居る。殊に皇后が神々の御たすけと、汝等の力によつてと仰せられた所などは神人合一の力で征途に上らうとなされたので我國民性に合する所が多い。

(三)韓我が國にしたがふ

(イ)新羅の降服 迎日灣におし寄せた我が皇軍は頗る威勢がよい、之れには流石の波沙寐錦新羅王も畏れたと見えて教科書所載の如き誓約を立つるに及んだ。其後新羅王は(八六五年の頃より)誓ひの如く金銀綾羅を八十艘(八十は多數の義)に横んで朝貢したといふことである。

(ロ)百濟・高麗の降服 教科書には其後我國にしたがへりと記してあるが、普通に三韓(實は三國)全部を皇后が御征伐になつたやうに誤つて説くものがあるが、百濟・高麗は新羅の服屬に鑑みて自發的に降服し來つたものである。蓋し我國の威風に畏怖した結果である。而して古事記には新羅降ると同時に百濟も降服したやうに書いてあり、日本書紀には百濟も高麗も同時に降服したやうに書いてあるが、高麗だけは諸種の關係上新羅・百濟とは降服を共にしたのではないらしく窺はれる。之れは自分一個の考で固より獨斷に過ぎぬのである。してみると、新羅の降服によつて百濟高麗が非常に狐疑躊躇して人心恟々たるのデカタン式を發揮してゐたことが想像される。而して神功皇后の親征を勞したる新羅が皇后攝政の時代より屢々我が朝命に背き、後に服屬した百濟が反つてよく我國に親しんで、其國を保つことになつたのは寔に面白いコントラスト

で一面に又注意すべき所である。次は實際に朝貢した年月を記してあかう。

(1)新羅入貢應神天皇の五年則神功皇后攝政五年で紀元八六五年であり、(2)百濟の入貢は紀元九〇七年高麗は紀元九三六年であるから百濟に後ること約三十年である。

(4)皇后の御でがら(一)朝鮮徳化したこと。(二)熊襲も平きたること。(三)學者王仁の來朝。(四)機織・鍛冶等の職人等が入つて來て我文化を進め、わが國運の充實に甚大の貢獻せられたことなどで教則との交渉よりする時は、文化の由來といふことも關係を持つようになる所である。此項目で最も注意をしなければならぬことは、(一)我が國に漢學が入つて來たこと、則ち漢字漢學の傳來したことである。之れによつて我が國の文運を進めたことが少くないことを實例によつて示すがよい。(二)皇子稚郎子は率先して勉學されたことなどを話すがい。そうして小さい兒童の頭の中に學問修養の必要なことを印象させたい。(三)王仁等の子孫が長く我が國に住居して我が文運の上に貢獻したことも特に力説したい。(四)機織・裁縫の業は夙に神代の昔に開けてゐたが、三韓支那の技術を容れてより大に進歩したことを是非附説するがい。三、總括(一)これ外國との關係を終るとになり、此の結果は總べての方面に一區劃をなすことになるから左の仕組によつて復習するがい。(二)我固有の思想感情時代則ち我民族性の特長の如何なるものなるかを攻究せしめる。(三)外國文明の傳來後に於ける文化の状態に就いて(極程度を下げ)斯かる着眼に依つて兒童の頭を鍛つてあげば、自ら歴史的興味が起つて來る。特に今回の教科書を取扱ふには必要かと考へる。或は神代より此の時代の終末まで連繫したる有機體として復習するなどは大變面白いことで又自己教育上價值のあることである。

第五章 仁徳天皇

一、要旨(一)本課は仁徳天皇が人民を憐み給ふこと恰も慈母の赤子に於けるが如く、又苦樂を民と共にし給ひし御聖徳を仰がしめると同時に、消極的に儉約を勧め給ひ、更に進んで積極的に事業を起させ給ひし御事を知らせる。又天皇が深く御心を民政に注ぎ給ひて、池溝を開き堤防を築き、道路を通じなどし給ひし爲に、農事の進歩著しく、人民大いに幸福を享くるに至りしことを説き、交通不便にして水旱の害を被ることの多かつた當時を回想せしめて、皇室御祖宗の御恩徳の深厚なる次第を覺らせなければならぬ。

二、解説(一)萬民をめぐみたまふ(欄外の小題目)

(1)仁徳天皇の御諡號(一)天皇が御仁慈にましまし御仁徳の高き御方なることを頌し奉るより斯く御諡號申上げたのである。

(2)仁徳天皇の御性質(一)教科書に、御なさけ深く、常に人民をあはれみたまへりとの能く分る。猶本課記載の事實と照合してみれば有難い天皇の御性質を拜察し奉ることが出来るのである。また天祖神勅の「ゆきてをさめよ」との實を擧げさせ給ひしかが分る。更に言へば此の課は天皇の御英明御仁慈なる御性質と、天祖神勅の顯現と見奉ることが出来るのである。

(3)難波の都(一)高津宮(タカツノミヤ)と言つて今の大阪市東區大阪城附近が其の宮趾である。高津(コウツ)は孝徳天皇蝦蟇の離宮のありし所、カハツ轉訛してコウツと讀むに至つたもので前者とは全く別物である。因

に言ふ應神天皇の都は大和國豐明宮(輕)であるから、仁徳天皇に至つて都を大和より此の地に移されることになつたのである。思ふに三韓服して朝貢の八十船難波の地に參來するととなつて、此の地が交通上の要津となつたからであらう。何れにせよ皇威の普及と國運發展の結果此に遷都されることとなつたのである。詳しくは歴史講座帝都を參照せられたい。教科書に天皇は都を難波にさだめたまひしが、とあるから其の理由を附加する必要がある。斯く取扱ふことになつて歴史の一つの連繫系統ある珠々つなぎの如きものだとの歴史の(ESENCE)則ち本質に觸れしめることが出來、隨つて人物本位の單調を破ることもなる。理由づけると言ひ、價值づける(價値の認識)といふことも今後の歴史教授には極めて大切なこととなつて來る。

(4)質素なる御つくり||何が故に斯く御質素に御作り遊ばせしか、考方に依つては色々に取れるのであるが、先づ斯く皇居をば極めて御質素にましませしは、人民の課役を軫念し給ふ大御心より斯くなし給ひしものと拜察することが出來る、さればにや歴史集成には天皇難波に遷都し高津宮に居たまふ。されど農桑の業を妨げんことを恐れて、宮室聖せず、梁楹飾らず、すべて質素にしたまへり。と傳へてある。洵に御仁徳の宏大無遍なるに感激する次第である。因に言ふ、我が御歴代の天皇が諸德垂示即ち躬行實踐の有難い君主にましまさか、又如何に民の心を以て己が心となされるか、即ち義則君臣にして情に於いては父子の關係であるといふことを深く兒童の腦裏に打こんで頂きたい。

(5)三年の免稅||勅して、三年の間稅ををさむることを免じたまへり。とある、今其の次第を述べんに、天皇即位四年二月即ち皇紀九七六年天皇群臣に詔してのたまはく、「朕、高殿に登り遠望するに烟氣起らず、蓋し百姓窮乏して炊ぐもの無きによるならん。畿内、猶然り、況んや畿内外をや」と三月に至つて天下に詔し

て、自今以後三年悉く課役を除き以て百姓の苦を休めたまふた。宮殿爲めに破れ、雨もるとも修繕を見合はされ、あまつさへ御衣すら新につくらしめたまはなかつたのである。而も主上には少しも御心にかけては給はず、恐懼措く所を知らない次第であつた。

(一)人民よろこびて皇居を造りたてまつる。

(1)再び遠望し給ふ||七年四月天皇は再び高臺に上つて諸方を御覽し遊ばすに、人民のゆたかになりたるか、村々の煙も盛んにのぼりたれば、天皇歡喜の餘り皇后にのたまふやう「朕富めり、また何をか憂へん」と皇后宣はく、「今宮垣壞るれども修むることを得ず。殿屋雨漏りて衣を濡す。何ぞ富めりと宜ふや。」と、天皇答へ宣はく「民の富めるは是れ朕が富めるなり。百姓の富みて君の貧しきことは未だ之あらず。」と以て如何に天皇が御心を民事に注がせ給ひしか、拜察せられる。

(2)人民の奏請||天皇の民を思はせ給ふ御心は遂に神靈に通ひたりけん。その後豊作打ちついで皆ゆたかになつた、此の時人民は申合せたるが如く「課役免稅此に三年、今其の御恩惠によつて民皆富みて家に餘財が出來た、今もし稅を上ることをせず、皇居を作らずば、恐らくは罪を天神に受けん。」とてあれ損じたる皇居を造りたて、并に納稅のことを主上に願ふに至つた、何たる純美の風ぞ。されど天皇は聽き入れ給はず、民またこの言葉を拜して恐懼おく所を知らず、再三再四請へど願へど許されず、更にとて猶三年が間延期し給ふ。實に感泣に堪へざる次第である。教師は宜しく此の邊の取扱には十分に其の御聖徳の程を感體してねんごろに説くべきである。斯くて十年十月に至り始めて役を課して宮殿を作らせ給ひしに、人民よろこびいさみて、われさきにはせ參じ、日夜工事にはげんだ結果、皇居忽ちうるはしく出來上つたといふことであ

る。世に聖帝と稱へるのも當然のことである。

(3) 高き屋の御製、高き屋に上りてみれば煙立つ、民のかまどは賑ひにけり。水鏡、神皇正統記などには之を以て仁德天皇の御製なりと傳へるが、日本書紀、古事記などには之を記してない、のみならず、歌の體から見ても當時の作ではないといふことになつて居る。多分後人が醍醐天皇延喜年中の講日本紀竟宴の和歌に藤原時平が、天皇を詠せる「高殿に上りてみれば天の下四方に烟りて今ぞ富みぬる」とあるのを改めて御製としたものであらう。その眞偽は兎も角としてこの歌は國民一般の信仰となつてゐるのであるから教師の信念次第で出してよい。

(三) 農業をすいめた云。

(1) 堤と池、天皇御仁政の積極的方面として兒童に感佩せしめなければならぬものに、農業御獎勵の事が載せられてある。之れが爲め池溝、水旱豫防の堤防、堀江等がある。猶交通の便益を増さんために作り給へる橋梁や、大道などがあつて今も尙歴然として其の遺趾を留めて居るものや、或は現に水を湛へ岸を堅めて其の事蹟を稱へて居るものがある。左に主なるものを掲げて置かう。

(イ) 大阪市中の天満川即ち渡波の堀江をうがちて西海に通じ給ふ。之れ天皇の即位十一年のこと、高津宮の北方にあつたのである。大和川河内川の水を引きしもので附近低濕の地は變じて良好なる田地となつた。

(ロ) 宮の南門より河内の丹比邑に直指する大道を通じ給ふ。

(ハ) 河内國北海郡淀河内に沿ふ所に美田の堤を築いて北河の汎濫を防ぎたまふ。今河内國北河内郡牧方町から攝津東郡野田村に至る淀川の左岸の堤防は即ち之れである。

(ニ) 又十四年には橋を攝津郡甘津に架し之を小橋と名づけた。

(ホ) 大濰を河内石川郡感致に穿つて石川の水を上給鹿、下給鹿上豊浦、下豊浦の四邑に注ぎ、又新田四萬餘頃を灌給ふ。感致とは河内國南河内郡東條村地方である。

(ヘ) 十三年始めて美田屯を設き、これより春米部を定め、和珙(河内)を穿ち横野堤(河内)を築かしめ給ふ。

(四) 注意及備考

(1) 難波京は今の大阪市東區上町に在つたもので天皇の元年より崩御の年まで即ち八十七年間此に皇居としてゐさせ給ふたのである。

(2) 六頁神武天皇の條に「浪速」とあり本課には都を難波にさだめたまひ、とあつてナニハの文字に差異があるが、全く同一の事を文字上で書別けたものであらう。(イ) 浪速、(ロ) 難波、(ハ) 浪華の三種があつて其の範圍等に就いても(イ) 攝津國を云ふ。(ロ) 攝津國西成東郡淀川流域の總稱、即今の大阪地方の古名難波津、で難波大津とも云ふ。蓋し(イ)は神武天皇此地に至りしに浪速かなりしより地名となれりと傳へてをる。斯かる仔細な穿鑿を避けて餘りに區別的取扱をしない方がよい、但し今の大阪は古への難波の地ではあるけれども、其の水陸の分布に至つては、甚だしく様子が變つてをる。今喜田博士の説に従つて一二を記せんに、太古に於て今の大阪市東部の丘陵、即ち上町の地は、南から北に向つて延びた、所謂難波の崎をなし、其内部に難波江を擁したものであつて、西北東悉く海で、今の大阪平野は、大部分入海であつた。今大阪の川口から四里も内地に入つて、西成郡中島村に江口の名の存して居るのは、或時代に於て、是が淀川の河口として重要な碇泊所であつたことを示して居る。徳川時代に大和川改修工事を行ひ之を泉州の北方に通ずるに至つて、形勢大いに變じたけれども其の以前は河内及び大和川は淀川と共に大阪灣に注いで居つたので上流から難波江

に運ばれる土砂の量は今日以上であつた。神武天皇御東征の傳説には、御船は深く難波江の奥に進んで、今の河内の目下地方、即中河内郡牛駒山の西麓までも達してゐたさうである。篋の歌として、和田の原八十島かけて漕ぎ出でぬと人には告げよ海士のつりふね、といふのがあるが、八十島とは大和川、河内川并に淀川より運ばるゝ土砂が難波江の中に堆積して生じた島々である。今日では其の八十島が互に聯絡して所謂大阪平野を爲して居るのである。古歌に難波と云へば、必ず蘆か添標の景色が添ふのは、砂洲に蘆荻叢生し、所謂八十島が次第に成長して、水路漸く不明となるより其の間に添標を設けたのである大阪平野發達の状態を物語るものである。因に言ふ現今の如く大和川が、堺市の北に通ずるやうになつたのは近く寛永開墾以後のことである。

(3) 難波京へ遷都の理由を説くべきことは前述した通りであるが、重ねて注意を喚起して置きたい、單に難波に京を定め給へるとのみ教科書記載の通りに話すのみでは價値が少くない。京を此の地に遷すに至つたことは自然的發展上から來たもので時勢自然の要求より來てをることを歴史的に考察せしめる必要がある。

(4) 免税三年更に三年なるにより實際繼續してをつたのは六年である。

(5) 本課中注意すべき點は左の所である。(イ) 皇居ははめて質素(ロ) 炊煙によりて民の困苦を察し給ふ。(ハ) 三年又三年の御免租。(ニ) 御衣すら新につくらしめ給はず。(ホ) 炊煙のゆたかなるを見て「われすでに富めり」と仰せられたこと。(ヘ) 人民皇居の修復を奏請す。以上は主として消極的方面、積極的方面としては農業を御獎勵になつたこと。此の取扱に於いて最も注意すべきことは炊煙の多少によつて人民の貧富に氣づかせ給ひしことである。此の御心事を兒童に感ぜしめることは容易のことではない、これ今時も陛下が、人民

のことを忘れ給はぬ證據で、天皇と人民との關係が父子の情誼であること更に言へば君と臣とが異體同心、一體不離なることを表現してをる。此の間柄であり、斯かる大御心を持たせ給ふたからこそ他の人には氣づかざる炊煙によつて民の貧富を察し給ふたのである。天皇の御仁慈はたゞ此の一事にて明かである。教師はよろしく此の邊の取扱に仔細の注意を拂ふことが大切である。

(6) 最後に注意すべきは天皇の御仁政を唯天皇御一代に止めることなく、御歴代天皇の仁慈も皆此くの如きものであることを深く洞察せしめなければならぬことである。我々國民が一旦緩急のある場合には義勇公に奉ずるが如く代々の天皇も亦民事に事あるに際しては臣下の忠を致すより遙か以上に愛憐仁慈の恩恵を垂れさせ給ふのである。故に天皇の御仁徳を力にし感動せしめることは至極結構なことであるが、之れが爲め他の御歴代と差等を附するやうな取扱の弊に陥らないやうにしなければならぬ。明治天皇、今上天皇の御仁政に就いても深く感動せしめる所がなければならぬ。換言すれば御歴代天皇の御心事は仁徳天皇の如く一面不二である。

(7) 天皇の御陵墓は天皇御生前に於て和泉國泉北郡船松村に作らしめ給ふた。現存の諸山陵中最も高大なりと傳へられる。陵名はモズノミミハラナカノミササギと云ふ生前に斯かる大工事を成し遂げたまへるは其の御聖徳の如何に高くましませしかを拜察することが出来るのである。

因に謂ふ、第十三課(百十四頁)の挿圖に大和川が書いてあるが、之れは開墾前の大和川を示したものである。地理附圖のとは流れの様が異つてゐるからウツカリすると迷ひを來すことになるのである。

第六章 聖德太子

一、要旨 聖德太子が推古天皇の朝に皇太子となりて庶政を攝行し種々の新制度を設け、外交を開き、又佛教の興隆を圖り給ひしより政治・宗教・工藝美術等が著しく進歩し社會發達の氣運を促進せしめ給ひし御事蹟を知らしめる。

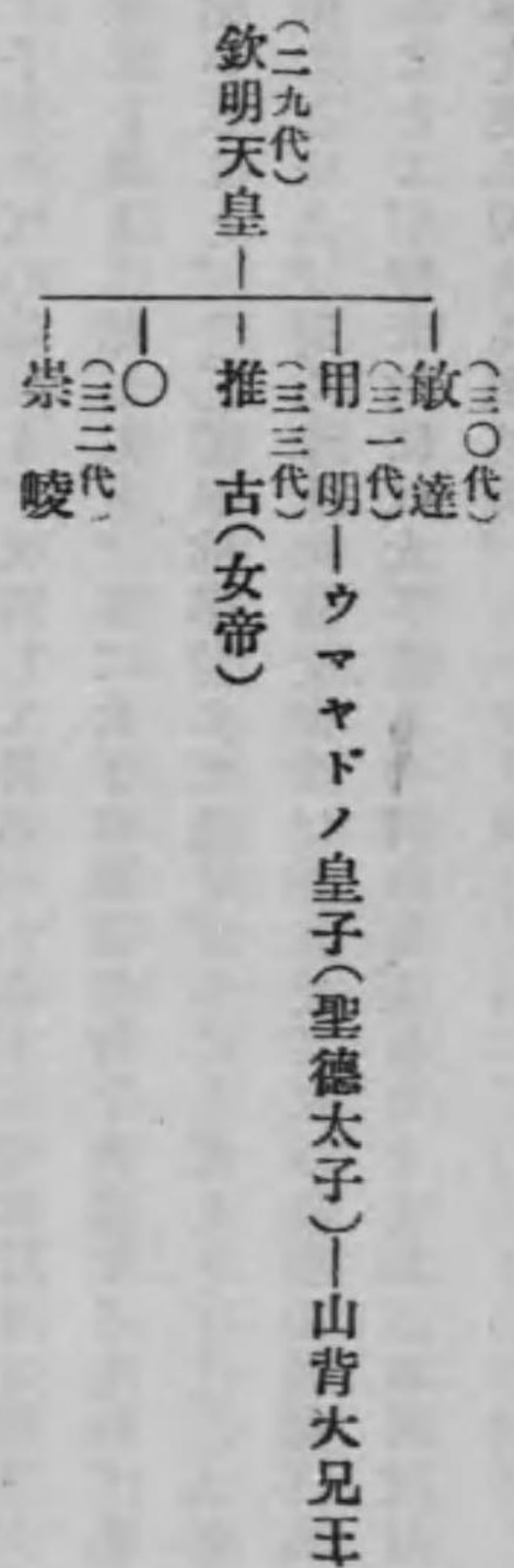
二、解説

(一)太子政をとりたまふ。

(1)推古天皇 仁徳天皇より第十八代目の天皇とあるから第十七代履中天皇から第三十二代崇峻天皇まで第十六代の間歴史の大部分が省記してあること、及び此の間に於ける事柄と最も關係のあることは、第七第八天智天皇と藤原鎌足の課及此の課に於ても話すべき旨を告げることが御歴代表を使ふ上から當然起つて來る。

(2)女帝 我が國最初の女帝にまします御方である、今其の次第の概要を記せんに 推古天皇は始めの御名を炊屋姫と申し第三十代敏達天皇の皇后であらせられた。後崇峻天皇の御崩御の際、皇子の皇位をつぎ給ふべき御方なかりしに因り群臣即位を炊屋姫に勧めまつりしに、皇后は再三辭讓の後遂に位に即かせ給ふたのである。欽明天皇の皇女にましまして稻目の女墜(カサネ)の所生におはし後異母兄敏達天皇の皇后とならせ給ふたので天皇の崩後は重きを朝廷になし、用明、崇峻の二帝は何れもこの皇后が、群臣と語り給ひて定め給ひし

所と承る。されど教授の實際には斯かる穿鑿は不必要であるが教師は一應心得おくことが大切である。左に女帝の系圖を示しておかう。



(3)聖德太子の攝政 教科書に政治を御甥の聖德太子にまかせたまへり。とあるのは即ちこれである、舊教科書は太子の攝政と欄外に出したが、改訂のものには太子政をとりたまふと改めてある。言葉が平易になつたことは可いが、攝政の文字を削られたのは不便である。(攝政)として上欄に掲げたい。即ち教科書は攝政の文字を出さないから攝政の説明等には言及する必要はないであらうが、其の内容としては攝政といふことに觸れておく必要がある。一步進めて攝政の文字を出した所で大した兒童の負擔とはならない。而して何ういふ場合に攝政が必要かを想察することも大した難事ではない。却つて兒童は満足をなし成程と合點して我が國體に對する心丈夫さを感じるであらう。皇室典範に「天皇末ダ成年ニ達セザルトキハ攝政ヲ置ク。天皇久シキニ亘ル故障ニヨリ大政ヲ親ラスル能ハザル時ハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク」とあるが古代に於ては女帝の場合にもおかせられたのである。之れと關係あるのは(イ)應神天皇(幼帝)神功皇后攝政

(ロ)齊明天皇(女帝)中大兄皇子である。推古帝の即位は前記の如く止むを得ざる御事情の爲めであることを附記し特に女帝であらせられた爲めに攝政をおかせ給ふたのである。

(二)十七條の憲法を定めたまふ。

(1)太子の聰明||太子は御生れつき人にすぐれて賢くましくと記し其例として一事によく十人の訴を聞分け給ふことが載せてある。けれども之れは太子の壯年に達せられた時のことであるから兒童には中々解せられない、故に今少し幼時の話から始めて行く必要がある、之れに就いては次のやうなことが傳へられてゐるからそれを附説するがよい。(イ)太子生れながらにして能く話し給ひ、又聖智ありたること。(ロ)六歳の御幼時に諸王子と宮中に集りて嘻戯し給ひしに御父君用明帝は餘りに噪がしかりしを以て、來り給ふや諸皇子皆走り隠れ給ひしに、太子のみは其の場を去らず、天皇は深く恠ませ給ひ、何故汝は逃げざりしか。と問はせ給へば太子對へての給はく、天階して昇るべからず、地穴ほりて隠るべからず、逃げたりとて隠るべき所なしと天皇之を異とし給ひしと。實に太子の聰明聖智を表現するものである。(ハ)長ずるに及び書を讀むことを好み給ひしこと。(ニ)儒學佛學習ふて通ぜざることなしと。(ホ)人の十日に學ぶ所は太子は一日にして之を學び給ふといふ。則ち十人の訴を聞分け給ふまでには餘程の階梯があつたこと。特に先天的に御英明にましまししこと、後天的には太子自らの御修養深きことも話さなくては時に兒童自らを卑下しないとも時に或は反感を抱かぬとも限らぬ。

(2)太子の學問||教科書には、其上に朝鮮の學者に就いて、深く學問ををさめたまひしかば、朝鮮支那のよきところをとりて云々と書いてある。則太子の御性質聰明なるが上に御學問に御精勵のことは力を入れて説話

すべきである。傳へ言ふ推古天皇三年高麗の僧慧慈歸化せしに、太子は之を師とし從ひて五戒を受け自ら命じて勝鬘といふ。嘗て天皇のために勝鬘經を宮中に講じ給ひ、又親しく勝鬘經、維摩經法華經等の註疏を作り給ふ。儒教を御勉學になつたのは覺智を師とし給ひしに因るのである。佛教はコマの僧慧慈から學ばれたこと前記の如くであるが、此に特筆すべきことは太子が常に日本國民性、乃至は日本の習慣に從はれたことである。更に言へば之等儒佛の研究を行はせ給ふに常に我が日本國民に取つて大事な箇所を採擇せられたことである。彼の十七條の憲法の如きも無論儒教を參考とせられたのであるが、單なる模倣ではなく、我が國民性に合致する徳目で一層其の意味を強め我が國民性の純美なる所を助長し、我文化の貢獻に關係ある所を以てせられた點は實に敬服すべきことである。故に彼の勝鬘經に註釋を施されるに當つても決して印度の解釋に從はれなかつたのである。師匠慧慈和尚は此の註釋を見て感服の餘り自國に持歸り同國の人亦驚喜共鳴したと言ふ。因に言ふ聖徳とは時人尊びて聖徳といひしを後世まで襲用し諡號とまで誤らるゝに至つたのである。一言にして言へば、聖徳とは太子の全行を擧げて稱する意である。

(3)十七條の憲法||舊教科書は唯十七條の憲法といふ文字だけを見せたに止まつたが、改訂の教科書は、其内容を附記して「官民の心得べきことを示したまへり。」とした點はよい仕組だと考へる。併し之れにては物足りないから是非兒童に次の條々を附説したい。

(イ)憲法の大精神は皇室中心主義であることを知らしめる。

(ロ)役人、人民一般の心得ではあるが、時勢上中央集權の必要があつたので其精神とする所は飽くまでも皇室中心といふことが、大精神であること。

(ハ)第三條承認必謹。君則天也。臣則地也。とあることや、第十二條の國靡二君、民無兩主、率士兆民以王爲主、所任官司、皆是王臣。とあることは皇室中心主義を克く表はしたものである。

(ニ)第一條の和を貴となす。忤ふ無きを宗と爲す。第二條篤く三寶を敬せよ。第四條の君臣、禮有れば位次亂れず、百姓禮あれば、國家必ず治まる。第六條の人の善をかくさず、惡を見て必ず匡せ。第八條の群卿百寮早く朝しおそく退け。第十條人の違ふことを怒る勿れ。第十五條私に背きて公に向ふは臣の道なり。

第十七條大事は獨斷すべからず。衆と與に相辨ぜよ等の意味を嚼碎いて話す必要がある。

(4)注意||第一條の三寶とあるのは、佛、法、僧の三つを指すものであるが、之れに就いては太子が外國文明に餘りに心酔されたといふやうな論者もあるが、決してそいふ意味ではない、當時代の國民の精神を和げるには佛教が一番よいと思はれたことに基くもので決して神祇のことを忘れ給ふたのではない。太子が推古天皇の十五年に百官をして神祇を祭ることを發議せられたのを見ても太子が如何に敬神の精神に富ませ給ひしかが分るのである。即ち斯くの如き事情であつたから、特に神祇のことを憲法上に書く必要がなかつたと見るのが正しい。此時代も神祇を祭つてゐたのであるから別に誠める必要は無かつたのである。太子の聰明いかにあることを爲さうか。此の所は餘程注意して取扱ふ必要がある。而して太子の憲法と今日の憲法とは大いに異つてをる。

▲憲法ノ條文(括弧内の句は兒童に提示する意味で縮譯したもの)

一に曰く||和ヲ以テ貴シト爲シ、忤フコト無キヲ宗ト爲ス。

人皆黨有リ、亦達^サレ^ル者少シ。是レヲ以テ或ハ君父ニ順ハズ、乍チ隣里ニ違フ。然レドモ、上ハ

和シ、下ハ睦ビテ事ヲ論ズルニ諧^カヘバ、則チ事理自ラ通ズ。何事カ成ラザラン。

(和を貴しとなす、争ふことなかれ)

二に曰く||篤ク三寶ヲ敬セヨ。三寶トハ佛、法、僧ナリ。即四生ノ終歸萬國ノ極宗ナリ。何レノ世此ノ法ヲ貴バザル、人、尤モ惡シキモノ鮮シ、能ク教フルヲ以テ從フ。其レ三寶ニ歸セザレバ何ヲ以テカ枉ルヲ直サン。

(篤く佛を敬へ)

三に曰く||詔ヲ承レバ必ズ謹メ。君ハ則チ天、臣ハ則チ地ナリ。天ハ覆ヒ、地ハ載セ、四時順行セバ方氣通ズルコトヲ得。地天ヲ覆ヘサント欲セバ則チ壤ヲ致サンノミ。是ヲ以テ君言ヘバ臣承リ、上行ヘバ下靡ク、故ニ詔ヲ承ラバ必ズ慎メ。慎マズンバ自ラ敗レン。

(詔を承けては必ず謹め)

四に曰く||群卿百寮禮ヲ以テ本ト爲セ。其ノ民ヲ治ムル本ハ要禮ニアリ上禮ナラザレバ下齊ハズ。下、禮無ケレバ、必ズ罪アリ。是ヲ以テ君臣禮有レバ、位次亂レズ、百姓禮有レバ國家自ラ治マル。

(禮を貴べ)

五に曰く||發食ヲ絶チ、欲ヲ棄テ明カニ訴訟ヲ辨ゼヨ。其レ百姓ノ訴ハ一日ニ千事有リ、一日スラ尙爾カリ況ンヤ歳ヲ累ルヲヤ。頃訴^{コノボ}ヲ治スル者、利ヲ得ルヲ常トシ、賄ヲ見テ讞^シヲ聽ク。便チ財有ル者ノ訴ハ石ヲ水ニ投ズルガ如ク、乏シキ者ノ訴ハ水ヲ石ニ投ズルニ似タリ、是ヲ以テ貧民則チ所由ヲ知ラズ。臣道モ亦此コニ闕ケヌ。(讞とは罪を議するの意) (發とはムサボリの意)

(訴を明かに行へ)

六に曰く|| 惡ヲ懲シ、善ヲ勸ムルハ古ノ良典ナリ。是ヲ以テ人ノ善ヲ匿サズ、惡ヲ見テハ必ず匡セ。其レ詔ヒ欺ク者ハ則チ國家ヲ覆ヘスノ利器タリ、人民ヲ絶ツノ鋒劍タリ、亦佞媚ナルモノハ上ニ對ヒテハ則チ好ンテ下ノ過ヲ説キ、下ニ逢ヒテハ則チ上ノ失ヲ請諒ス。其レ此ノ如キノ人ハ皆君ニ忠无ク民ニ仁無シ、是レ大亂ノ本ナリ。

(人の善を匿すことなく惡を見ては必ず匡せ)

七に曰く|| 人各々任アリ、掌ルコト宜シク濫レザルベシ。其レ賢哲、官ニ任ズルトキハ、頌音、則チ起ル。

頌

ホメタ、
エルコト

奸者、官ヲ有セバ、禍亂、則チ繁シ、世、生レナガラ知ルコト少シ。刻ク念ヒテ聖ナリ。事大ホト無ク、人ヲ得テ必ず治マリ、時急緩トナク、賢ニ遇ヒテ自ラ寛カナリ此ニ因リテ國家永久ニシテ社稷危ナシ、故ニ古聖王、官ヲ爲シテ以テ人ヲ求メ、人ノ爲メニ官ヲ求メズ。

(人各の任あり掌る所宜しく濫れざるべし)

八に曰く|| 群卿寮早ク朝シ、晏ク退ケ。公事監臨シ、終日盡キズ、是ヲ以テ遅ク朝スルトキハ、急ニ速バズ早ク退クトキハ必ず事盡キズ。

(早くつとめ遅く退け)

九に曰く|| 信ハ是レ義ノ本ナリ。事毎ニ信有レ。其レ善惡成敗、要信ニ至リ、君臣共ニ信アラバ、何事カ成ラザラン。君臣信無クンバ萬事悉ク敗ル。

(信義を重んずべし)

十に曰く|| 忿ヲ絶チ瞋ヲ棄テ人ノ違フヲ怒ラザレ、人皆心アリ心各執ルトコロアリ。彼レ是トスレバ、則チ我レハ非トシ、我レ是トスレバ則チ彼レハ非トス。我レ必ズシモ聖ニ非ラズ、彼レ必ズシモ愚ニ非ラズ、共ニ是レ凡夫ノミ。是非ノ理、誰レカ能ク定ムベキ。相共ニ賢愚ナルコト鑑ノ端ナキカ如シ。是ヲ以テ彼ノ人ハ瞋ルト雖モ還リテ我が失ヲ恐レ、我レ獨リ得タリト雖モ、衆ニ從ヒテ同ジク舉ヘ。

(人の違ふを怒るかれ)……個性ノ異リ人ハ持チツ持タレツノ語カ。個性ノチガヒガ互ニ働キ働キカ、

ルノデ世ハモテル

十一に曰く|| 功過ハ明察シ、賞罰必ズ當テヨ。日者賞功ニアラズ、罰罪ニアラズ、事ヲ執ルノ群卿、宜シク賞罰ヲ明カニスベシ。

(功過を明察して賞罰必ず其の當を得よ)

十二に曰く|| 國司、國造、百姓ニ歛スルコトナカレ。國ニ二君靡ク、民ニ兩主無シ、卒士ノ兆民、王ヲ以テ主ト爲ス。所任ノ官司ハ皆是レ王臣ナリ。何ゾ敢テ公ト與ニ百姓ニ賦歛センヤ。

歛
(引アツ)

(國司・國造たるものは、百姓より收斂すること勿れ)

◎土地人民ヲ私有スル氏族政治ニ對シテ土地 人民ヲ一王ノ下ニ統一スル中央集權ノ思想ノアラハレ也。

十三に曰く|| 諸任官者ハ同ジク職掌ヲ知レ。或ハ病ミ、或ハ病使、事ヲ闕クコト有ラン。然レドモ知ルコトヲ得ルノ日和フコト、曾テ識レルガ如クセヨ、其レ與ニ聞クコトナシトイフヲ以テ、公務ヲ妨グ

ルコト勿レ。

(己れの職掌を知れ)

十四に曰く「群臣自察嫉妬アルコト勿レ」群臣百寮嫉妬アルコト無カレ。我レ己ニ人ヲ嫉メバ、人モ亦我レヲ嫉ム。嫉妬ノ患ハ其ノ極ヲ知ラズ。所以ニ智、己レニ勝テルハ、則チ喜バズ。己レニ優レルハ、則チ嫉妬ス。是ヲ以テ五百歳ノ後乃チ賢ニ遇ヒ、千載ニシテ一聖ヲ待ツコト難シ、其レ賢聖ヲ待タザレバ、何ヲ以テ國ヲ治メン。

十五に曰く「私ニ背キテ公ニ向フハ是臣ノ道ナリ、凡ソ人ニ私有レバ必ず恨ミアリ。憾有レバ必ず同ズ、同ゼザレバ則チ私ヲ以テ公ヲ妨グ、憾起ルトキハ即チ制ニ違ヒ法ヲ害フ。故ニ初章ニ云ハク、上下和諧セヨト。其レ亦、是ノ情カ。

(私に背きて公に向ふは臣の道なり)

十六に曰く「民ヲ使フニ時ヲ以テスルハ古ノ良典ナリ。故ニ冬月間アラバ以テ民ヲ使フベシ、春ヨリ秋ニ至リテハ農桑ノ節ナリ、民ヲ使フベカラズ。其レ農セズンバ何ヲカ食ハン。桑セズンバ何ヲカ期セシ。

(天を使ふに時を以てせよ)

十七に曰く「大事ハ獨斷スベカラズ、必ず衆ト與ニ宜シク論ズベシ。少事ハ是レ輕シ、必ずシモ新トスベカラズ。唯大事ヲ論ズルニ逮ビテハ、若シ失有ランコトヲ疑フ。故ニ衆ト與ニ相辨セバ則チ辭理ヲ得ン。

(大事は獨りきめにせず衆と相談すべし)

こともまた注意を要する。

(イ)太子の憲法「臣民(官民)の守るべき憲法を定め給へるもので、儒佛の道德に基いて舊來の弊風を指摘したものである。

(ロ)現今の憲法「國家統治の根本法則で君民の權利義務を定め給へるものである。

(1)新しき政治「教科書には、いろ／＼新しき政治をはじめたまひとあるから、此のまゝに過ぎ去るとも出來ない。(イ)冠位を定め給ひしこと即十二階級あつて冠を以て位階を示され、位に叙する時は位階相當の冠を授け給ふたのである。(ロ)曆日を用ひ給ひしこと。欽明帝の御代に已に朝鮮より曆博士が來朝した。推古天皇の十年百濟の僧觀勒が來朝して天文、地理の書と共に曆本を上つた。即ち陽胡史玉陳ヤコノフヒトタマノをして曆法を學ばしめられ十二年に至つて始めて曆を天下に頒ち給うたのである。曆のことを附説する中心點は世の中が次第に開けて行つたといふ一證としてであるから徒にならべ立てるのみでは繁雜を來す計りである。而して冠位を取扱ふ精神はと言へば人才登用の道を計られたといふ實證である。冠位を如何に使つたかと言へば、功勳中心主義で家柄や門閥などは一向眼中におかれなかつたのである。これ即ち氏族制度の打破で確かに社會組織の大改造と言はなければならぬ。則ち人才登用主義で功勳によつて誰彼の區別なく與へられたのである。而して冠位を色分にして十二の階段を製作になつたのは人民が國事善事に勵むやうにとの太子の積極的精神の顯現するものである。實に太子は英明なる御方であつた。

(6) 注意 太子は如斯總べての方面（實は未だ全部は説かないが）に御功績のあつた御方であるが、此大主義の御實行を見ずして遂に此の世を去り給ひしは如何にも残念のことと言はなければならぬ。此の事は最終にある人々太子を惜しみ給ふといふ所に關係することでもあるから、特に讀者の注意を促して置く。けれどもこれが實行者は中大兄皇子である。而して社會組織の改造を斷然行ひ給ひ史上に花と裝られ給ふことになつたのであるが、其の基礎は飽くまでも聖徳太子であることを思はなければならぬ。互に相關係せしめて取扱ふ必要があるから、ころばぬ先の杖として附記しておいた。

(三) 使を支那につかはしたまふ。

(1) 支那との交際 地理的關係に依つて考へても、又我が國民の進取的氣象に富んでゐる實狀から考へても、朝鮮との交通はるか、支那大陸との交通も容易に想像されるのである。即ち地理的には一葦帶水を隔てたるのみにて海路により又朝鮮半島を經過して交通することが出来るのである。然れども支那との交通に就きては我が國古史には記載してないから其の實狀を知ることが出来ない。唯僅かに彼の國の書に之を載するのみである、けれども之れ皆私の交通であつて朝廷としての交通ではないのである。而して當時に於ける支那との交通は主として三韓の媒介に依れるもの若しくは九州地方の豪族が私にしたるものであつた。我が朝廷にて使を支那地方に出したのは、雄略天皇が吳に通じ給ひしを其の始めとするけれども直接我が天皇と支那皇帝との間に交際を開き給ふたのは推古天皇の御代を以て嚆矢とするのである。

(2) 遣使の目的 日本書紀は之を明記せず、支那書たる經籍後傳記に我に書籍乏しき故を以て妹子をやりて書籍を購求せしめ兼ねて隋國との交際をなさんが爲めであるといふとである。依之按ずるに遣使の目的は次

の三つに歸着するのである。

(イ) 隣國の好を修むる爲め (ロ) 彼の國の事情を知る爲め (ハ) 其の長所を我國に輸入せんため。

(3) 當時の支那 教科書は次の如く記してをる。其頃、支那は國の勢強く、學問なども進みむたりしかば、常にみづから高ぶりて、他の國々を皆屬國の如くにとりあつかへり。支那は其國の大なるが上に文化燦然として四隣の國に卓越し國威いやが上にも秀でてゐたから常に心おごり自ら尊大の氣に充ちて他國をば悉く眼下に見下して居つたのである。當時の支那の情勢は實に斯くの如きものであつた。三韓服屬後大陸の文化は滔々として我が國に移入せられたが、前記の如く主として三韓を介してのことであつた、それ故に三韓を透して想像した支那本土の文化は我が有識者に取りては如何に壯麗に見えたか知れない。進んで文化の本源に接せよとの叫びは夙に支那文明心酔者の發する所であつたに違ひない。斯かる事情であつたから隋國との交通は實に至難の業であつたのである。教科書が、他の國々を皆屬國視した如く取扱つたと書いてあるが、其の他の國々の中には我國が這入つてゐたのである。

(4) 注意 斯様に當時の支那が凡ての點に於いて我が國の上にあつたことを現時の兒童に了解させることは中々容易でないのである。何となれば現今の支那と現今の日本とは全く之れと事情を異にして居るからである。尙之を時間的に言へば今より約一千三百二十年の古昔の比較であるからだ。斯かる現狀、而かも時間的溝渠を有することであるから餘程まで教師は其の取扱に注意しなければならぬのである。

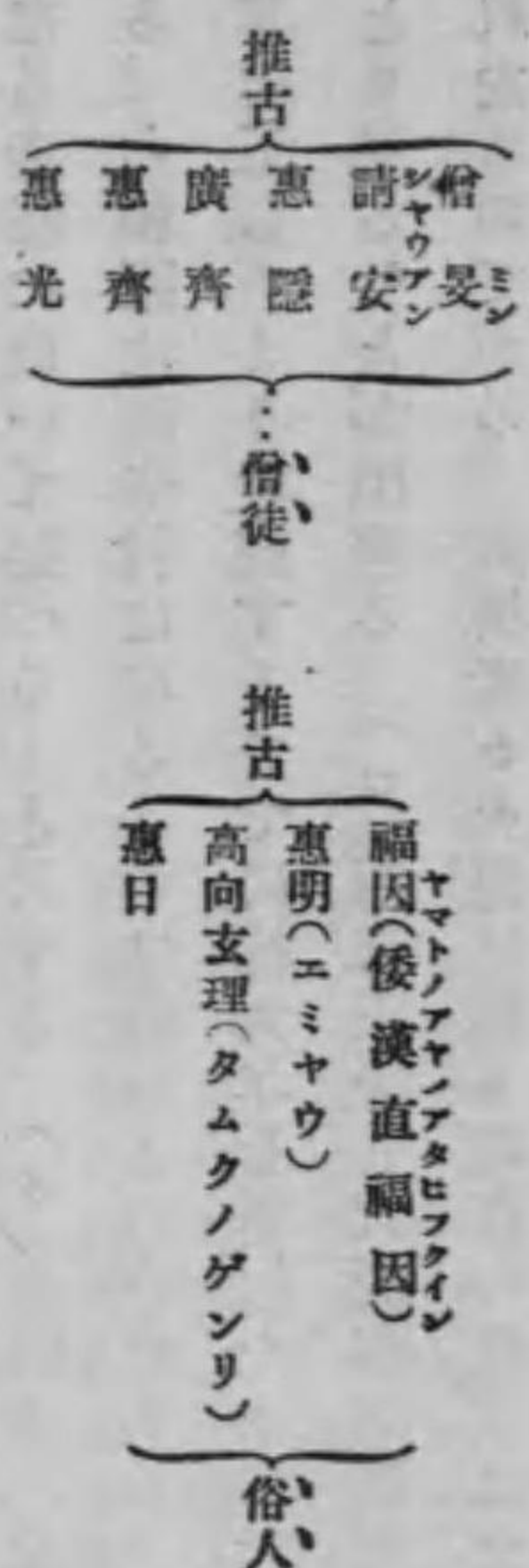
(5) 太子の意氣 此の難事を物ともせられず、勇往邁進以て隋帝煬帝をして遂に壓服せしめたる所は洵に痛快に堪へない。依之察すれば、太子の御胸中に熱烈なる採長補短の精神文化愛護の御精神が如何に輝いて居つ

たかが分るのである。而かもその屬國扱ひにせられてをつた闇雲を破つて一躍對等の交際を決行せられたる太子の意氣と強烈なる意志とは流石の煬帝も驚嘆したであらう。教科書に、太子は其の勢に恐れたまふことなく、彼の國につかはしたまい云々と記してあるのは斷乎たる太子の意氣を表はしたものである。さればにや隋帝がその國書を見て悦ばざりしも(實は立腹した)その意氣の高遠なるを怪み斐世清を遣はして妹子を送り國風を觀せしむるに至つた。察するに、隋帝は我が國書を見て愕然として立腹したであらうが、斯かる小國の大國に對して對等の交際を結ばんとする其の意氣には、實は若干參つたのである。さて、如何なる國にやあらんと日本研究の好奇心を起すに至つたのである。因つて妹子を又大使とし、難波雄成を小使とし福利を通辯として丁寧な斐氏を送還するに至つた。乘じては留學生の派遣となり對等修好の實は愈こゝに結ばれたのである。

(6)國書 日出處天子致書日沒處天子無恙云々(第一回)之れに對して斐世清の天皇に上つれる隋の國書は、皇帝倭皇に問ふ、朕嘉す、稍喧かなり云々と太子之を讀みて喜びたまはず新しく國書を草し給ふ。其の文に曰く。東天皇敬白西皇帝云々(第二回)依之見れば、如何に太子が對等の地位を得んとし給ひしかが察せられるのである。又一面に太子が如何に國家の體面を重んぜられたか、又太子が如何に國家主義を標榜せられたかが分るのである。

(7)餘談 當時の世は氏が團結して皇室と結合してゐたので一面には皇室の強い原因をなしてをつた。けれども其後氏が勢力を得るに及んでは氏族あるを知つて天皇あるを知らざる状態となつた。此に國民志操の動搖を來し隨ひて統一の必要が起つた。其の統一の刺激は聖德太子の遣隋使に始まり隋の文化を宣傳するに至つたのである。

(8)留學生 太子は更に彼國に留學生を送らせ給ふた。今其のメンバーを掲げて見ると左表の如きものである。



之等は何れも歸化人の子孫である、以て我が國の文物が歸化人の手に由つて増進せられたかが分る。又留學生の多くが僧侶であることを思ふと佛教思想が我が教育社會に對して甚深の感化影響を與へたことなども察せられる。而して僧侶によりて輸入せられた漢土佛教思想と、俗界留學生によりて輸入せられた新しい文化思想と、本邦國有の獨特な思想との三者が互に融合同化して次代思想を作つたのである。

(四)佛教をこしたまふ。

(1)佛教傳來 佛教は印度の釋迦の説いた教であるが、之を單にホトケの教と言つたのでは徹底しない。ホト

ケは佛陀より轉じたる浮屠より來たもので仔細に詮索すれば差支はないのであるが、語原等の説明を要する譯になつて複雑を來すから矢張こゝでは釋迦の教とした方がよい、今其の傳來の經過を記せんに、先づ印度に起り支那に傳はり三韓に入り、三韓より我が國に傳つたものである。而して其年紀は年表第一頁に示してある通り欽明天皇の十三年即皇紀一二二二年である。

(2)太子の崇佛 太子の作り給へる憲法にも篤く三寶を敬せよとあるのを見ても分る通り非常な熱心家であつた。其理由に就いては前記してゐたから此に再言を要しない。唯こゝでは太子の崇佛心の顯現として主なる寺院に就いて述べることにする。(イ)法隆寺 名前の起りは「佛法興隆」の意味があるといふことである。大和國法隆寺村に在るものは即ちこの寺である。御父用明天皇の遺命によつて建立せられたのであつて其起工してより竣成するまでに約九年を要したものである。即ち此寺院は一方太子の御孝心から生れたものとも見ることが出来る。(ロ)四天王寺 大阪市南區天王寺に在るもので推古天皇元年に聖德太子の建立せられたものである。其後度々火災に罹り現存の堂宇は文化年間の建築である。因に言ふ推古天皇の末年に至つては寺院四六、僧侶八一六人、尼五六九人の多きに及んだといふことであるが、右二つは其の中で最も有名なものである。寺院建立と同時に佛像、繪畫、彫刻等の技術が非常な進歩をしたので後人の眼を驚かすものが少くない、之等の點に於いて史上に一新時期を開いたのである。教科書に佛教が大いに内國にひろまると共に建築などもいちじるしく進んだと書いたのは即ち之を指すものである。然れども開化史的材料は兒童の程度趣味に合し難いから成る可く具體的方便物を用ひて如實に直觀的に取扱ふ必要がある。尋常科では此種材料につきては餘りに深入しない方がよいかと考へる、教科書又此の趣旨によつて編纂されたものである。

兒童の分る程度のもを挿入してやがて進んだ學年で學習する上の豫備となる位に止めてよい。
(五)人々太子ををいみたまつる。

太子慈仁深く民を愛し、心を政治に留め給ふことの厚かつたことは今更繰返す必要はないであらう。然るに太子は四十九にして薨じ給ふた。教科書が、此の時世の中の人々は皆親をうしなへるが如く、なげきかなしみたりといふ。と書いてある所は餘程力を入れて説かなければならない。否若し聖德太子の本當の教授が出來てゐさへすれば、太子の死を聞いた兒童は自ら此の感じを起すであらう。多くの史家が筆をそろへて哀哭の聲月を踏へて絶えなかつたことを書いてゐるのは全く太子の人格、事績の卓越してゐたことを證するものである。寔に人生程悲事多きものはない。崇佛の太子遂に入佛し給ふあゝ何たる悲哀ぞ。さきには武勳赫赫たる日本武尊を失ひ今また文勳の太子を失ふ。天何すれぞ斯く壽を早く傾くるか。然れども恩人兩者共に他人を裨益し國家に盡すところ極めて偉大である。常人の百年千年にも代ふべき事業をなし給ひ己に人事の總てを遂行し、この世に生ける負擔は此の短き間に貫徹し給ふたのである。共に天位に登り給ふべき御身であらせられたが其の御功績の程は正しく天皇と等しきものであつた。斯くの如く諦らめをつければつける程一層その哀惜の感は増す計りである。當時の人々が親をうしなへるが如くなげきかなしむ状態に入らしめるまでには先づ教師が太子に對して感激の情に充たなければならぬ。

(六)注意及備考。

1) 隋は一二四九年から一二七七年に至る、二十九年間で滅び唐となつた、而して唐の時代は其後約二九〇年間續いたのである。

(2) 遣隋使を派遣されたのは三回、遣唐使は十二回であるが、それは推古天皇から仁明天皇まで二十七朝約三百年間に合計十五回である。

(3) 航路に就いては大正五年度版實文館發行の中等教科日本歴史地圖に稍詳しく書いてあるから参考せられるがよい。出發地は難波で到着地は長安であつた。而して其道は二つあつて一つは三韓を通過して此路を迂廻して渤海に入り、山東省に上陸して長安に進むものと、一つは揚子江を標準としたものである。

(4) 隋の統一と滅亡 文帝は北周を篡ひ長安に都した。かくて支那は西晋の時異族侵入して四分五裂の状態となりてより凡そ三百年で後漢人(文帝)に支配せらるゝことゝなつた、文帝は勤儉で國民を愛撫し、制度を改善したが、其子煬帝は豪奢を好み盛んに宮殿を營み運河を開き、又頻りに遠征を試みた、今の安南臺灣、青海地方等を征服し氣甚だちつてゐたが、高麗を攻めて大敗するに及んで國亂騒亂忽ち發し群雄は四方に起つて煬帝は今の揚州(江都)に於て叛臣に殺され李淵といふ者隋を篡ふて帝位に即き長安に都するに至つた。之れ我が推古帝の二十六年のことである。唐の高祖が即ちこれである。

(5) 太子の肖像 太子と同時の百濟の阿佐太子が目あたり太子を視て描ける所なりといふことである。太子の御肖像としてのみならず、我が國最古のものである。

(6) 太子の御薨去を取扱ふ際には御功績を總括しておく方が一層感動を與へることになるから左の標準を参考して説くがよい。

○外交家としての太子。

○學者としての太子。

○道德家としての太子。

○修養家としての太子。

○社會組織改造者としての太子。(人才登用)

○宗教家としての太子。

○政治家としての太子。

○皇室中心主義宣傳者としての太子。

(7) 支那との交通を説くには前課に於ける三韓の服屬のことを繰返して尙進んでは太子御在世當時の支那の事情を明かにしておくことが必要であらう。(イ)太子の外交振りの如何にも強固であつたこと其の意氣の盛んであつたことを知らしめること。(ロ)留學生を送り給ひしその誠見の高邁にあらせられたと説くと同時に太子が支那の尊大國に對して國家の體面を辱しめ給はざりしこと否却つて體面を大いに保たれたことをよく知らせること。(ハ)當時文化を我國に傳へた支那が却つて現今我が國に留學生を送れる有様を比べさせることさうして之等は何に起因するものなるかを思考せしめること。さうして段々と兒童の頭を解明的に取扱つて行くことが大切である即ち。現今は我國の文化が支那に廣がりつゝあることを知らしめる。

(8) 聖德太子一千三百年御忌 太子の御薨去遊ばされしは紀元一千二百八十一年であるから本年即ち大正十年は太子の御薨去から算し奉つて滿一千三百年に當る次第である。法隆寺の淨境に太子の奉讚氣分横溢する今日しも此の記事を認めることの出来るのは何たる光榮であらう。以下認むる所は既に所々に述べておいたが千三百年祭を記念するために諸種の大家が、新聞に或は雜誌に其の御功德を詳述して國民教育上に資せんとの芳志に感じ今氣分を新にして其記述の中から國民教育上直接に參考となり得る部分で而かも兒童に適するものを列記して一つは以て太子の功德を奉讚追慕し一つには實際教授上の好同伴たらしめんとするものである。

(イ)太子は莊麗なる推古時代の創始者である。

(ロ)自由平等の提唱者である。
(ハ)太子は社會改造が出来ないのは國民の思想を皇室中心主義日本中心主義の上に築き上げないからだと思召された。それさへ出来れば、蘇我氏を亡すことの如きは易々たることだと思念し給うた。
(ニ)太子を攝政として國政を執らしめ給ひし推古帝の偉い御方であることも分るが、太子自らも此の社會改革事業を行はんが爲めに皇族の御身を以て天皇に代つて政治を總覽せられることになつたのである。故に三浦周行博士の言の如く太子は尋常一様の東宮とは其趣を異にしてをられたのである。即ち位居東宮總攝機行天皇事。

(ホ)太子は外交的手腕を持たれてゐた、而して太子の御一代の間太子を輔弼し奉つた人は使節として派遣された小野妹子である。妹子は太子の心腹となり股肱となつて克く働いたものである。隋煬帝が太子の國書を見て怒髮冠を衝いたのも當時の支那の状態から考へて當然のことであるが、この事は妹子の豫期してをたつた所であつた。然るに「めく」と歸朝せず飽くまでも支那大官の間に暗中飛躍を試みて日本の事情を説き實力を説明し其の諒解に努めたかが分る。流石に妹子は使節としての手練があつたのである。而して猶彼の使節裴世清と共に歸來した際日本の國防が如何によく出来てをるかを示し、又、淀川の河口に滿盤飾をした船を三十六艘ならべて其間を通過せしめ、愈々上陸すると従來高麗の使節の宿泊する館の上方に立派な新館を設けたといふが、實に妹子の手腕は仔細な點にまで行届いてゐた、太子とは同心一體の生活である。太子の功德を説くと共に腹心の臣妹子の誠忠をも併せ説かなければならない。第二の妹子は後の藤原鎌足で第二の聖德太子は天智天皇である。

(一)太子は産業や美術の奨励をなさつたと同時に國民の思想信仰問題に向つて更に大なる努力をなされた。
(ト)太子は宗教的大政治家であつた。哲人であり政治家であつた。最も良き政治家は最も良き哲學者であらねばならぬとの大哲プラトンの言を想起せずにはをれぬ。
(チ)慧慈法師の悲歎「エジ法師は高麗の人で太子が佛教の師とし給ひし高僧である。此人太子の死を傳へ聽いた時彼エジ法師は彼國にありて悲歎止むことなく、且つ曰く「太子は日本の聖人で日本の國を救はれ國民を導かれた實に傑い鴻業をなさつた方だ」と讚美し其の御方が已に薨せられた以上は自分も生きて居る甲斐が無い明年太子の御薨去の日に自分は必ず死ぬと豫言してその日を違へず死んだといふことである。之れ恰かも明治大帝が崩御せられ靈柩御發の際乃木將軍夫妻が殉死されたと同心である。
(リ)大化改進は太子によつて立せられ、其の輔佐たる人々も太子によつて養成せられたのである。天智天皇の參謀となつて種々なる献策をした人々即ち當時の留學生たりし高向玄理、南淵諸安等は太子の養成されたものである。單に之等の人々に止らず、其の内政に於いて萬民を教養し給ひしことは憲法によつても明らかである。
(ヌ)皇室と人民とを直接に接近させようとの御心事は、權力を擅にする障害者を除き去らうとの御考で有り難い極みである。
(ル)支那文化に負けぬ爲めに日本の文化を輝かさうとの御意氣込みに太子獨特の進取の氣象が伺はれてうれしい。當時は朝鮮問題に關し支那と競争して常に劣敗の地位にあつたのである。即欽明帝の時分には朝鮮半島に於ける領地を失ひ、任那まで亡びて了つた。それで天皇は悲痛の餘り御遺詔を殘されて皇太子の手を

執り、後事を囑して『汝須く新羅を討ち任那を建て、舊の如くならしめよ、然らば朕は死すとも恨むことなしと。』申された其後敏達、崇峻兩帝の御代に屢々その回復を圖られ次いで推古天皇の御代に及んだのである。太子は特に其の回復に意を用ひられて幾度も兵を送られたが成功を遂げさせ給はなかつた。即ち日本の外交は常に新羅及び支那から大なる壓迫を受けて當時の國際間には劣敗の地位にあつたのである。此の邊の取扱にも觸れておく必要がある。

(ヲ)支那に對抗するには、國內の統一を計らねばならぬ。それには從來の族制政治を打破し國民の一致團結が必要である。以て國家組織の統一を計らなければならぬ。此の精神の顯現は憲法制定、曆法制定、佛法の獎勵而して之れが大中心をなすものは皇室である。即太子の主義は飽くまでも皇室中心主義である。

(ツ)日本を支那と同等以上の國に進めたいとの一念ではあつたが、支那かぶれしたのではない、心酔したものではないことは皇室中心主義の一句を見ても、又當時敬神思想の充溢してゐたことからよく窺はれる。太子の佛教興隆策は外國に對する上より、又國民道德教化の上から必要であつたのである。後人ともすれば十七條の憲法に敬神のことが掲げられてゐないことを以て疑念を懐く者もあるが、敬神の如きは殊更に説くのはなかつたのである。之を憲法中に特記するの要はなかつたので分りきつたことであつたのである。教授者はよろしく以上の趣旨を體して本當の聖德太子を幼童の頭の中に印象させて頂きたいものである。

折角理想的の人物として掲げられても皮相な取扱に終ると、何を言つたか分らないことになる。自分の經驗上からは聖德太子の取扱は兒童に理解し難い所で至難中の至難の課である。由來開化史的方面の取扱は

づかしいものである。それ故本課を取扱ふには成るべく地圖や人物を如實に躍動させるやうにした兒童にし易いやうに具體化して取扱ふことが必要である。殊に修身科などと連絡を取つて幼時の生ひ立ちより御薨ふになるまで全一的の取扱をすることが必要である。殊に本年は千三百年祭に當る記念の年であるから適宜題目を掲げて、その御鴻業に感激せしめる必要がある。それから歴史教授には兎角その事績の如何に影響したか、といふやうな取扱を逸し易いが、これは極めて遺憾な次第である。太子の一舉手一投足は恰かも池中に石を投げ入れたと等しく克く其の波及を四周に傳へ感化功德の影響の實に偉大なるものがあることは今更申すまでもないことである。單にこのことが當時の一世に止らずして千三百年を距つる今日はおろか未來永劫までも持續して行くのである。人格の社會性を帯びてゐること、乃至は有機體の部分變化が全體に如何にさしひびくものであるか、少しは此の邊の取扱にも觸れたいものである。幼童ながらも斯かる取扱には感奮興起してそこに道德的活動人格的な活動が油然としてメバエして來るものである。けれども從來の如き科學的概括的な而かも無理想な而かも冷めばい歴史教授には到底日本國民たるべき心情を陶冶することは出來ない、所謂文學的取扱をして感情の移入を十分ならしめ以て不知不識の中に道德的興味を培養するやうにした。詮じて此に述べんに矢張り教師の信仰次第感激次第で如何やうとも兒童の心意を支配し得べきである熱の教授者でなければならぬ。而して外來思想を研究する以前に先づ我國特有の道德に感激する者でなければ國史教授者としての資格はないのである。けれども余は唯過去の道德のみに讚美左祖するが如き弱者ではなす。

第七章 天智天皇と藤原鎌足

一、要旨 大化の改新は明治維新と相並んで我が政治上の三大改革の一つである。而して其の起因は支那文物の輸入に在る、故に本課を授くるには先づ第六課聖徳太子の事歴を繰返して太子の御事業と、太子の社會組織改造の御精神とを回顧せしめ、又本課に瞥見することの出来る執政世襲制度の積弊とを想望せしめ以て太子の意志承繼者たる偉人中大兄皇子並に忠誠なる鎌足の勳功を明かにし、一旦國家に緩急の起つた際には義勇奉公以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉るといふ鞏固操守の國民的感激性を涵養することが眼目である。

二、解説

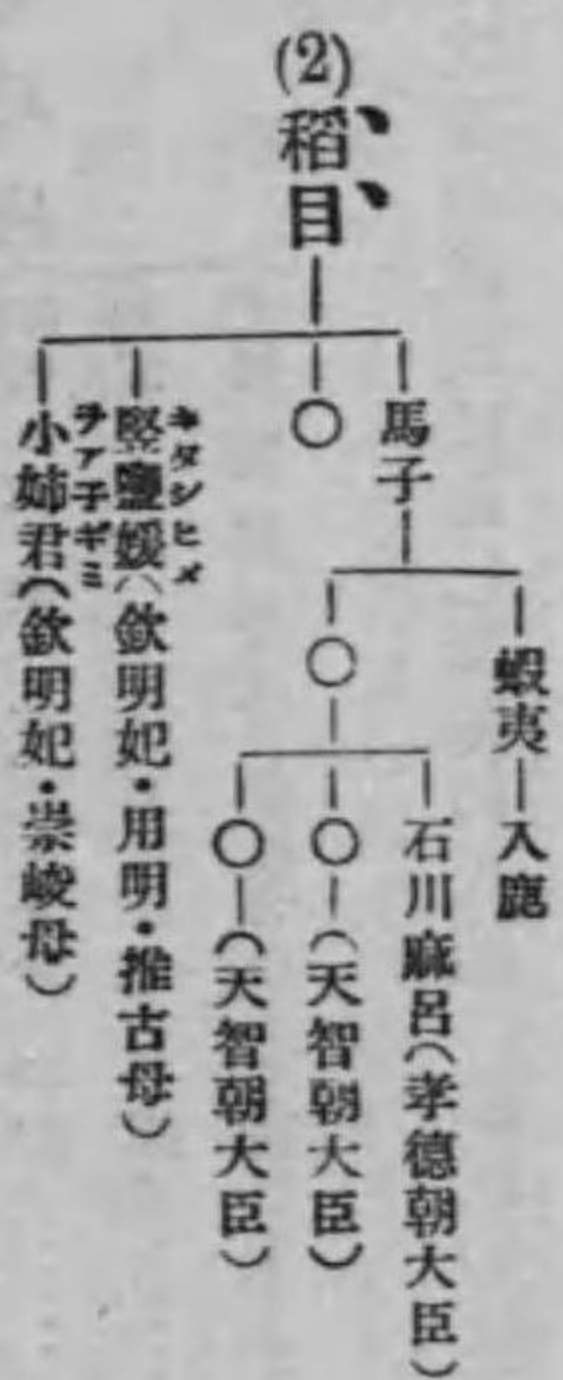
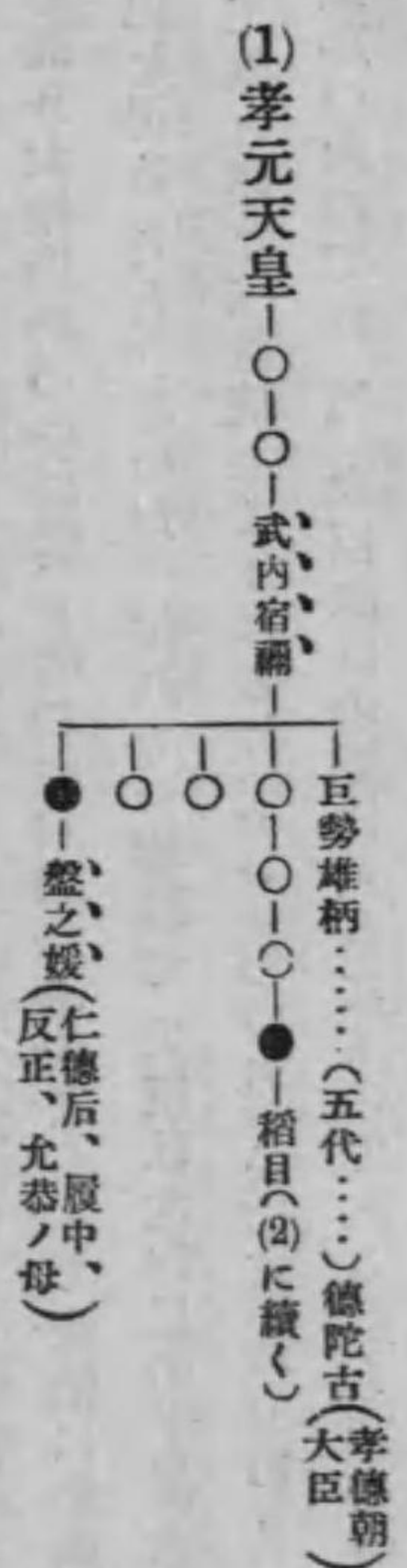
(一)推古天皇の御代の前後に最も勢ありしは蘇我氏なり(教科書本文) 上古の世社會百般の職業は悉く世襲を常としてゐたことは、舊教科書の「昔は上は政治をつかさどる人々より下は機を織り衣を縫ふ人々に至るまで、子は親の業をつぐ習はしにて、それぞれの職業は家によりて定まれり。」と記載してあるのを見ても明かである、随つて蘇我氏が推古天皇の御代の前後に最も勢力を占めてゐたのも此の世襲制度の賜であることが分る。同時に當時朝廷に肩を並べてゐた物部氏、大伴氏のとを想起せずには居られない。而して蘇我氏は之等諸氏の中最も勢力を有するものであつた。上古の世朝廷の政治は初め天皇の總攬し給ふ所で、(1)中臣氏、齋部氏は祭祀を司り兼ねて朝廷に參與してをり、(2)大伴氏、久米氏、物部氏は軍政に與つて居つたのである今左に神武の大和朝廷に於ける中央政府は如何なるものであつたか、尙其後に於ける關係を明示しやう。

(神武ノ朝) (日向朝廷)

中央政府	(1)天 種 子 命(天兒屋根命ノ子孫).....中臣連として續く。	祭 神
	(2)天 富 命(太玉命ノ子孫).....齋部首として續く。	
	(3)大 久 米 命(天久米命ノ子孫).....久米直として續く。	軍 政
	(4)道 臣 命(天忍日命ノ子孫).....大伴連として續く。	
	(5)可美眞手命(徳速日命ノ子孫).....物部連として續く。〔宮中護衛兵 今ノ近衛兵〕	

而して之等の諸氏は自己所屬の氏族、部民の統領として國政に參與してをつたのである。而して成務の朝始めて大臣を置いたが、此の榮職に就いたのは勳功世に隠れなき武内宿禰である、又仲哀天皇の朝には始めて大連を置き大伴氏此の任に當り此に大臣大連相ならんで政治に參與することとなり、中臣齋部の二氏は専ら祭祀を司ることとなつた。何れも其職で大臣は武内氏の子孫大連は大伴物部二氏に限られたのである。而して臣と連とは血統上より來る姓(カバネ)の名で臣は皇別であり、連は神別であるから臣の方が遙かに勢力が強かつたのである。大臣は臣の更に大きなものであるから其の勢力や實に強大である。總て中央の政權は實に此の大臣(大身の義)大連(多くの人民を所有する大群主の義)の手裡にあるのである。斯くて大伴氏は金村の朝鮮に對する政策を誤りたる以後は其の勢力頓に衰へ蘇我、物部の兩氏勢力を得るに至つたが、用明帝の崩後遂に物部氏は蘇我氏のために滅され此に愈々天下の勢力は殆んど蘇我氏の掌中に納められるに至つた。新教科書が推古天皇の御代の前後に最も勢力ありしは蘇我氏なり。と記したるは結局此の消息を暗示したのである。故に教師は開卷第一の御歴代表中用明、崇峻、推古、舒明、皇極の五帝時代を述べて蘇我

氏の全盛時代であつたことを説いて、教科書の記載（御代の前後）を活躍させなければならぬ。
 (二)蘇我氏は武内宿禰の子孫である。武内宿禰は景行、成務、仲哀、應神、仁徳の五朝に仕へた功臣で、特にその孫女磐之媛は仁徳天皇の皇后となり、履中、允恭、反正の三帝を生みまつた。神功皇后新羅征伐の勲には老驥もいとはず、皇后に従ふた忠勤者である。左に系圖を掲げて積善の家には餘慶あることや蘇我氏との關係及武内宿禰の皇別臣姓のこと等を明示しよう。



稻目に至り宣化、欽明の二朝に大臣となり、馬子は敏達、用明、崇峻、推古の四朝に大臣となつた、斯くて馬子は、敏達、用明の二朝に物部守屋と並び立つたが、用明天皇の崩後遂に物部氏を滅したること前述の通

りである。其後獨り權を擅にし崇峻天皇其の專横を惡み給ふに及んで、之を弑し奉つた程の暴戻無道の者である、推古帝を擁立して益々其の威を振うに至つた。因にいふ崇峻天皇弑逆の事件は兒童に語る必要がな

し。
 (三)代々朝廷の政治にあづかり、勢にまかせて、しだいに我がまゝなるまひ多かりき。蘇我蝦夷は推古舒明、皇極三天皇に仕へたてまつりしが、心よからぬものなれば、ほしいまゝにあまたの人民云々。前の所で説明した分もあるから、要所／＼の解説に止めておく。我がまゝなるまひ多かりき。の説話は次の如きものがあるから斟酌して説いて然るべきである。

(1)馬子の專横。推古天皇の御代に馬子は奏請して曰く葛城縣は臣の本居にして、その地名によりて姓氏となりたるものなれば、願くは此の縣を賜はん。と天皇馬子を愛し給へど許し給はずして宣うやう一朕は蘇我氏に出で、大臣は朕が舅なれば大臣の言ふ所何事か聽かざらん。さりながらその縣は皇室世襲の地なれば、朕がこれを大臣に與へなば朕は後世の譏りを受け、大臣又不忠の名を免れじ。と此に於て馬子黙して語らざりしと。此の裏面には教科書の示せるが如く勢に任せて、しだいに我がまゝなる振舞をなすに至つたかが、窺はれる。況んや弑逆のことあるに於てをやである。例へ兒童には語らぬにしても、此の惡逆無道の心事と行動とに對しては深い／＼情緒情操が躍動してゐなければならぬ。

(2)蝦夷の專横。(イ)蝦夷は太子の御子山背大兄王の徳望あるを忌み、王を退けて舒明天皇を奉じた蓋し蝦夷の性行によつて思考するに、彼れは聖徳太子の遺子にして當時人望ありし山背大兄王を奉ずるを以て、自家の不利益となし、尊き天皇の遺詔を矯めたもので皇位繼承問題に對して何等誠意なく自己中心であつたとは甚

だ不都合である。(ロ)然るに舒明天皇在位十三年に及び給ひしが、多病におはして屢々有馬温泉、伊豫温泉(道後)に行幸あるや、蝦夷は擁立の功をたのみ日々驕奢僭上、朝政は全く其の手に歸し惡政日に日に深刻となるに及び、群臣擧つて蝦夷に阿附し常に蝦夷の第に出入するに至つた、朝臣は恰かも蘇我氏直屬の家臣の如く何等臣下としての忠勤を勵まなかつた。此に於いて敏達天皇の御孫、大派王オホウキは群臣參朝するなく、朝政日に弛むを歎じて蝦夷に告げて曰く「群卿百寮、皆朝參を懈怠す。今より以後、卯の初めに朝し、己の後に退くこと」と定め給ひしに、蝦夷は何等耳を傾けず。教科書に蝦夷は推古、舒明、皇極の三天皇に仕へたてまつりしが、以下の文句に注意する必要がある。其の仕へ方の不忠無道なること實に言語道斷である。教科書がエミシエミシの個性の一端を述べて「心よろしからぬものとしたる點注意して取扱はなければならぬ。今此の個性が極度に對したる點を明かにしやう。エミシは臣下としては勿論人間として頗る脱線してをる點を何に基因するか、社會組織の社會的環境か内心品性下劣のためか。(ハ)舒明天皇の崩御、皇后踐祚し給ふ之を第三十五代皇極天皇と申す。此の朝蝦夷大臣たること舊の如くである。蝦夷は祖廟を葛城の高宮に建て、舞をまはしめ、又諸國の民を役して二墓を作り、一を大陵といひて已れの墓となし、一を小陵といひて入鹿の墓となす。且つ蝦夷は故の厩戸皇子(聖德太子)の家に屬せる上宮の乳部ウラベの民をも使役した。此に於て聖德太子の女なる上宮大娘姫カミフミヤノオホイメは慨然として曰く「天に二日なく、國に二王なきに、蝦夷、國政を擅にして無禮多し。何が故に恣に我が乳部の民を役するか。」と仰せらるゝに至つた。寔に不俱戴天の奴輩である。(ニ)之れより蘇我氏と聖德太子の御家とは怨恨を生じ益々惡辣なる行動を行ふに至つて吾人は、最早何事をも言ひ得ぬ。其二年十月蝦夷病と稱して朝せず、私に紫冠を子入鹿に授けて大臣に擬し朝廷に參ぜしめた。

(3)入鹿の専横無道||惡事にかけては蝦夷を驚かす程の者其の罪狀は左の通り。

(イ)聖德太子の御子孫二十三人悉く入鹿の爲めに滅され給ふた。流石の蝦夷も之れを聞いて驚天、即罵りて曰く、入鹿狂愚にして専ら暴惡を行ふ。その身も亦久しからずと。されど敢へて入鹿を罰せざりしを見れば其の内心の程も略察されるではないか、縱し眞實善人に立ち返つたとしても、そは鈴辨殺しの山憲が死刑の期日が近づいて獄中で懸命法華經を信仰したのと同轍で時己に遅しである。

(ロ)入鹿は家を高市郡なる飛鳥村に起して谷宮門ヤノミヤカドと呼び、父蝦夷の宅を宮門と呼んだといふことである。而して自分の子を王子と稱して柵を宅外四周に設け、兵を構へて守備せしめたといふことである。子に教へられた父の蝦夷も亦、畝傍山の東に宅を造り池を掘り城を築いて弓箭を畜へ、其の出入するや兵五十人を以て警戒せしめたといふ程の者。皇室をないがしろにし奉ること右の如く罪狀も此に至つて極れりと言ふべしである。教科書が「まことに朝廷をおそれざる無道のこといふべし。」と記載したのは以上のことを總括した言葉で編者の心情が誌背に潜み無道を責むる情緒が誌面に流露してをることが分る。

(ハ)入鹿皇位繼承に容喙す||教科書にこれに縁ある皇族を御位に即けたてまつらんがために云々は、舒明天皇の皇子古人大兄皇子を奉ぜんとしたことである。古人大兄皇子は舒明天皇の皇子で、蝦夷の妹法提ホトケ姫ヒメの所産である。蝦夷は太子の御子山背大兄王の徳望あるを忌み、王を退けて舒明帝を奉じたのは之がためである。蝦夷がその墓を作るに當つて上宮の乳部の民を役したのは、故らに山背大兄王を激怒せしめんとしたのであらう。山背大兄王の一族が、蘇我氏を惡み給うたも當然のことである。蝦夷の子入鹿は父の志をついで太子の諸子(二十三人)までも除いて己は縁のある古人大兄皇子を奉ぜんとしたのである。太子御生前には太子

と馬子とは御仲がよかつたのであるが、おかくれになつた後は馬子も死ぬるし、そこに何等の恐れる者が無くなつたので斯かる有様となつたのである。太子にして生存し給はゞ、或は斯かる大事に至らなかつたかも知れない。蓋し馬子と御仲の善かつたことも太子の心中には深い御考があつたのである。馬子は太子の英明に利用せられてゐたのである。太子御生存の砌りには何等の悪事も行ひ得なかつたのである。思ふて此に至ると太子を痛惜して止まない。されど古人大兄皇子は遂に法興寺に入りて薙髪し給ひ後吉野山に退隱し給ふた。

(四)中臣鎌足の活動 因に言ふ中臣とは神と人との中間の臣との義にして人の意中を神に告げ、神意を臣下に布令する實に上代政教の最も重要な職で祖先是天孫日向に降臨ありたる際日向朝廷の内閣の一員で、太玉命と肩を並べて忠勤を勵んだ天兒屋根の後裔である。神武の朝は中央政府の一部員とし等しく政教に盡した天種子命の裔である。故に等しく祭祀のことを司るとは云へ、齋部氏とは其の職掌異なる點に注意しなければならぬ。鎌足密かに蘇我氏の暴悪を觀し朝廷の御爲めに一大回天の事業をなさんと日夜胸をどらせてをつた。左に節を分つて本課に取扱ふべき要點を解説しよう。

(イ)鎌足の素性 鎌足性温厚篤實氣宇濶達遠大且時勢を見ること敏く、實に智仁勇兼備の良政治家である。初め皇極天皇三年正月、鎌足は神祇伯の榮職に任ぜられたが、固辭して就かず、之れには色んな事情もあらんが、要するに中臣氏の世襲職では十分なる活動が出来ない。随つて忠勤を致すことが出来ない。神官裁判の職は何ちらかと言へば、消極的の仕事である、時勢の進運、社會組織の改造に伴へる當然の結果として上古の祭政一致は分離するに至つた時である、此に於て達識なる鎌足は一躍政治界に身を投ぜんと決心で

あつた。而して當時の蘇我氏は實に傍若無人の行動神人の共に容れざる所である。殊に鎌足の如く神人の中に立つ者の忍びざる所であつた。鎌足が神祇伯を固辭した理由も或は此の邊に伏在するのではないだらうか聊か獨斷的ではあるが、斯く説明する方が教育的に鎌足の人格を如實に躍動させることが出来る。國史大辭典に、神祇伯に拜せられしと雖も、病と稱して就かず、退いて三島(攝津)に居る、蓋し大志を抱くを以てなりと言へるは略ぼ余と見解を同じくするものであらう。

(ロ)當時臣下に鎌足の如く蘇我氏の行動を忌む人はなかりしか。無論あつたには相違ないが、諸人は是れ戦いたとあれば、唯れも口にする者はなかつたのであらう。加之蘇我氏の威勢は又非常に強大なものであつたから對抗するには餘程の意志の強烈なものでなければ火蓋を切つて人心を集合せしめることは出来なかつた。さりとてこれがため教師は蘇我氏を忌める者は鎌足一人の如く説いてはならない、其の無道なるには蘇我氏の身内の者にもある位であつたのだから、當時の民衆は悉く蘇我氏問責の胸をおどらせてゐたに違ひない、唯此の場合如何ともすること能はず、拱手傍觀してゐたものと想察することが出来る。而して中には斯かる志を有する者を密告して蘇我氏の御褒めに預り己れが安定を計らんとする者もあつたに相違ない。故に當時の情勢を考へて見ると、滿天下蘇我氏を畏怖し、密告者を恐れる者多くブル／＼振えて居たらしく思はれる。斯かる時に際し猛然起つて國事に奔走したのが鎌足である。なれど決して野犬の遠吼の如く徒に發表せず、沈毅なる鎌足克く心底に秘して時の至るを待つてゐた鎌足の思慮周到實に感ずべきの至りではないか。此の背景を巧に描出しなければ眞實の鎌足を髣髴せしむることは出来ない。

(五)中大兄皇子の御憤慨 時なる哉皇子もまた夙に蘇我氏の不忠に對しては全く鎌足と等しく軫念あらせら

れた。恰かもよし法興寺庭園の蹴鞠會の一日は實に此の大事實行の吉日であつた、同志相見えるの機會は實に天より授與されたものであつた。二十九頁中臣鎌足御靴を皇子にさし上ぐの挿畫は實に此の神秘境涯の象徴である。鎌足は平素より中大兄皇子の賢明なるを熟知し何時か心事を打明けて此の大事を實行せんと朝夕時の至るを期待してゐたのである。皇子は又鎌足の英明なることを聞召し何時か又心を打明けて素志を通せんとは夢寢の間にも念じ給ふ所であつた。

(六)皇子の御氣象、英邁不斷にわたらせ給ふその御性格の程を推察せしめることが大切である。而して高邁操守なる鎌足の意氣と相合して始めて此の大事業が遂行せられたのである。聖德太子の後繼者としては實に理想的の御人格であらせられたのである。因に言ふ大事業とは單に入鹿父子伏誅を指摘するものではない。寧ろ大化新政の實施即各般の制度革新にあるのである。されど之れが手段としては入鹿伏誅が最も重要な點となるのである。伏誅後の準備そこに兩者の勢力は消費されたのである。然れども入鹿の伏誅を見るまでは何事も手の著けやうがないのである。而して當時の情勢より見て入鹿伏誅のことたる實に至難である。

(七)入鹿伏誅の苦心、南淵請安先生の教へを請ふに托して其途上車中に謀を巡らせ給ふその御心事を拜察すると實に當時の御苦衷の程が想像が出来る。深謀沈毅の鎌足と英明豪氣なる皇子の總和とは克く此の虎尾の危機を免れ給ひ成功の光明は實に大極殿堂の一角に放たれたのである。鎌足、皇子に向ひて曰く、「大事を謀るものは援なかるべからず、請ふ、蘇我倉山田石川麻呂の女を納れ、之と謀を協はなば、乃ち事必ず成らん」と。皇子之れに従ひ給ふ鎌足また蘇我氏一族中蘇我氏を憎んでゐたものを叫合せられた。佐伯子麻呂、大養網田、葛木稚等の援を得られた。

(八)大極殿と皇居、當時の天皇は教科書にも示してある通り皇極天皇で、皇后は大和國飛鳥板蓋宮であるから入鹿を滅した大極殿は同じく高市郡なるアスカイタブキノミヤにある大極殿である。歴史講座帝都は此の所在を明かにしてあるから就いて見られるがよい。殊に三韓より貢物をたてまつつたとあるからその航路通路の主要なり、大極殿の位置等に就きてその大要を知らせる必要がある。之れ史實躍動に地理的説明の必要なる所以である。當時の主要なる港は九州の博多と難波とである。殊に難波は最も大切な所である。聖德太子の支那と交通を開かせ給ふてより一層重要な港となつたのである。宿屋の立派なものには難波館があつた。

(九)蹴鞠の御場所、法興寺で等しく大和國高市郡飛鳥村大字飛鳥に在る寺で、もとは單に元興寺と言ひ、又法興寺、法滿寺、建通寺、飛鳥寺とも言ふ。今安居院と號してゐる、欽明天皇の朝、佛像を蘇、稻目に賜ひしかば、稻目即ち向原の邸を捨て、精舎とせしが、會々疫病行はれしを以て、物部尾興、中臣鎌足等伽藍を燒き、佛像を難波堀江に投じた。既にして稻目の子馬子、物部氏等を滅して佛法を興隆す、元年三月飛鳥衣縫氏の宅址即ち眞禰原に伽藍を起し、露盤を上ぐ、推古天皇四年十一月竣切す。馬子の子善德臣を寺司とし歸化僧惠慈、惠聰二人をして始めて本寺に住せしむ。之を法興寺と言ふ。佛法を興隆する義なり。後元興寺と改む。十三年聖德太子諸臣と共に鞍作鳥を佛工として、銅鑄丈六釋迦各一體を造らしむ。高麗之を聞き、黄金三兩を献ず、翌年四月成り、本寺に安置して本尊とす、是れ我國にて丈六佛像を造るの始めなり。二十九頁の挿畫は法興寺の庭で挿畫の目的は鎌足が大兄皇子に親近し奉る動機惹いて蘇我氏討滅の端緒なることを知らせるのが主眼である。鎌足謹みて御杵を奉ると、皇子また跪いて之を受給ふ瞬間こそ實に以心傳心意

氣相投ずるの光景、そこに神秘の共鳴がある。此の何とも言ひ得ぬ情景とドラマチックな背景を徹底させたものである。年齢に就いては諸説があつて或は鎌足を三十一歳とし、皇子の御年を十九歳とするものあれど、又一説には中大兄皇子が鎌足を大事に致されしは御生れ年が同じであつたからといふ者もある、或は鎌足を二十八九歳、皇子は十八、九歳などとする者があるが、餘り差異のあるやうに取扱はない方がよい。舊教科書のは皇子が餘り若く見え過ぎてをつたが、今度のはヒゲを加へるなどして鎌足の年齢に近寄せてある。餘りに分析的の穿鑿などはしない方がよい。階段の見えてゐるのは寺で左方の木は槻の木である。舊教科書のと大體に於いて變りはないが、前記の年齢のことに注意したのと着物の色合を全然變へた位である。(十)蘇我氏誅滅の原因、前記の通り單に蘇我氏の專横を憤つたといふに止まらない、其の根本的精神は従前の弊制たる族制政治を破壊して中央集權の實を擧げんと考から出たもので、言はば入鹿父子誅滅の如きは事業の手段端緒に過ぎぬのである。されば蘇我氏誅滅後の新政は僅か一週日にしてその實施を見るに至つたのである。如何に用意の周到であつたかが想像されるのである。蘇我氏伏誅は皇紀一三〇五年で稻目が國政を執つてから茲に至るまで百餘年を経過してをるのである。左に主なる日取を列記してあかう。

(一)六月十二日入鹿伏誅。(二)六月十四日孝德天皇即位。(三)六月十九日年號を立て大化といふ。

所謂大化の新政は之れより行はれたのである。故に伏誅後僅か一週日にして新政の實施があつた譯である。

(十一)入鹿の最後と我が國體、入鹿伏誅後、皇子即ち諸王諸臣を率ゐて法興寺に立籠り防戦の用意をなし、人を遣はして入鹿の屍を父蝦夷に給ひ又將軍巨勢德太をして天地開闢以來君臣の分定されることを殘餘の黨

に説かしめ給ひければ、何れも勢ひの不可なるを見て、劍を解き弓を投げて逃げ散じたといふことである。德太も元は蘇我氏のために働きたる者であるが、己に心を改めて官軍の大將として王事に忠勤を致すこととなつた。殊に當時蝦夷の家を守りゐたりしは多くは歸化人の子孫であつたが、順逆を説き聞かされては皆その我が國體の尊嚴なるに心動いて悉く散じてしまつた。如斯歸化人の末に至るまでもよく我が皇室の有難さに感動して何事もなし得ざりしは一面に我國體の根本精神が深く刻み込まれてゐたことを證するに足る。蝦夷も今は詮方がない。最早敵對は出来ない遂に自刃をした。唯遺憾に思ふのは彼が自刃するに際して家傳記錄寶器を焼いたことである。國實中最も遺憾に思ふのは、聖德太子の撰修にかゝる天皇記、國記臣連伴造國造百八十部並に公民等の本記を録したものである。上記の國史は蘇我氏の第宅に置かれたる爲め蝦夷自盡の際之を悉く燒棄したのは返す／＼も残念千萬である。但し此の時、船史惠尺が火中に入り、燼餘の國記を得て中大兄皇子に献じたといふことである。天智天皇の朝編成し給へる庚午年籍は惠尺の献せる所を本として作つたものとのことである。

(十二)注意すべき語、教科書に皇子すなはち人をやりて、わが國體には昔より君臣の別あることをいひ聞かせ云々は上記の事柄を指摘するものである。蘇我氏誅滅のことのみ期待する教師も兒童も此の邊に来ては大安堵と言つた状態になつて此の終末の一句を看過するだらうと思ふから特に注意を喚起してよく次第である。

(一)君臣の別あること、(二)いひ聞かせ等の言詞は一は我が國體の特異なる點を顯現し一つには藩家の名譽を保障されたものとも窺はれる。兎も角皇子の寛仁大度の御精神などが拜察されるのである。此かる事情

であるから餘りに殺伐に取扱過ぎては却つて聖徳を損ずるやうになる。
 (十三)山背大兄皇子と大娘姫王オホイハツノヒメノミコト山背大兄皇子を入鹿が斑鳩宮イハカガに襲うたとき、王は其の妃弟等と辛うじてイ
 コマ山にお遁れになつた。宮忽ち焼かれ王山中に隠れ給ふと數日從者王に兵を擧ぐべきことを勧めまゐらせ
 ど、皇子は「吾れ若し兵を擧げば必ず勝たん。然れども吾れ一身の所以を以て百姓を殺傷するに忍びず。」と
 尙語を發して宜はく「後世の人吾が故に己が父母を喪へりと歎き恨まんでも心苦し、國のために一身を捨つる
 亦丈夫ならずや。」と余嘗て舊教科書を説くに當つて上記の意味を話した経験があるが、兒童の多くは感激し
 て落涙を催した。殊に之を入鹿の無恥無道と比較する時、その心事の差の大なることに一入感激するであら
 う。殊に皇子の御兄弟に當らせらるる大娘姫が天に二日なく云々の語と對比して見ると單に兩者の性格の異
 るとが伺はれるばかりでなく蘇我氏暴戻の極が伺はれ隨つて中大兄皇子、鎌足等の猛然として蹶起したその
 忠誠の雄々しい態度も一層明白となつて來るのである。山背大兄王の言葉と言ひ、媛の言葉と言ひ、實に吾
 人の感奮して止まない所である。教授者宜しく其の精神を躍動すべきである。
 三、教授の實際——今回の教科書は餘程具體的に記述されてゐるから兒童が讀んで感動する箇所が随分多いの
 である。自分は今まで第三課四課位までは説話からは入り、後に教科書を講讀して感情の整理を行ひ、特に
 本科教授上大切だと思ふ箇所を確實に把束せしめるために要所々々の反復を怠らなかつたのであるが、もう
 此の邊になつて來れば兒童の自習を基礎とした教式を取る方が却つて効果が多いやうに思ふ。殊に本課の如
 きは兒童の自習を基調として一歩／＼と敷衍して行く方がよい。感情教育を行はんとするには或程度まで明
 確な知育を施さなければ駄目である。同時に中大兄皇子、鎌足の勳功を説かうとするには、何うしても蘇我

氏の出世から、奢侈無道の次第を明かにしなければならぬ。それがためには、兒童で出來得る丈は教科
 書中から要點を把束させておく必要がある。此の要點から質問を求め、若し大した質問がない際には、教師
 の方から巧みに誘導して行く、此に兒童の計劃ある學習が行はれ、眞の國史の内容教授情操教育が行はれる
 のである。所謂プロジェクト、メントの教育法である。そうして此の精練された換言すれば暗示の多い此
 の教科書所載の材料をモットーとしてゆつくり圓周的に教へ込む方が、徒なる講演式の教育法に比して遙か
 に効果があると信ずる。以下此の趣旨に依據して立案をして見やう。

(1) 蘇我氏の勢力——いふ題目を設けて次のやうな順序で教授を進めて行く。

△發問——何して此の勢力を得たかを考察させる。

(イ) 祖先の手柄。(ロ) 天皇の御寵愛。(ハ) 自己の力で勢力争ひ。

△發問——何時頃から勢力を得たるか。

(イ) 宣化天皇、欽明、敏達、用明、崇峻(推古、舒明、皇極天皇の間(御歴代表と教科書の文字推古天皇の御代の前後を躍動させる))

△發問——出世をすれば何すればよいか。

(イ) 益忠勤を勵み。(ロ) 他者の模範となるやうにする。(ハ) 總ての行動を謹むやうにする。

△發問——然るに蘇我氏となつてからは無道の行動のみ、そもこは如何なる原因であるかを考察させる。

(2) 蘇我氏の無道——此の題目では系圖を示して次の順に取扱ふ。

(イ) 馬子の共まゝ。(ロ) 蝦夷の横暴。(ハ) 入鹿の我がまゝ、借上無道。

(3) 當時の人心——此所では特に教科書を活用する必要がある。

(イ) 一般人民は如何に之を見てゐたるか。(民衆の取扱)(ロ) 皇族の方々は如何に思はれてゐたるか。(ハ) 同族從者は如何に之を見たるか

(二)太子の生前と御崩御との比較。

(4)太子の思ひ出 太子の憲法等の内容は已にかゝる弊害を認めてみ給ひし旨を繰返し追悼せしめる。

(イ)太子の主義は皇室中心主義。(ロ)人才登用主義蘇我氏に對する大鐵槌。(ハ)社會組織改造 氏族制度打破。(ニ)諸種の御準備。(ホ)太子の佛教を信奉し給ひし理由。(ヘ)太子の御女の言葉と太子御子孫全滅の悲慘。

(5)鎌足の心中 神祇伯の祭職を固辭せし心中を洞察せしめる。

(イ)朝廷の御爲めにとの一念のみ。(ロ)入鹿父子をのぞかんとの意氣。(特に當時の人情から)(ハ)英雄獨り英雄を知る。

(6)中大兄皇子 ひとそかに時の至るを待ち給ふ。

(イ)されど此の心を語り給ふ人少し。(ロ)鎌足と意氣相投じ給ふ。(ハ)鎌足心中を語らんと時の至るを待つ。

(7)天は遂に親近のチャンスと與へた。

(イ)法興寺内の蹴鞠の遊びに。(ロ)御靴を捧げ奉る一刹那。(ハ)誠忠と深謀とその容に現するや兩者の心胸豁然として開く。(ニ)情交日に密なれど、鎌足の深謀は他人の知る所にあらず。

(8)いよく伏誅の計劃成る 輕舉を戒め給ふ。

(イ)世の嫌疑を恐れて書を南淵先生に學ぶとし、往復の途上大事を決し給ふ。(ロ)石川麻呂を味方し給ふ。(ハ)入鹿の防備怠りなし。(ニ)油断の日を選び給ふ。(ホ)大活劇始まる。

(9)蘇我氏の全滅 教科書を活用して感情の整理を行ふ。

(イ)入鹿の最期と皇子のなきけ。(ロ)蝦夷の自殺と今後の事業。(ハ)教科書講讀と批判(特に道徳的批判を行ふ)。(ニ)第八課年號の始めの所まで讀ませて連絡を取る。

四、注意

(1)皇居、蘇我氏の邸宅、南淵先生の居宅、法興寺の位置等を示して明瞭活潑に史實が躍動するやうに取扱ひ

たす。

(2)本課は或意味から觀察する時は兒童に取つては随分むづかしい材料であるから一時間や二時間では目的を達し得ない。それで度々反復し、其の反復毎に適當に附説して情操を陶冶して行く大度が必要である。唯入鹿伏誅のことなどを教へる時のみ子供が緊張して他の方面へは一向注意が向かない。教師は此、最も兒童が興味を持つといふ一點を捉へそれから本課の紙背に隠れたる流れを洞察せしめるやうにしたい。故に此の時間間に目的を達しやうなどいふ短氣な氣分を起さず、ゆつくり構へて常に兒童の氣分を見計つて進むべきである。

第八節 天智天皇と藤原鎌足(つづき)

一、要旨

蘇我氏滅亡前後に於ける中大兄皇子、中臣鎌足等の暗中飛躍以て如何に王事正道に御苦心遊ばされたるかを回顧し、又如何に其の内の生活が緊張して居りしかを拜察想望せしめ其の御功績の偉大に顯現躍動する次第を力説し、特に朝鮮問題に關しては御深慮の存する所と、分離する所以とを知らしめ延いて現今の合一せる状態に及し、將來の注意をも喚起せしめる。

二、本課内容の展開

(1)大化の新政をたすけ行ひたまふ(欄外の小題見)

- (イ) 皇極天皇は御位を御弟孝徳天皇にゆづり給ひしこと。
- (ロ) 中大兄皇子は皇太子となり給へること。
- (ハ) 皇太子は天皇をたすけ給ひしこと。
- (ニ) 大いに政治を改められたること。
- (ホ) 従前の勢あるものが所持してゐた、土地人民を悉く朝廷におさめしめ給ひしこと。
- (ヘ) 大化の新政といふこと。
- (チ) 紀元一千三百五年について。
- (ト) 年號について。
- (2) 兵を出して百濟をすくはしめたまふ(編外の小題目)
- (イ) 孝徳天皇の崩御と皇極天皇の重祚
- (ロ) 皇太子中大兄皇子引つづき政治にあづかり給ふこと。
- (ハ) 唐の勢の甚だ盛んなこと。
- (ニ) 新羅は唐の助をかりて百濟をほろぼさんとしたこと。
- (ホ) 百濟の人々すくひを朝廷に請ひしこと。
- (ヘ) 皇太子は天皇を奉じて九州におもむき給ひしこと。
- (ト) 天皇の御崩御。
- (チ) 中大兄皇子の即位。(天智天皇)
- (ヲ) 天阜百濟に出兵せんとし給ひしこと。
- (ヌ) 我が軍の不利なりしこと。
- (ル) 百濟滅亡。
- (ワ) 我が軍の引上げ。
- (ヲ) 高麗もまた唐に滅され新羅ひとり威をふるひしこと。
- (カ) 朝鮮全く我が國を離れたること。
- (ヨ) 唐とは此後もなほ交を絶たざりしこと。

(3) 國內の政治を新にしたまふ(編外の小題目)

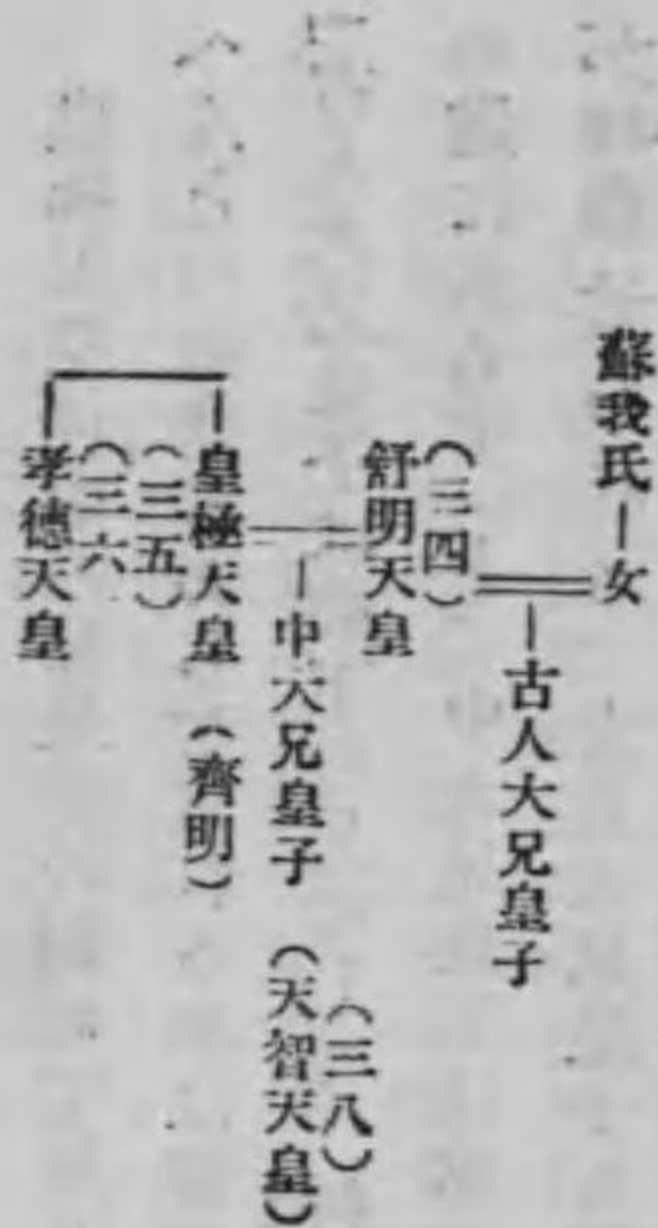
- (イ) 天皇専ら内治に御心を用ひ給ひしこと。
- (ロ) 都を近江にうつし給ひしこと。
- (ハ) 鎌足をして種々の新しき法令を定め給ひしこと。
- (ニ) 文武天皇の大寶律令に就いて。
- (4) 藤原鎌足の大功(編外の小題目)
- (イ) 鎌足の大功の思ひ出。
- (ロ) 天皇の御寵愛。
- (ハ) 鎌足の大病と天皇の御見舞。
- (ニ) 鎌足の感激。
- (ホ) 鎌足最高の位を受く。

(5) 藤原氏の始(編外の小題目)

- (イ) 藤原の姓を給ひしこと。
- (ロ) 藤原氏の先祖のこと。
- (ハ) 鎌足神に祭らる。(談山神社)

三、本解説

(1) 孝徳天皇の御即位の略系圖を示して教育的に説明をする。



皇極天皇は中大兄皇子の御母で居らせ給ふ所から、又皇子は英明にましませしかば皇位を中大兄皇子に傳へんとの御意志あらせられる事は當然のことであつた。然るに皇子は之を鎌足に御諮詢あつた。鎌足の曰く「古人大兄皇子は殿下の兄にして、輕皇子(孝德)は殿下の舅なり。殿下之に先ちて天位に登るは長を敬するの道にあらず」と。中大兄皇子は遂に其言を容れられて御即位を辭退された、その御謙讓の程と御深謀の程が拜察せられる。古人大兄皇子も辭されたので、此に孝德天皇が立ちになつたのである。鎌足の此の建言の内面には、一つは輕皇子に對する知遇に報ひ奉ると共に、一方中大兄皇子をして専ら政事革新のことに當らしめ參らせんとの深慮であつたに違ひない、さればにや一書に曰く、「之は大に意味のあることにて、是から一大改革を決行せんとするに當つて、其主腦となるべき中大兄皇子が位を踐んで、直接に其の衝に當らせられるよりも、適當の天皇を奉戴して内部から翼賛して事を行へば、其の功を濟すに非常に有利であつたからである。而して輕皇子は天資柔仁に且好儒の御方であるから實に理想的の君主であつた。又改革の他の主腦たる鎌足が、従前から輕皇子の知遇を受けて居た所からである」と以て其の真意の存する所が得せられる従つて教育的、教訓的に取扱ふ必要がある。

(2)大化新政の準備(布衍)と入鹿伏誅前後の回顧

(イ)大化元年(一三〇五年)六月八日||中大兄皇子密に蘇我倉山田石川麻呂に、入鹿を誅すべきことを告知す。

(ロ)六月十二日入鹿を大極殿に誅す。

(ハ)六月十三日||蝦夷伏誅。此の日蝦夷の家でも漢直等歸化人眷屬を招集して戦備を整へた、危機一髪又

戦亂となる所を中大兄皇子は直に法興寺に入り給ひ、城を構へて寄手に備へ給ふた。其の沈毅深謀の程が伺はれる。

(ニ)六月十四日||皇極天皇位を孝德天皇に譲り給ひ同時に中大兄皇子皇太子に立たせ給ふ、此の日左の任命があつた。

阿倍倉梯麻呂(左大臣) 蘇我山田石川麻呂(右大臣) 中臣鎌足(内膳)として百官の上に居らしめ給ふ。僧旻高向玄理を國博士として顧問に備へた。

蘇我一族の伏誅と左右大臣以下の新任とは僅かに一日を隔てたるのみである。其の速かなること電光石火とも言ふべきである。而かも此の短時日の間に舊官職は永久に廢せられ、制度上の大改革を決行せられたのである。

(ホ)六月十九日||群臣を集めて天神地祇に盟ひ給はく、天は覆ひ、地は載す、帝道唯一なり、然るに末代君臣其の序を失へり。皇天手を我に假し、暴逆を誅殄す。今より以後、君に二政なく、臣に二朝なけん。若し此の盟にそむかば、天災地妖、鬼誅八伐、蛟として日月の如けん。と即ち新に年號を大化とせられた。

明治維新に於ける三職の任命は大政奉還後五十餘日、明治改元は十一箇月後なるに比較すれば、如何に中大兄皇子の劃策が成案的で急激であつたかが分り、同時に此の新政に參與して鎌足を初め留學生留學僧などが貢獻したかが想像される。序いで八月五日には、東國の國司を任じ、詔して公民を私し又濫りに百姓を使役すべからざることを諭し給ふた。以て如何に地方政治の革新に心を用ひさせ給ふたかが分る。

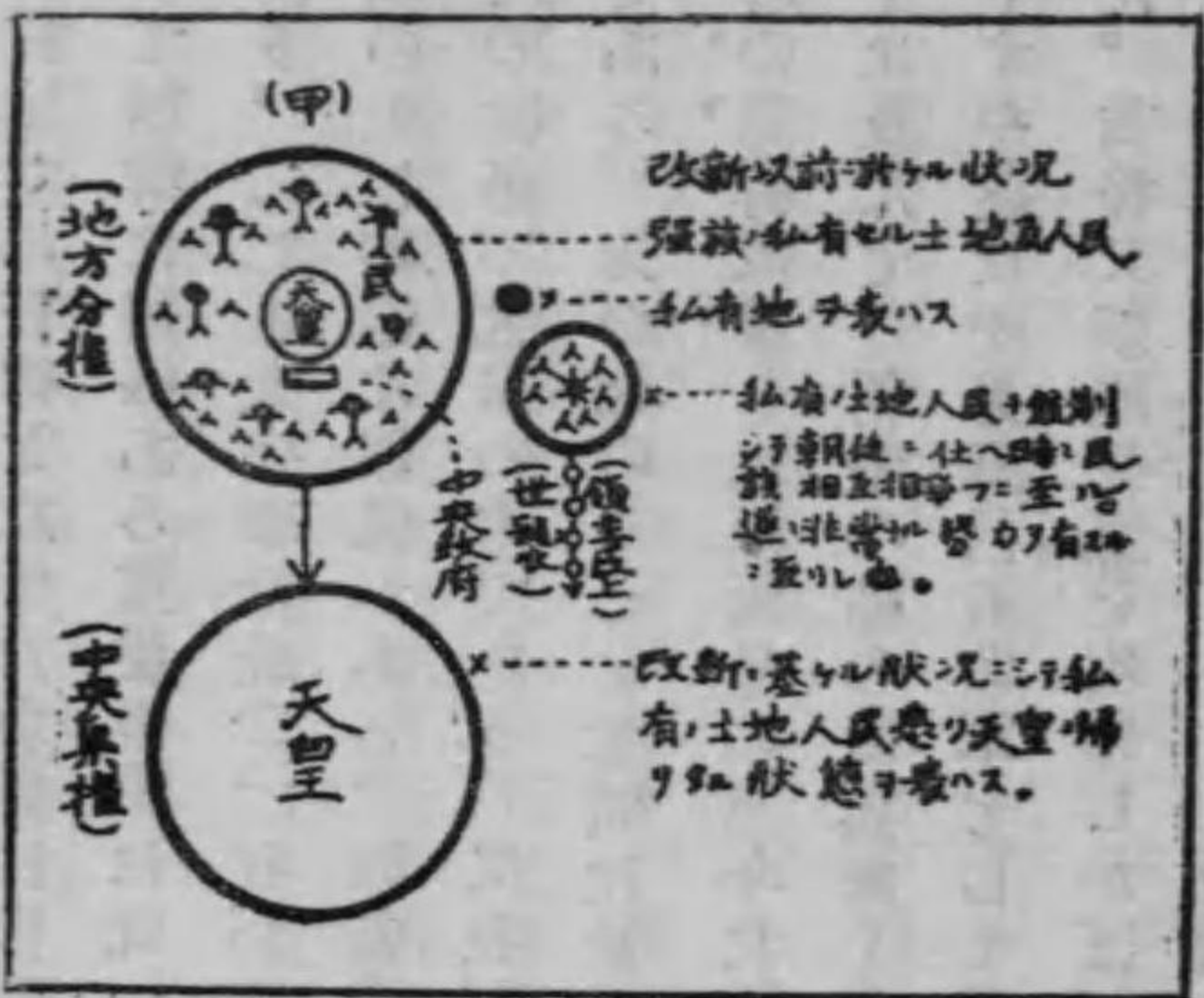
(3) 人材登用を發揮し給ふ(布行)
 氏族制度の打破は當然人材登用主義の實行といふことになるのであるが、うつかりすると斯かる方面の取扱に觸れて來ない恐れがあるから特に注意を喚起しておきたい。兒童の多くは入鹿伏誅といふことを餘りに過大視して伏誅後は何だか氣拔がするやうな態度になつて仕舞ふのが通例である。由來我が日本人が外人から「急功近利」と評せられるだけに入鹿伏誅後は何だか祝賀會でも開かれるやうな氣分になつて來る。斯かる取扱も一面に於いては成功した教授とも言へるだらうが、真相は決して然らず、伏誅後は益々多事多端となることに想到しなければならぬ。言はゞ入鹿伏誅は一つの手段に過ぎぬのであつて、之れからこそ力痛の入るべきときなのである。決して入鹿伏誅が大目的ではないのである。教科書には此のことに就いて極く僅か、何ちらかと言へば微温湯的に記載されてはあるがもつと徹底的に入鹿伏誅の背景即大目的の存することを展開しなければならぬ。而して此の大目的たる社會組織の改造といふことに就いては、ずつと以前より計劃されてゐたことを力説する必要がある。唯國史の形骸のみを展開したのみでは何等歴史的價値のあるものではない。教育は或意味に於いて引上げることである。兒童の行くがまゝに皮相をのみ走らせることのみが能事ではない。而して斯かる大事業遂行のためには、聖徳太子の主唱し給ひし人材登用といふことが其の根柢をなして居るのである。即ち鎌足が祭政一致から分離して内臣となり、蘇我倉山田石川麻呂が右大臣となり、阿部倉梯麻呂が左大臣となり、僧旻、高向玄理は國博士となりたるが如きは皆此の趣旨である。又舊國造の中性清廉にして時務に堪ふるものは郡司とし或は國造にして専ら祭祀を掌る者例へば出雲大社の千家氏の如きも此の精神に外ならない。要之族制政治の陋習を打破して人材を適所に用ひ給ひし大御心の程が歴然と

してゐる。此の所を取扱ふ必要があると思ふ、勿論社會組織の何たるかも解し得ない兒童に向つてであるから其の説明の仕方には餘程の注意を要する次第である。

(4) 大いに政治を改めの説明には教科書に記載してある如く、これまで勢あるものが多くの土地をもちてほしいまゝに人民をことごとく朝廷にをさめしめたまへり。とある所が主眼であるから、此處を兒童に理解させなければならぬ。之れには從來の社會組織といふことに觸れなければならぬが、餘りに複雑を來しても却つて混雜を來すのみであるから大體次のやうな標準に取扱ふことがよいだらう。

(5) 中大兄皇子率先して範を示し給ふ皇太子先づ其の私有の地屯倉百八十一箇所並入部の民五百二十四人を朝廷に獻納遊された。皆之にならつて新政の實を見るに至つたのである。我國が代々斯かる有り難い總ての點に於いて範を垂れさせ給ふ君主を戴くことの出来ることは國民としては感激措く能はざる所である。教科書に朝廷にをさめしめたまへり。とある前已に此の尊き示範あることを精神的教訓的に取扱つて勿體ない感じを持たせるやうにしたい。因に言ふ屯倉とは我が上代に於ける皇室御領の一つである屯田の在る土地に置いた御倉の意である。

(6) 兵を出して百濟をすくはしめ給ふ神功皇后の征韓以來、百濟は最も我國に從順で我文化の上に貢獻少からぬものであつた。反之あ



れ程までに誓約を立てた新羅は叛服常なく、屢々征新の軍を發し給うたのである。左に日本國民史の筋によりて朝鮮に關係ある重要事項に就いて述べよう。當時東洋に三英主があつた、それは(一)新羅王の金春秋であり、(二)唐太宗李世氏(三)我が天智天皇である。三國殆んど時を同じうして三英主を出したことは史實構成の上に非常な關係がある。即新羅が韓土を一統したのは主として金春秋の力であり、高麗が唐に亡ぼされたのは唐の太宗の力であり、又我が對韓政策に於いて消極的ではあつたが偉功を奏したのは天智天皇の御蔭である。先づ此のことを念頭に於いて研究しなければなるまい。

唐の對韓政策 皇極天皇の三年に唐は遼東大總管を設け、翌年大化元年には太宗高麗を親征して遼東城を拔くに及んで、朝鮮半島の風雲漸く急迫を告げるに至つた。初め崇峻天皇の四年に天皇群臣に任那再建の議を下すや遂に紀男麻呂五將軍をして筑紫に駐營せしめたが任那の再建を遂げずして五將軍空しく筑紫より歸つた。其後又新羅任那を攻めしかば、馬子の弟摩理勢を大將軍とし、新羅五城を攻めて之を拔き是に於いて多年の宿志を報いしも間もなく新羅又任那を犯したから、兵二萬餘を以て征したが事遂に成らず恨みを吞む計りであつた。其後隋の煬帝大兵を發して高麗を攻めたが大敗した。けれども高麗は之れが爲めに疲弊して新羅獨り半島内に勢を振ふに至つた。其の勢によつて任那を攻めて之を降した。我が朝廷は數萬の兵を新羅に向けたが任那回復のと水泡に歸した。新羅は又屢々百濟の境を侵犯したが皇極天皇元年百濟の義慈王は大舉して新羅を攻め、四十餘城を取り又高麗と謀つて唐に通ずる路を塞がんとした。此の時我が朝廷は應援力めたが新羅は益々唐と結束して唐軍を招いた大化元年唐の太宗は平壤總管、李勣を遼東大總管とし、十餘萬の大軍を率ゐしめ太宗自ら高麗を征したが、却つて高麗に破られた、さればにや孝德天皇の御代には高麗、新羅

百濟三國が朝貢したのである然るに齊明天皇の元年(一三一五年)百濟高麗の二國同盟し新羅の北境を突いて二十三城を取るに及んで、新羅は急を唐に告げ頻りに援軍を乞うた。是に於て唐の太宗蘇定方をして二十萬の大軍を率ゐて百濟を征せんとしたが、太宗崩じて中止となつた。已にして百濟の義慈王が淫樂に耽つて民法なきに乗じ、新羅は百濟を併合せんとして唐の援兵を請うた。唐の高宗大軍を以て百濟を撃たんとした時に我が齊明天皇の六年であつた。新羅は之れと夾撃してその王城を陥れ義慈王以下妻子大臣を執へて、唐に送つた。然るに義慈の從弟鬼室福信が遺衆を集めて復興を圖り使を我國に派して援を求めた。朝廷之を容れて出兵を決し齊明天皇はその七年に筑紫の朝倉の宮に幸し給ひ、皇太子中大兄皇子が之を輔佐し親ら軍事に當り給ひしも遂に御崩御になつたので、皇太子は別將を遣して百濟を救はしめ給ふた。此の時唐將劉仁軌は船を白村江(錦江の河口)に列ねて之を援けた。此の戦や實に我軍に取りて遺憾千萬未曾有の汚辱を招くの止むなきに至つた。之れ天智天皇二年(一二三三年)のことである百濟此に滅び、高麗また次いで滅亡した。此に於いて朝廷は退いて内に守るの策に出で、對馬、壹岐、筑紫、長門の諸國に防人と烽とを置き或は筑前に大堤を築き水城を作るに至る。蓋し唐兵の來侵を懼れた結果であらう。然し唐に於ては我と怨を構ふる考はなく修好を持続せんとしたのである。斯くて唐の勢力は半島に振ひ新羅又唐の威を頼みて驕傲であつた。

(イ)朝鮮半島を放棄の次第 教科書三十二頁は次の如く記した。

(イ)我軍利をうしなひしこと。

(ロ)百濟のほろびたること。

(ハ)長く我軍を海外に勞することの不利なるを見給ひしこと。

更に之を展開して見れば(1)叛服常なくして之が鎮壓に莫大の力を要したりしこと。(2)内治の急を先にせられたこと。(3)更に唐との交通開け直接にその文明を輸入するに至りしを以て、最早朝鮮の仲介を要せざりしによるもので、全く天智天皇の英斷に因るものである。猶此の半面には(イ)我が海軍の不振であつたこと。(ロ)新羅の國狀に明かになかつたこと。(ハ)國民の忠誠の足らざりしことなど數へ來れば臣下の罪を蒙る點多々あるであらうが、如何ともすることの出来ない遺憾の極みである。

(8)白村江の戦を如何に取扱ふか―前述した所で略明かであるが誤解を避ける爲めに再び此に繰返して置く。

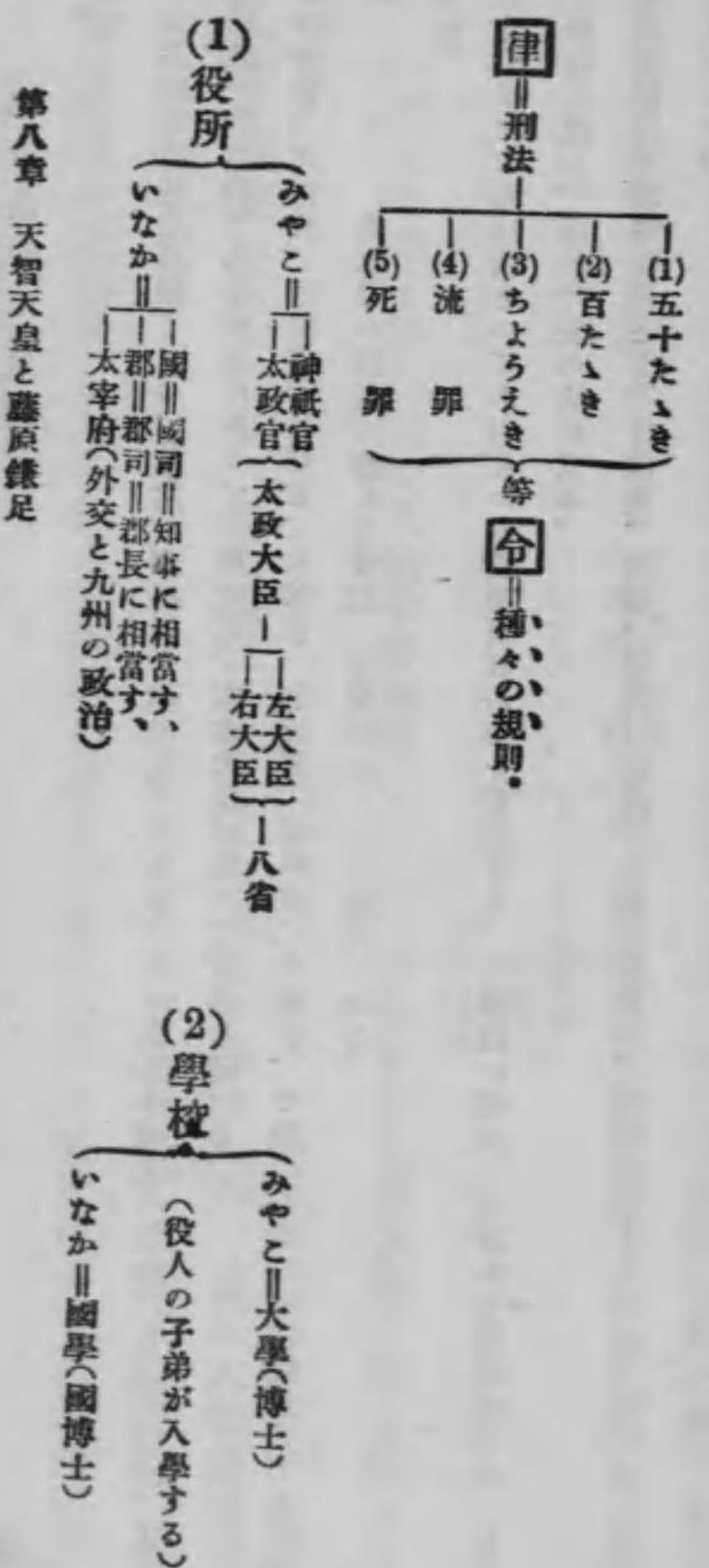
(イ)此の戦が朝鮮を放棄することに深遠なる意味を有して居ること。即國內(内治の)爲めに外國を捨て給ふたもので政策として洵に當を得たものであるといふ所に意義があり、又此の所に天皇の先見の明があらせられたことが分るのであるから此の精神を逸しないやうにしなければならぬ。而して白村江の地點は十六頁の挿畫に明示してあるから九州地方で特に郷土史と關係深い地に於いては適當に附説して然るべきである。けれども餘りに負け惜しみをして大切な天皇の御政策の精神のある所を逸することがあつては大變だ。(憤慨して取扱ふのはよいが脱線しないように)

(ロ)内治外交に對する天皇の御聖意のある所を拜察せしめなければならぬ。神功皇后の征韓以來年を閉すること四百六十八年祖先の功を中絶し給ふその御心事に對しては恐懼おく所を知らない次第である。然るを内治外交而かも到底望みなき外交を放棄され輕重立所に定まる英斷に對しては實に神快天才の御手腕があらせられたのである。

(9)國內の政治を新にしたまふ―朝鮮放棄の消極的方面は内治の積極的活動となり又唐と交通して彼國の文明を入れさせ給ひしことは實に我國家國民のために如何に幸福であつたかが分る。

(イ)近江令―天智天皇の元年鎌足をして令二十二卷を制せしめ給ふたが、之に就いては後に述べる大寶律令の基礎をなすもので日本法令の權威であることを説くに止めたい。それよりも天智天皇が内治に精勵された其の御功績を述べた方がよい。即ち學校の創立。戸籍を作る。風俗改良。時計を作る。其他諸制度中に子供に解し易きもの。

(ロ)大寶の律令―律令は主として唐の制度に倣ひ、我國古來の習慣を斟酌して制定したもので、律は猶今日の刑法の如きもの令は官制を始めとして政治上必要な種々の規則を網羅したものである。左の例を示すかよ。



(甲)中央官廳

- (1) 神祇官は祖先崇拜の精神に基くもので隋唐の制にはなかつた所である。其の職掌は國家の祭禮、卜兆と即位、踐祚の大禮を掌る。
- (2) 太政官は行政の最高府で八省の上にある。太政大臣、左右大臣があつて政務を總べる。
- (3) 八省には中務省、式部省、治部省、民部省、兵部省、刑部省、宮内省、大藏省、で別に八省の外に獨立して風俗肅清、非違彈奏を掌る彈正臺といふものがあつた。仁明天皇の御代に檢非違使廳の設置ありしより廢官となる。

(乙)地方官廳

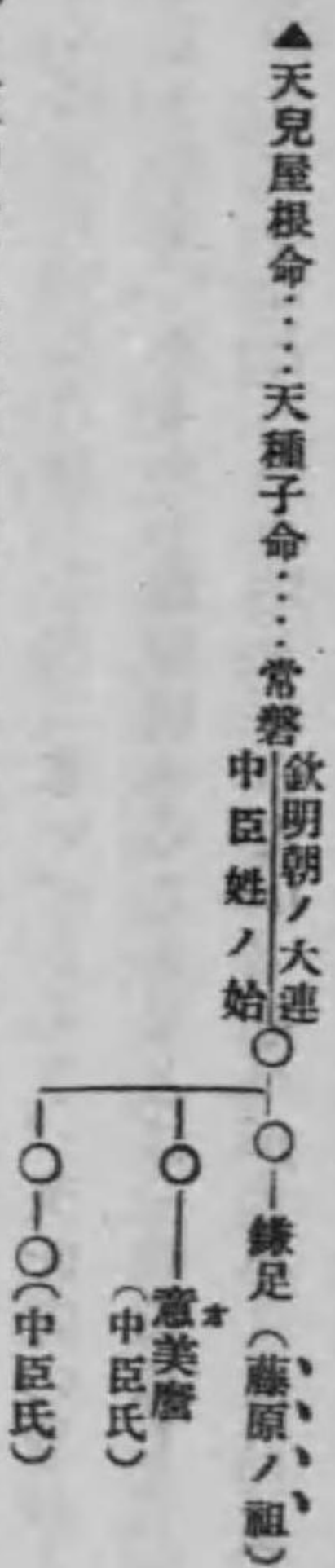
- (1) 京職||京師には左右兩京職あつて市司をかね貿易賣買の事を監察する。又難波は要津なる所から攝津職をおいた。
- (2) 太宰府||西海を鎮し、邊防外交の衝に當る。
- (3) 國司、郡司||國司の特別任務としては陸奥、出羽、越後、佐渡には蝦夷雜居し、肅慎來往するを以て此の地の國司は征討の事にも當つた。歸化のことも司つた。

京官凡そ八三〇〇人、外官(地方官)凡三〇〇〇人餘もあつたといふことである。

10) 鎌足の大功||教科書には(一)入鹿伏誅の功(二)其後に於ける二十餘年朝廷に忠勤す。との二つに縮説してあるが、之を展開し、總括して説話する必要がある。然らば二十餘年間の大功如何といふことを回顧させ、少くとも左の如く分類して考へさせたい。(イ)入鹿伏誅前後の忠誠。(ロ)入鹿伏誅より皇太子とならせ給ふ間の忠誠。(ハ)改新の諸制度制定に關しての忠誠。(ニ)新政實施上の忠誠。(ホ)對韓問題中の忠誠。特に律令制定事業の勳功を物語りたい。鎌足の人物に就きて山田義直氏が之を古今の名老と贊稱され尙西郷の武勳と大久保、木戸の文勳とを兼ねたるものとせられ、更に律令制定の功を稱して伊藤公の功業をも兼ねたりと言はれたのは確かに面白いコントラストである。

11) 鎌足の臨終||教科書は、鎌足大病にかゝりし時、かたじけなくも天皇その家のみゆきして御みづから病を問ひたまひ、「何なりとも望むことあらば申すべし。」と仰せ給ひしことを考へ合はせても如何に御信任の厚かつたか分る。嘗ては法興寺境内の蹴鞠の會に參り合ひし鎌足は今や忝くも主上の御訪問によつて感激措く能はずその翌日遂に鎌足の英靈は靜かに昇天した。噫!

12) 藤原の賜姓||元來鎌足の家は中臣の本家にあらず、功臣の家系として言はば鎌足は初代の祖先である。その家系特に姓なかるべからずである。賜姓に關しては次の如き説がある。祭祀の家なる中臣氏より分立させて別に執政の一家を創立せしめ給はんとの叡慮から出でたるものごめらう。さればこそ後に至つて鎌足の一族は依然中臣氏を稱して祭祀に預らしめ鎌足の子不比等は父に嗣ぎて藤原氏を傳ふべしとの勅もあつたのである。(喜田博士讀史百話)藤原の出所は居住の地名から取つたので蘇我も此の例である。



13) 大織冠||天智天皇新定冠位二十六階中の最高なるものであるから深紫色の冠を賜りて其の位階を表彰されたのである。

14) 薨後の光榮||鎌足の薨するや、攝津國三島郡なる阿威山に葬りしが、更に大和國磯城郡多武峰に改葬し、後廟塔を建て木像を安置して之を祀つた。後の談山神社が即ち是れである。國家變あらんとする時には或は木像破裂し或は墓地鳴動せしことありと傳へられる。藤原氏の盛時に當りては朝野の尊崇甚だ厚く社殿の宏

麗今尙近畿地方に冠絶してゐる。明治七年朝廷鎌足の功を追賞し給ひて、談山神社を別格官幣社に列し給ふたのである。

(15) 藤原氏の子孫——これより藤原氏の勢力は非常なもので、歴代朝廷に仕へて一門繁榮を來した。之れ皆鎌足功勳の致す所である。先きに功臣武内宿禰の後裔蘇我氏が暴惡を來したことは未だその耳朶を去らぬが、此に光榮ある功勳者鎌足の子孫繁榮を思ふと同時にまた藤原擅權の恨事を追懷せずにはをれないけれども兒童の多くは別に大した感じを起さないであらう。又此課の取扱としては積善の家には餘慶ありとの好感を持たせることが主であるから藤原將來のことなどは一切口にしない方がいゝ。此ここでは徹頭徹尾鎌足の忠誠に追慕景仰させることに中心點をおきたい、それが爲めには(14)(15)の二項を取扱ふ際には謙嚴なる態度と敬虔なる心情とを以てしなければならぬ、曰く教師は教育の第一環境なりと言語に動作に身振に準備に好影響を與へるよい環境の所持者となつて壇上に臨む必要がある。

四、本課教授上の注意

(イ) 功高くして衿らず、死に臨みても猶ほ望むところ葬式の手厚からざるを欲する點などはよく兒童に噛み砕いて其の精神の存する所を知らしめなければならぬ。或批評家が、鎌足の天皇に對する言葉としては「たゞ願はくは葬儀をてあつくせむらんことを。」といふのが如何にも穩當でないと言つたが、讀んで見て一向さういふ氣は起らない。定めて天皇と鎌足との關係、鎌足の心情を知らずに餘りに冷淡に見過ぎた所から誤解が來たのであらう。特に上段のモトヨリオロカナル身ニ何ノ望ムコトカ候フベキ。とある所を深味に解して御覽、決してさる心配はないではないか。鎌足は天皇の御訪問によりて己に感激おく能はず、

剩さへ優握なる御言葉を掛けさせ給うたのである。感恩の餘り肺肝をほとばしり出でたるもの即ち此の返し言葉である。眞の鎌足を知る者何ぞそれ斯くの如き疑心起らんやである。

(ロ) 國內の政治といひ、土地人民を返納するといひ何れも子供には解し難い所であるから教師は成るべく具體化して取扱ひ事實に潜在する心理を躍動させ文化に理由づけ價値づける指導をなし本當の史的興味を起させなければならぬ。子供には分らぬ、むづかしいだらうなど考へ過ぎないやうにしたい。兒童が一度び斯かる境涯に達した時のうれしさは又何とも言ひ得ぬ。斯くて本科に對する眞の興味は養ひ得られる。

(ハ) 本解説は新教授の時計りに利用することなく特に復習の際には大に利用して頂きたい。
 (ニ) 賜姓及び大織冠の榮位を授け給ふたことが、如何に無上の光榮であるかを徹底的に取扱ひたい、最も高き位といふ方は子供には比較的感動を興へ易いが、賜姓などの事に關しては稍々もすると無意味になり勝である。前述の趣旨によつて叙慮の程を感動せしめたい。唯藤原の姓をては單なる外面的の取扱となつて何等得る所がない。要は天皇の御精神が現はれるやうに又賜姓の恩典に浴した鎌足の心中を十分に洞察せしめるやうにしなければならぬ。

(ホ) 本課と重要な關係を保つ年紀は左の如きものである。

- 一三〇五年——大化改新。
- 一三二〇年——齊明天皇百濟を救ふ。
- 一三二一年——舟師西征の途につく。同七月天皇崩御。
- 一三二三年——天智天皇二年八月我兵唐と白江に戦ひ利あらず。百濟王高麗に走る。
- 一三二七年——都を近江大津宮に遷す。
- 一三二八年——高麗唐のために滅さる。
- 一三二九年——鎌足薨す。
- 一三三一年——天皇崩御。

一三六一年大寶元年八月律六卷令十一卷成る。(大寶の律令)

因に曰ふ大寶律令は大化改新より約六十年の後に完成したのであるから之れが後世の模範となつたとは當然である。幾多の變遷があつたに拘らず其の大體は千有餘年以後の明治まで行はれたと考へても如何に該律令が國民生活を基調としたものであるか分る。而して單に外國の模倣に過ぎざりし斑田收授や(軍團)の制の如きは間もなく廢れて次第に莊園制度と化し遂に武家政治を見るに至つたとは注意すべき事柄である。

第九章 聖武天皇

一、要旨(1)時代の進運に伴ひ世事總べて複雑に赴きし有様を説く。(2)従つて永久の帝都御選定の必要を生じたること。(3)奈良時代の文物が帝都の繁榮と共に一躍空面を開きしことを明かにする。(4)佛教の非常に興隆せしこと。(5)聖武天皇及び光明皇后の御盛徳を欽仰せしめる。

二、解説

(1)奈良へ遷都する直ぐ前の皇居は何處か教科書には文武天皇の次に第四十三代元明天皇御位に即き給ふ。紀元一千三百七十年(和銅三年)天皇は都を大和の奈良にさだめたまへり。とあるから一寸考へると元明天皇の御即位の年に奈良に遷都されたやうに取れ、又奈良遷都が元明天皇の御趣旨にのみ依るやうに解せられるが決してそうではない。されば國史大辭典には次の如く記載してある。元明天皇は天智天皇の第四皇女で、齊明天皇の七年に御降誕遊ばされた。憲雲四年六月文武天皇の崩し給ふや(御年二十五)皇子(聖武天皇)なほ御幼少(八歳)

なりしを以て遺詔によりて(文武、元正兩天皇の御母)即位し給ふた。第四十三代元明天皇即ち之れである。天皇始め藤原宮に在り、和銅元年に至り平城遷都の策を決し、九月造平城宮司を置き三年經營や、其の緒に村しが故に、三月遷幸あり、云々とあり、猶日本史講話の一四七頁に、天智天皇は近江に遷り文武天皇は飛鳥に都し、持統天皇は藤原宮に居り、文武天皇も亦此處に居られた。天皇は慶雲四年王臣に詔して遷都を議せしめられたが、程なく崩じて果されず、元明天皇其遺志を繼がせられ和銅元年二月に至つて平城に遷都すべきを布告せられ、九月造平城宮司を置き、翌月新宮造營の狀を伊勢大神宮に奉告せしめ、三年三月新都に遷られた。以上によつて次の斷定が得られる。

- (イ)奈良遷都は文武天皇の御發議によるものである。
- (ロ)元明天皇 其の御遺志を繼承されたものである。
- (ハ)元明天皇の御在位年間は(自一三三七)であるから一三七〇年の奈良遷都までは奈良以外の皇居に御住居遊ばしことが分る。即それは藤原宮である。滿三箇年此處に都せられた。左に國史眼によつて主なる御皇居の宮名と御陵の名前とを列記し參考に供しやう。
- (イ)元明天皇 藤原宮・平城宮 奈保山東陵(女帝)
- (ロ)文武天皇 藤原宮(大和高市郡) 檜隈安古岡上陵(女帝)
- (ハ)持統天皇 飛鳥淨見原宮 檜隈大内陵(女帝)
- (ニ)天武天皇 飛鳥清見原宮 檜隈大内陵(持統帝が皇后)
- (ホ)弘文天皇 大津宮(近江滋賀郡大津市の北方)長等山前陵

(ハ)天智天皇||大津宮||山科陵||御在位十年御壽四十六。

(ト)齊明天皇||飛鳥板蓋宮・後飛鳥岡本宮・飛鳥川原宮・朝倉橋廣庭宮(筑前國)||越智岡陵(大和高市郡)

(チ)孝德天皇||長柄豐崎宮(攝津縣波)||大阪磯長陵(河内)

(リ)皇極天皇||飛鳥板蓋宮・小治田宮||在位三年

右に依つて明かなるが如く元明天皇は大和國藤原宮から奈良京へ遷都されたものである。歴代帝都圖は喜田博士著歴史講座帝都の口繪及本文に詳細述べられてゐるから參照せられたい。

(2)都はたいてい御代ごとにかはる習はし||之れは皇居を遷すといふ意味を兒童に分りよくしたものであらう即奈良京以前は概ね御代毎に皇居即ち都を遷したのである。天皇の御側に侍して朝政に與つてゐるもの外は朝臣と雖も多くは奈良平野中の一角に占居して土着の姿をなして居たのであるから皇居は御代毎に概ね遷移したけれども是等土着の朝臣は移轉することはなかつた。故に都は寧ろ奈良平野全體にして皇居は此の廣き都の中に此處彼處と遷されしものと見て差支ない。かゝるが故に遷都といふも其の實は遷宮である。

(3)歴代遷都されし理由||之れに關しては左の諸説がある。

(イ)父子別居の風と遷都説||古へは夫婦必ずしも同居せず、其の生み給へる子は母の家に人となり、皇子即位すれば其の邸宅は即ち皇居となり、大臣大連以下新宮に參向して大政を輔翼したのである。其の適切なる例證としては、應神天皇の皇太子稚郎子の菟道の宮が提出される。

喜田博士は右に關し左の如く批評をされて居る。是は偶々見得るの例で、多くの場合必ずしもさうとは限らなう。

(ロ)死穢の嫌忌と遷都説||古へは人死すれば其の家を捨て、墳墓となし、別に新宮を營みて是に移るといふ説である。同博士は曰く帝都の御代毎に改まるも、畢竟之と同じ意味にて極端に死穢を忌む習慣より、凶を去りて吉に就くものなりと解釋する、成程後世にも此の思想は存して居たが、未だ以て古代の頻繁たる遷都を解するに足らぬ。如何にも凶事のあつた舊い宮を捨て、新しい宮に就くことは有り得べきであるが、之れがために其の場所までも變更せねばならぬ必要はない。

(ハ)上古建築術の進まなかつた世には、宮殿の結構數代百年の星霜を保存し得なかつたこと。保存期限の如きも僅かに二三十年に過ぎない。蓋し上古の世は諸事實様であつたから遷都のことも容易であつた。之を建築上の説と見てもよ。

尙喜田博士は(一)同一帝都内の新宮は遷都と謂ふべからず。即ち前代の宮と新宮とが極めて近い所に營まれた場合に於ては、之を同一の帝都と言つて差支へない。(二)同一帝都内にも宮名を異にする理由として。昔は普通の場合其の宮殿の名を以て天皇の御名の代りに呼び奉つたやうである。故に前後全く同一の宮居にして前名を以て呼び難い場合には、前後を以て區別する、舒明天皇のアスカ岡本宮に對して、齊明天皇を後飛鳥岡本宮御宇天皇と申すの類である。隨つて實際上同一天皇にして數多の宮を有し給ひ、若くは御一代數度遷都し給ひし御方であつても、之等數多の御宮の中で特に其の天皇の御名の如く呼ばれたものゝみ最も著しく後世に傳はり他のお宮は往々にして世に忘れられた。(三)遷都と遷宮||遷都と言きあらはされて居る中には、其實遷都とは言ひ難く却つて史に漏れたものゝ中に、眞の遷都があつたかも知れない。遷都と言へないもので而も宮名を異にするものは遷都ではなく其の實遷宮であらねばならぬ。是は唯舊い宮殿を捨て、新しい宮殿に遷られたといふ極めて簡單なる事實に外ならぬことと思はれる。昔は至尊の宮殿と申しても構造極めて簡單であつて、古語に「底岩根に宮柱太敷立、高天原に千木高知る」とある通り、柱は土を深く堀つて直接其の下部を土中に埋める所謂獨立柱である。隨つて此の如き建築物は、造る事も容易である代りに勞ひ長く保有することは出来ない。そこで普通の人民の住宅にしても住み古した物は其儘に立ち朽ちさして新しく適當なる場所を擇んで、そこに

家を營んだと思はれる。今の伊勢神宮の御遷宮は正に是である。帝都の場合亦然りである。舊宮漸く破損に傾いたならば、更に適當の場所を擇んで茲に新殿を御造營になる。斯くて其の場所が前者と隔つて居たならば是れ即ち直ちに遷都となる。當時の簡單なる組織の政では、官僚之に伴うて其地に移るも容易であつたに相違ない斯くて宮名茲に改まり、後世より之を見て如何にも大仕事であつたやうに解されるのである。又其新宮が舊宮に近い場合には、同一治世には名を改めることもないが、此の際御代が改まるならば、新治世を表はすべく新宮名が命ぜられる。かくて此際にも遷都のあつたかの如く考へられるのであるが是等は何れも遷宮たるに過ぎぬ。(四)眞の遷都は古代の遷都必ずしも改築の必要上より隨時に行はれたもののみでない。中には明かに政治上の意味があつて立派に遷都と號すべきものも少くはない。(イ)神武天皇が高千穂宮から大和に遷り給ひし(ロ)仲哀天皇臨時の帝都(熊襲親征の便宜上)(ハ)仁德帝の難波遷都(當時海路の要津を必要と認めて)(ニ)大化の難波遷都、天智天皇大津遷都、元明の奈良遷都等は何れも文字の示す通り眞の遷都で政治上其他特別の理由から解釋し得るものがある。

(4)奈良遷都の理由は永久帝都御撰定の理由は之を兒童に推究させて見てもよい、大抵までは其の事實に合し得るものである。左に兒童に説明するとしての定論を掲げておかう。

(イ)三韓支那との交通が開けてゐたから體面上立派なしつくりした宮殿を作る必要がある、それが爲には奈良の地が適當である。(外交上)

(ロ)大寶律令頒布と共に世上萬般の事情が漸く複雑となり隨ひて諸官衙宮殿等も一代毎に地を變へる如きことを許さなくなつたから、内治上不便でもあり又中央集権の實をあげるにも度々遷都するが如きことは當然出来ないやうになつた。(内治上)特に後段に述べる社會上の要求にも因るのである。

而して大化二年の詔に凡京每坊置長一人四坊置令一人とあるのは條坊を區劃したる唐風の都城を修めんと、の御計劃のあつたことを示すものであるから歴代の御遺志を繼承實現されたのが元明天皇として差支ない。

(ハ)大化改新後氏族制度が打破せられ、天下の民悉く公民となつたのであるから都府の住民も増加し、殊に

政治的中央集権の結果は漸次帝都の住民を増し、ここに帝都の膨大を來し、經濟的商業的の中心が都下に移轉することになつた。而して従前遷都なるものに没交渉なりし人民も帝都と密接なる關係を有するに至つてここに永久的大規模の帝都が經營されることになつたのである。故に政治上の要求と社會上の要求と外交上の要求とが合して奈良の遷都なるものが行はれたのであつて、之れ寧ろ自然的要求と稱すべきものである。一言にして盡せば之れ皆支那の影響なり感化なりと言ふも過言ではない。そは兎も角一通り兒童に推究させて見たいのである。

(5)七十餘年の間おほむねの説明は穿鑿する必要もないやうではあるが、おほむねと書いてあることには誤解を招かぬだけの準備が必要であるから左に奈良七代中奈良以外の地にほんの一時ではあるが宮を遷された例を記しておかう。

(イ)聖武天皇||恭仁宮(山城國)紫香樂宮(近江國)(難津の難波にも遷都せし由も記せり)

(ロ)孝謙天皇||由義宮(河内)

(6)奈良都城の規模||平城京平面略圖を示して説明するがよい。今其の要領を掲げておかう。

(イ)現在の奈良市との關係||位置を示すこと(今の奈良市の西)(ロ)東西約四十町南北約四十五町(ハ)周圍に羅城を繞らし南西に羅城門を設く。(ニ)大内裏は北部にあり、大内裏より羅城門に至る中央の大道は朱雀大路。(ホ)此の大路の東を左京西を右京と云ふ。(ヘ)郡山との關係的位置を知らしめる。

要之元明天皇の和銅三年(紀元一三七〇年)より元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁の六代を経て桓武天皇の延暦三年(紀元一四四四年)まで前後八代七十五年間をば奈良朝又は奈良時代とするのである。されど通常奈良七

代と言ひて桓武天皇を省いてをる。

(7) 奈良の最も盛なりし御代に教科書にも示す通り聖武天皇の御代である。されば元明元正兩帝の時代は正に創始の時期であつた。左に奈良時代の政教盛衰の大様を圖示すれば次の如くならんか。(一六五頁)

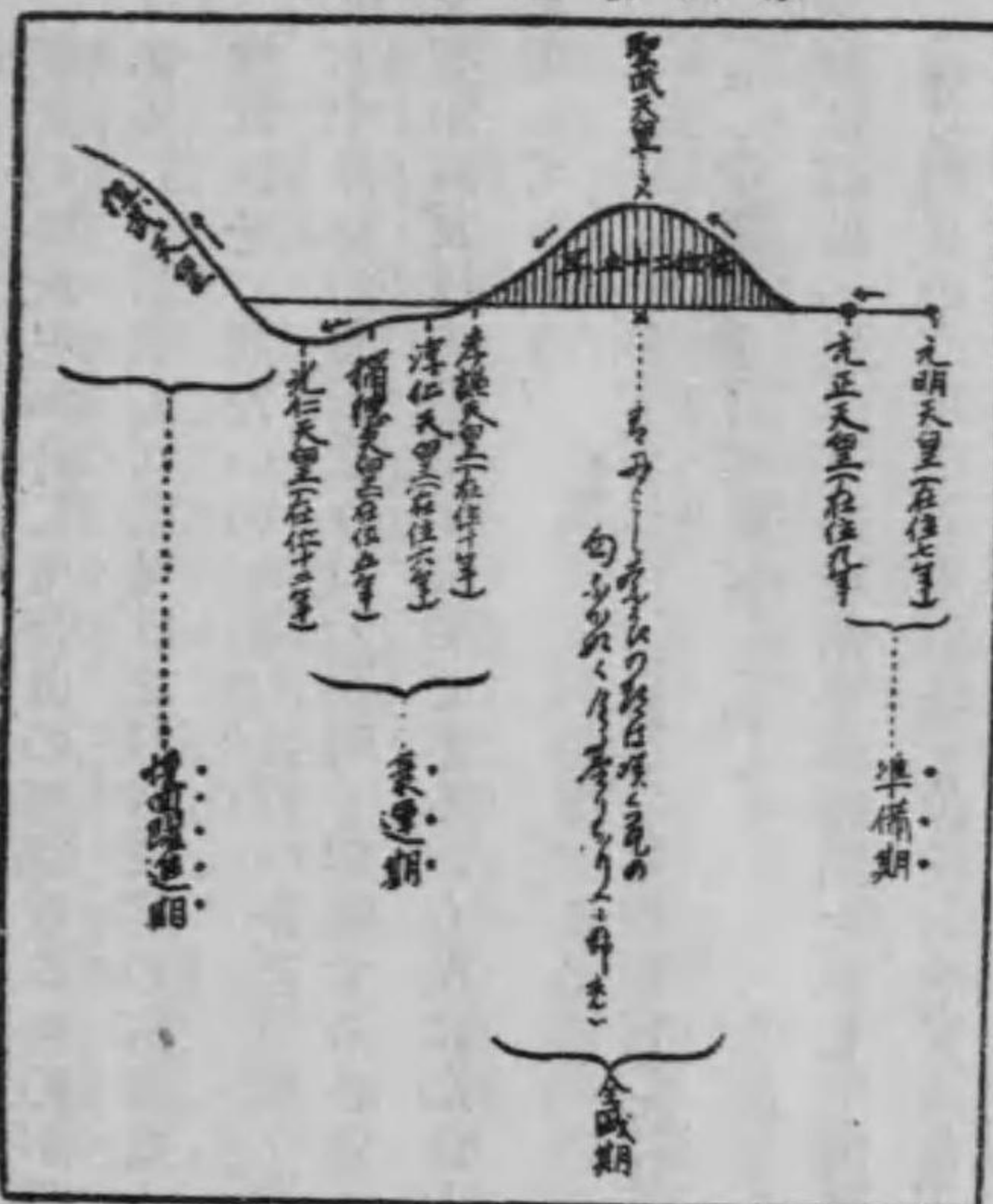
(8) 萬事唐風となる此の頃は唐との交通しげく、世の中大いに開けたりしかば都も唐の風にならひて云々とある。左に説明の態度と要領とを掲げておく。

(イ) 唐との交通に我が國が唐と交通を始めたのは隋滅亡後間もなき時から始まつてをる。今其の大要を述べて見ると次の通りである。

○推古天皇の二十六年(紀元一三七八)に唐の高祖立つ。同三十一年先きに隋に遣はされたる學問僧惠齊等新羅の使者と共に歸朝し、「唐は禮義の國なれば宜しく常に相交通すべし。學生の唐にある者皆己に業を成せり。願はくば之を召還したまへ」と、以て唐關係の曙光を見ることが出来る。○舒明天皇二年(二九〇)使を唐國に使はし給ふ

之れ眞の遣唐使の始めである。同四年唐國の使節來る。○天智天皇三年即ち百濟滅亡の翌年唐の百濟の鎮將劉仁願使を我が國に使はし互に好を通ず。翌年九月唐朝劉高德、郭務棕を遣はして來聘した。我が國又使をして唐に送らしめた。之れより唐との通交常に絶えなかつた。思ふに天智天皇二年に我が兵が百濟を助けて

奈良朝盛衰圖表



唐軍と戦ひたることを餘りに心惡しく思ふてゐないやうである。蓋し我出帥を以て義軍として敢へてかへりみなかつたのであらう。其の後新羅も我が國と交通してをるのを見ると當時日本と、唐、新羅との間に和講のことありしと考へらる。其後天武、持統の二帝を経て文武の御宇には再び遣使のことがあつた。時の遣唐使節は民部尚書栗田真人であつた。其後元明天皇の時には遣使のことがなかつたが次帝元正天皇の御宇には大使副使の入唐あり、尙此の際には彼の阿部仲麻呂が留學生として派遣された。聖武天皇の時は愈々盛んに使船四艘を作られた程であつた。降つて孝謙帝の御代には藤原清河、吉備真備、大伴古麻呂等が彼の地に赴いた。以後淳仁、光仁平安期に引繼いで入唐のことがあつたのである。○斯くて唐風津々として入り來り日々の生活の上に唐風ならではといふ程になつて來た。而して之れが中心地は申すまでもなく奈良京である先づ如何なる方面にその色彩が濃厚であつたか教科書記載の順に示して見やう。

(甲) 都城の唐化に條坊を區劃した唐風の都城(略圖を示して説明せよ)其の如何に壯麗なりしかを物語らでは眞に當代の奈良を紹介することにはならない。それには前代都城との比較に求むると共に新都の具體的説明をなし然る後に前掲小野老の「青丹よし」の歌を提出したい。特に教科書が宮殿の絢爛目まぶしき様を記さんとして「壁を白く」柱を赤くぬり、屋根には瓦をふきとある説明には注意を要する。現代の子供としては此のまゝの文句では到底眞の奈良京を解し得ないと思はれる。殊に瓦葺は昔は寺院にのみ許されたが此の時代(聖武)には五位以上のもので庶民の中その富有なるものに之を許し給ひ、加ふるに塗るに丹堊を以てすることさへ許され給ひし程であるから帝都の美觀はいやが上にもさへ渡つた。

(乙) 風俗に支那文物の輸入と佛教の興隆とは、風俗の上にも一大影響を與へて衣食住共に昔日の比ではない

(建築のことは省く)

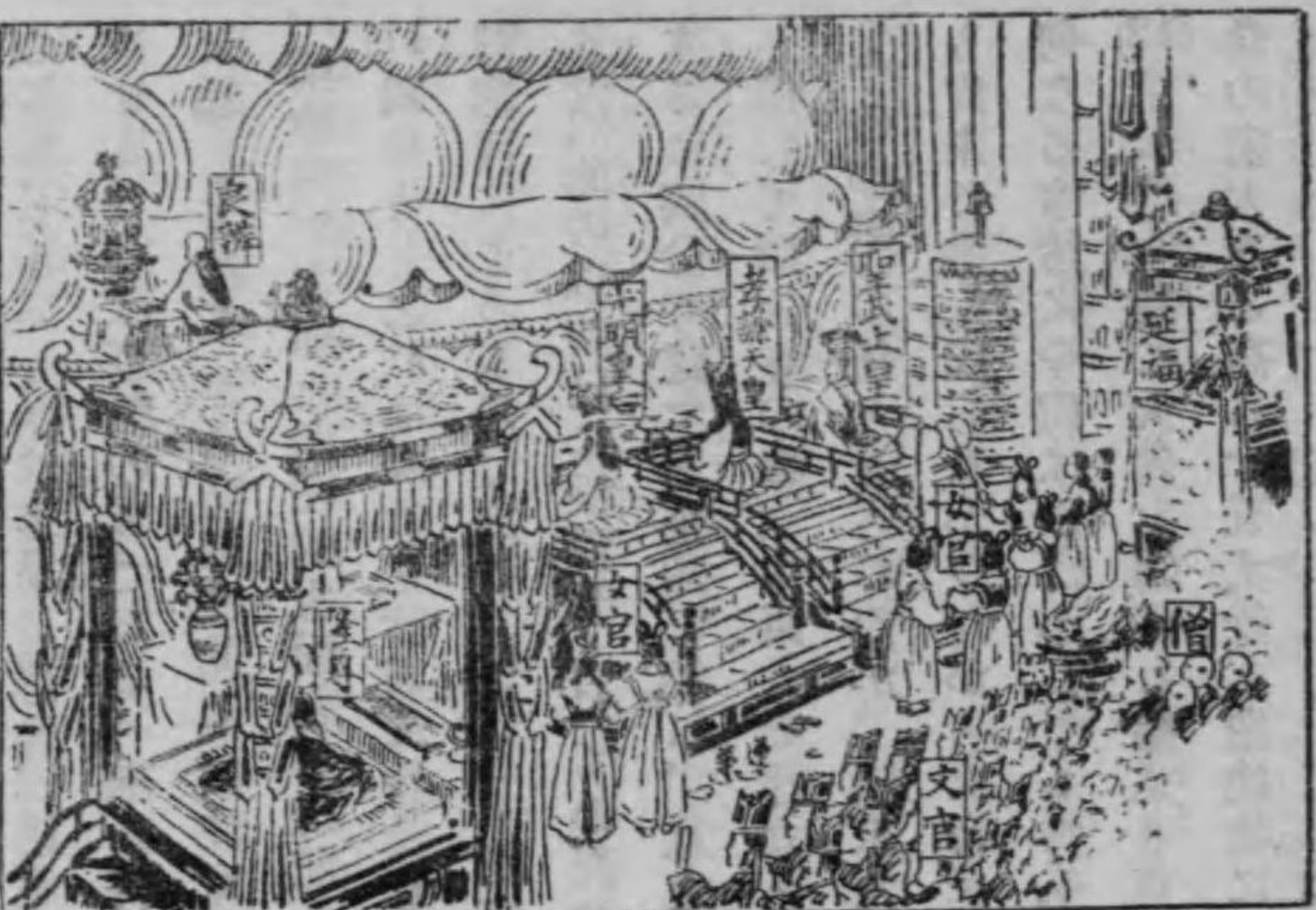
(イ)衣服 大寶の制たる冠位を廢して服制を定められ、禮服、朝服、制服の三となし給うた而して其の位階に従ひて紫、緋、綠、縹などの等差を設けられ、何れも之れに深淺の別ありて深は貴とし淺を卑と定められた。無位の官人庶人は黄色の衣、家人、奴卑は黒色の衣を着すと定められた、此に五十の各種の人員整別したりしと假定せんか、實に壯觀であつたらう。加ふるに奈良新都並に官邸の美は一層之を引立てたことであらう。此他奈良時代の文華を説明する素材は諸書に見えてゐるから適當に羅列してよろしい。成るべく日常生活といふことを中心において説明する態度を取る方が兒童の生活と結合せしめる上にも都合がよいであらう。其他は高等科に入つて奈良時代の文物を教授する時に教ふる方が適當であるから此れ位の解説に止める。次に便宜上三十五頁の挿畫の説明をすることにしよう。

(9)挿繪の證明

(イ)目的 當時代に於ける佛教の興隆盛大を知らしむると同時に聖武天皇の崇佛が如何に國利民福と關係するか、従つて大佛鑄造が如何に國家的大事業であつたか、又如何に聖武天皇が上記の御聖慮によつて佛法弘通のことに大御心を傾注し給ひしかを拜察せしめ兼ねて宗教的情操を涵養せんことに努力したい。

(ロ)解説(總論) 本圖は大佛開眼の御式に於いて聖武天皇を始め數多僧侶百官が大佛を崇敬禮拜し給ふものの上巻挿畫中最も謹嚴襟を正しうする一種崇高なる敬虔的情味を帯びた莊嚴極致の大藝術の畫面である。因に言ふ、開眼とは佛像の出來上りたる時、始めて安置する祭をいふのである。佛像の眼を開くの義で「カイゲン」と訓ずるのが正し。

(ハ)本圖の分解的説明 前述の如き目的を達せんとする本圖の説明は極めて至難である、此に何うしても左に述ぶるが如く 機微なる所にまで着眼する必要がある。



儀で老若男女を擧げて之を祝したと云へば如何にその歡喜に充ちてゐたか分る。

▲向つて一番右の階上に御座あるのは聖武上皇(天皇とあれど)である。▲中央は女帝孝謙天皇で左は光明皇后である。▲階下に御查がある。立てるは女官達である。▲階下僧侶整列の前面の獨立小屋に座せるは「讀師の延福」向つて左之れに對座して居るのは「講師隆尊」である。又上段大佛の下部蓮臺に小さく見える(京雜式に見える)のは「開眼師良辨」以上三人によつて開眼の式は開かれるのである故に相撲に例へれば此の三人が三役に相當するもので最も重要な地位を占むるものである。教授者宜しく此の意を體すべきである。▲僧侶の數は約一萬と號す。如何に御盛儀であつたか分る。▲僧侶の左は女官の正装したるもの、女官の前に女官の二人見える。香を持する所、僧侶の前面の女官は「嚮」として玉顔を蔽ひかくすものである。階下諸所に散在する白點は蓮華の花を意味するものである。蓮華は極樂淨土を意味するからである。▲之れ時正に孝謙天皇の天平勝寶四年四月九日といふことである。當日は實に有史以來の御盛

(10) 聖武天皇の崇佛は教科書にあつく佛教を信じとあり。又大佛の鑄造のことなどに説き及ぶから如何に御熱心に信じ給ひしかは容易に想像が出来る。だが何の爲めに斯程までに御信仰になつたかに就いて兒童に徹底させることは至難の業である。幸教科書は「之をひろめて世の中を太平にみちびかんとおぼしめされ」の語を残してゐるから教師は此に注意して取扱ふべきである。要之三十六頁の此の記事は佛教信仰の潜在的(精神的)方面と顯在的方面とを併記して居るから説明の上に大變都合がよい。

(11) 國分寺は佛敎を諸國に普及して國民全體の信仰を喚起し以て天下を太平にし國利民福を計らんとの御聖旨によるものである。けれども諸國必ずしも一度に出來たのではない。此の以前出來上つてゐたものもあれば、此の以前已に設置せられてゐたものもある。又從來あつた寺を利用せられたもの新設のものもあるが、要するに國分寺建立を企圖し給ひ、且之を實施せられたのは聖武天皇の大事業であらせられたのである。

而して國分寺の建立も東大寺建立と等しく國家的の大事業であつたからその計劃監督の如きは一切國司(今の知事)の任とせられたが、猶未だ思ふやうに進捗せず、天皇屢々國司に激勵の詔を下し給ふた。けれども尙未だ悉く成らなかつたから次帝孝謙天皇の朝に至つては造寺、造佛を督促しその完成を圖り給ふたが如何なる事情にや尙はかばかしくも行かなかつた。

(12) 東大寺を建て大佛を鑄造し給ふは東大寺は大和の國分寺であると共に日本總國分寺の觀があつた。その殿堂の宏大なる高さ十五丈餘木造建物にては世界第一と言はれる。大佛また之れに比例して莊重大その功徳無邊と云へば有り難さ身に迫る思ひがある。左に参考のため分析的に記載して置かう。

(一) 大佛の大小

(二) 大佛鑄造の材料

- (イ) 總長五丈三尺五寸 (ロ) 面長一丈六尺 (ハ) 面廣九尺五寸 (ニ) 熱銅約七四萬斤 (ホ) 白鐵約一三萬斤 (ヘ) 鍊金約一萬五百兩
- (ニ) 掌長五尺六寸 (ホ) 中指長五尺 (ヘ) 脛長二丈三尺八寸五分 (ニ) 水銀約六萬兩 (ホ) 炭約二萬斛
- (ト) 胸長一丈八尺 (チ) 腹長一丈三尺 (リ) 身長三尺九寸

大佛を見て拜むことを忘れけり。無理からぬことかな。これは精神なき後人の言、思ふに天皇の佛教を興したまへるは、前述した如く一は親ら佛法に歸依し給ふの篤きによるとはいへ、一には佛法を以て萬民を化し給はんと政治的意志であり、且つ國民の罪惡をば未然に防がんとの御思考に因るものである。齋藤斐章先生日本國民史一八七頁都會佛教の題下に曰く、要するに奈良時代の佛教保護者は皇室にして、奈良は佛教の中心地である。故に佛教は一の國家的宗教とも云ふべく、國家の安寧を謀り國民の福利を齎すことは之を佛徳に歸し、寺院は政治機關として國家の平安を祈禱する所である。大寺院の勅願所として尊崇最も厚かりしは之れが爲である。此の思想は、平安時代の初頃まで繼續し、延暦・東寺の如きは皇城の鎮護、國家護法の道場であつた。と此の精神を逸しないうやうに取扱ひたい。猶同書は國史教授參考としても最も權威あるものである。

(13) 大佛鑄造關係者は子供は斯んなことをよく聞くものである。

- (イ) 聖武天皇。天平十五年(一四〇三年)起工。
- (ロ) 孝謙天皇。天平勝寶四年(一四二二年)竣工。
- (ハ) 百濟敬福は塗料黄金の不足せし際陸奥守たりし同氏が部内小田群から之を得て献じた。
- (ニ) 行基は勸進元なり。(本願聖武・開基は良辨勸進行基に導師は仙那なども云ふ。以て之を四聖建立の東大寺といふ)

(ホ)左大臣橘諸兄ト輔弼の臣である。
(ヘ)良辨等の和尚等がその主なるものである。

一四〇三年 (天平十五年) 大佛鑄造の詔を發す。
一四〇七年 (天平十九年) 奈良の地に大佛を鑄造し始む。
一四〇九年 (二十一年) 完成とある。
(三箇年を要す)

併し現存のものは鑄造後諸種の戦亂のため一部分修理改鑄したものである。仔細な穿鑿は實際教授に不要であるが心得て居ることは必要である。

(14)奈良時代精神。

(イ)若々しい氣分進取的氣象の充ち満ちてゐた時代。

(ロ)佛教殊に唐文明に對する順應の最も熱烈な時代。

(ハ)外來文明に對する我國民の態度及國民性のヒラメキの現出したる時代(本地垂迹説)

(15)光明皇后ト積善の家には必ず餘慶があるとか、鎌足大功を立つるや天智天皇は深く嘉賞し給ひ功臣の大祖として別に藤原の姓を賜はり大織の榮冠を授けらる、以て永く藤氏の隆盛の基礎をなし此に人臣皇后の始めを開くに至つた、嗚呼それ何たる光榮ぞ。鎌足の子不比等は父の功勳によりてか、極めて多幸の人であつた。元明の朝右大臣に登用せられ次帝元正帝時代に太政大臣に任ぜられんとするや固辭して受けず専ら律令撰定を監したりしと言へばその至誠奉公敢て鎌足の名を耻かしめざる賢者である。不比等の子安宿媛(アスカヒメ)は立つて聖武天皇の皇后となり給ふ。皇后御うまれつき情深く、人民を慈しみ給ふこと多かつた。

教科書が貧しき人々のために病院を建てて藥を施し、又孤兒院を集めて養育せられたことを傳へて居るのは此の有難き事績の一端を述べたものである。世に皇后の千人風呂の俗説を傳へて居るのは御慈愛深き皇后のみ心の現れとも見ることが出来やう。

(イ)施藥院と悲田院ト施藥、悲田の名義は推古の朝に起り、元正天皇養老七年には興福寺内に施藥院悲田院を立てられた。光明皇后ト施藥院を建てたるは天平二年四月で之を皇后宮職の下に置いて皇后職及び大臣家よりその費用を辨せしめ給ふたのである。施藥院は即ち貧民施療所で先帝明治天皇の起したまへる濟世會の御事業と似通ふものである。皇后は此の年又東西悲田院を設けて施藥院に隸屬せしめられ孤兒、病者を收容し給うた。悲田院は今の養育院及び貧民病院(患者を入院させる)に相當するものと見てよい。

(ロ)立後の説明ト諸種の事情もあらうが、兒童に對しては第一光明皇后が聰慧慈仁にましますこと、功臣鎌足の出によるものであることを説き以て如何に皇后の御人格がけ高くあらせられたか、又如何に天皇が藤原氏を重んぜられたかを話せば足りる。即ち人格としては王道に耻ぢぬ立派な御人格であつたこととその御仁慈深き御施設のことと相關して取扱ふことが大切である。

三、注意

(1)東大寺、國分寺の建立が國家的政治的事業たりしことに注意して取扱ひ、古來歴代天皇の御盛業は何れも人民の爲め即國利民福といふことを主眼とせられたことと、聯關して取扱ふことを忘れないやうに。
(2)藤氏榮進が鎌足の功勳に基因することを力説するのは可いが大古の如き世襲的色彩に説かないやうにするがよからう。又藤氏その人の人物の然らしむることを併せ説くがよい。例へば不比等の如くである。成

程後には此の精神が濫れて所謂藤氏墳權の時代と化するのであるが、此こでは之の説明に觸れる必要はない。光明皇后の取扱についてもその條下で述べた注意の下に取扱つてほしい。

(3) 此の書物の本文に表れてゐない所謂非顯現的人物の忠誠といふやうなことを附説することを忘れてはならぬ。(留學生)(留學僧)等多々である。

(4) 我が國民が同化性に富んでゐることを味はせたい。特に大佛鑄造の際に伊勢神宮、八幡宮の託宣等のことがあつたことを附説すれば又以て我が國民性の如何なるものであるかが分るのである。適當に附説するがよし。

第十章 和氣清麿

一、要旨 本課に於ては前課聖武天皇の御事績并に光明皇后の慈善事業等を回顧し、尙之れが影響として多くの崇佛者、高僧、慈善者等が輩出して慈善公益等所謂社會事業に盡瘁せし者の事歴を考究すると共に一方道鏡の如き極惡無道の者を出すに至りし所以を明かにし、同時に和氣清麿赤誠の一言によつて其の非望の遂げ得ざりし次第を説明し以て我が國體の特異なる點を指摘し忠烈なる清麿の心に感奮興起せしめる。

二、解説 人物の叙述中其の名前の明瞭に記して無いものがある、之等は所謂非顯現的人物であるが、教師はそれら史上の表面に出てゐない人物の功德貢獻といふやうなことを無視せず、頭の中に十分に認容して取扱ふ必要がある、例へ一々の事績を語らないにしても、斯かる思辨の有無は國史教育上に尠からぬ影響を及ぼす。

すものであるから特に注意を喚起しておく。(詳しくは本書人物の研究参照)

(一) 佛教の盛になるにつれてすぐれたる僧多く出でたり。(教科書の本文)

(イ) すぐれたる僧には、仙那といふ者がある。此の僧は元來印度の僧正で聖武天皇の天平七年印度から渡來したもので大佛鑄造等に種々盡力する所が多かつた。國史大辭典の傳ふる所によれば、大佛開眼供養に關し本願者の聖武天皇、開基者の良辨、勸進者の行基、導師菩提仙那とあるものを見ても如何に功德の多い僧侶であつたか分る。

(ロ) 鑿與といふ僧は唐僧で考謙天皇の天平勝寶六年正月太宰府に著し四月入京したものである。姓は淳千氏その系統は淳千髡の後である。律宗の開祖、唐國揚州江縣の人、大寶二年十二月二弟并に徒屬八十餘人と來朝せんとしたが五度風波の爲めに妨げられた。聖武天皇菩薩戒を受けさせ給ふ、其他天皇、皇太后、太子、公卿以下四百三十餘人の受戒者があつた。天平寶字二年大和尚の號を賜ふた。同七年五月六日壽七十七にて寂すと傳へられてをる。

(ハ) 良辨は近江國志賀郡の人(或は相模の人とも言ふ)で華嚴宗の開祖である。良辨はじめて東大寺別當に補せられて寺務を司る。因に言ふ教科書三十五頁の挿畫左上方の僧は良辨であること前述の通りである。行基の死後は良辨その後を承けて僧正となり、良辨の後に道鏡が出るといふ順序であつた。

(ニ) 隆尊は三十五頁の挿畫右方の僧で大佛供養の講師となつた僧である。由來大和元興の學僧であつた。隆尊天平寶字四年四月(孝謙帝)入寂す。其他挿畫に示してある讀師の延福等がある。

(ホ) 行基姓は高志氏百濟王の後裔であつて和泉大島郡の産である天智天皇の七年に生れ十五歳で出家し、大

和國生駒郡都跡村大字六條砂村なる藥師寺に居た。行基性銳敏淵達始めて瑜伽論、唯識論を讀み直ちにその意義を解した。行基修養の一端を記せば、初め新羅の僧慧基に從學し又義淵の教を受け、二十四歳にして、具足戒を徳光法師に受けたといふ。行基人格完成の頃は克く民衆を導き世道人心の上に感化を及せることが少くない。教科書に、行基は諸國を旅行してあまたの寺を建て云々とあるは即ち之れである。僧侶俗人も之を慕ひ追従する者千を以て數ふと言へば如何に行基の徳望が高かつたかが思はれる。行基が其後諸種の社會的事業を企劃するや日ならずして忽ち成るを見れば如何に行基が一般民衆より尊信されてゐたか、此の邊に行基の人格は能く顯れてゐる。誠や行基の足跡一度び其の邑に入れば、民衆は異口同音に『行基和尚來る』とて附近の民衆家を空しくして來り、集り争ひて行基菩薩様とて禮拜したと言ふ。行基の人を導くやその人の器量に應じて化導し、悉く善に趣かしめた。左に行基一世の事績を認めんに

(イ)寺を建てた話―畿内のみを以てしても其の數四十九の多きに及んだと云ふ。又到る所に行基開基の寺院多きを見れば如何に感化弘通の事業に熱烈であつたかが想像される。

(ロ)東大寺造營に盡瘁した。

(ハ)本地垂迹説を創唱して我國民心の上に大調和を計る。

(ニ)又其の過ぐる所に橋を架し、道路を修め、池溝を作り提防を築き、航路を開く等枚舉に遑なき程である。是等工事を行ふにも卒先して其の衝に當つた。而して行基の一度之を發議するや遠近争て來つて其の功を助け日ならずして成就せしと言へば如何に民衆が歸依してゐたかが分る。教授者よろしく此の意を體して眞實の行基を説いて載きたいものである。主なるものを掲げて見れば

(一)山城の木津川に泉橋

(二)淀川に山崎橋

(三)攝津の猪名野に昆陽の池

(四)難波に橋

(五)西國船泊の行程を定めて、播磨の櫻生泊(揖保郡至津)より鞆泊(播磨國印南郡的形村福泊)までを一日程とし、鞆より魚住泊(播磨國

明石郡魚住村)までを一日程とし、魚住泊より大輪田泊(攝津國兵庫)までを一日程とし、大輪田泊より河尻泊(攝津國淀川尻)までを一日程とし、以て航行者の便を圖つた。

斯くして聖武天皇の天平十七年詔して大僧正の位を行基に授け併せて四百人の出家を施し給ふ。之れ本邦に大僧正あるの始めである。然るに行基は壽八十二即聖武天皇の天平勝寶元年二月二日菅原寺東南院にて入寂す。左に主なる年紀を掲げておく。之は行基活動の期間并に道鏡との關係又は開眼式に行基の列せざりしことにも關係するからである。

一四〇九年天平勝寶元年大佛成る。(聖武天皇) 一四〇九年天平勝寶元年七月天皇讓位孝謙天皇即位。

一四〇九年天平勝寶元年二月行基入寂す。 一四一二年天平勝寶四月大佛開眼式をあげ給ふ。

要之國史は我が社會の一分子として働きたる人間の發達を調べるのであるから日本人以外の人間でも日本の社會と交渉があれば相當に調べておかないと眞の歴史を知ることが出来ない。又社會の一分子として働いた人といふのであるが「働く」とは必ずしも國家社會の利益となることを意味しない。善であらうが悪であらうがそれが日本の社會に關係あるものなれば内外人の區別なく取扱ふのである。但し兒童に提供するものとしては代表的の人物を取扱ふのであるが、史實の真相を知る上に出來得る限り仔細に調査してよく必要がある。

(二)道鏡の如き無道の僧も出來れり。

(イ)生所―道鏡は河内國一舊家に生れた者、皇族なりとの説はあれど採るに足らない。本姓は弓削氏と言ふ。

(ロ)修養、少にして僧となり、義淵僧正に師事し禪行を以て聞えてをつた。加ふるに其性情剛才幹ありたれども此の才幹を悪用せしを以て極悪無道者として三尺の兒童も唾棄するに至りたるは洵に人間として遺憾なる事柄である。

(ハ)出世、孝謙天皇の御代道鏡大臣禪師となり、度々宮中にありて有り難い御經を唱へ益々信任せられた、孝謙上皇の御病に罹らせ給うや道鏡得意の祈禱を行ひ病を治したりしこともあつた。斯くて上皇の重祚し給ひて稱徳天皇とならせ給ふた時には「尼の天皇あれば僧の太政大臣あるは當然なり」とて道鏡を太政大臣禪師とし給ふた。序で天皇は法王の位を授け給ふた。實に臣下として無上の光榮である。否々有るまじき恐れ多き事柄ではあるまいか。道鏡を以て天智天皇の皇子施基親王の第八子なりなどと言ふものゝあるのは正しく道鏡の威勢一時に盛んであつたから、皇胤ならでは能く此くの如き高位に即く能はざるべしとの推測より斯かる異説を生じたものであらう。

(ニ)法王、王朝時代僧侶に授けし稱呼、佛法の王の義、天平神護二年佛舍利出現のことあり、稱徳天皇之を以て太政大臣禪師道鏡の功德高きによれりとなし、道鏡に法王の位を授け、其黨山階寺の基真を法參議に其真の師圓興には法臣の位を授く、而して法王の供御は大納言に、法參議は參議に准せしめたり。光仁天皇立ち、道鏡左遷せらるゝに及び之を停む、以後また此稱を設けずと(國史大辭典)別に政治的の意味は含まれてゐない。所が佛教と政治とを混同した結果、此に僧侶の跋扈を來し遂に道鏡の如き惡逆無道の僧が出て來たのである。禪師と言へば純粹の佛教家らしく太政大臣と言へば純粹の政治家である。太政大臣禪師と言へば佛政の混同してゐることが分るのである。因に言ふ。法皇と法王とを間違へないやうにする。

ること。

(ホ)道鏡の不謹慎、例へ上御一人から碩學英智なることを認められたにしても、之れ確に身分不相應の待遇故恐懼して固辭するのが當然である。又如何に道鏡が再三固辭するも御許しなきに於てはその御聖旨の程に感激して有り難く其の位を拜受し、一旦拜受した後は終始一貫赤誠を以て忠勤を勵むが民道である。悲しきかな道鏡は此の明なく徒に氣昇りて道鏡の英智は此の時已に麻痺の極に達しゐたのである。加ふるにその專權や實に名狀すべからざる情態に陥り、大臣百官を下にして横暴三昧と言つた有様であつた。殊に一族男女のオヤヌッポイ連中も五位上に叙する者拾人に及び、又道鏡輕々しく工事を起して多くの伽藍を濫設し、國用を空費して敢て省みない。されば此の一次的虚偽權力者に對して阿諛する者の在るのも止むを得ざる次第である。可なり身分ある官吏も其の塵を拂つたと言へば世の腐敗人心醜穢の状も思ひやられる。教科書に政治にもあづかり、すこぶる勢をふるへり。とある言葉は或程度まで如實に躍動させなければ後の清麿の取扱が生動して來ない、國史教授からは手段となる所ではあるが、巧に此の時代の風潮と道鏡の真相とを兒童に語りても差支なき限り本文を具體化して取扱たい。但し此所で最も注意を要するのは天皇と道鏡との關係を妙に説いてはならぬことである。事實無根の俗説などは念頭においてはいけない。餘程謹嚴に取扱はなければならぬ。我が國の女帝には御配偶を持たせ給はない所から、惠美押勝、道鏡などが寵愛せられたといふ惡い意味に判斷するなどは謹しむべきである。口に出すことは無論のこと全然偏見から驅逐すべきである。今舊教科書と新教科書とを比較して見ると叙述の體裁は次の如く異つて居る。参考とすべきである。

△舊教科書 道鏡は稱徳天皇の御代に仕へて重く用ひられ、遂に法王の位をさへ授けられて其の威勢甚だ盛なりき。
△新教科書 道鏡は稱徳天皇の御代に仕へたてまつりて政治にもあづかりすこぶる勢をふるへり。

(ハ)道鏡の心を動かせしもの 天皇に皇嗣が無かつた爲めに道鏡が帝位を覗ふ様に至つたのであらうが、これには教科書にもある通り道鏡にへつらへるもの宇佐八幡の御告といつはりたる阿附者阿曾磨の言が少からず影響をして居ることは言ふまでもない。例へ斯く申したに致した所で道鏡にして本當の忠誠さへ燃えてゐれば大喝一聲一大鐵鎚を加へるのが當然である。然るを道鏡これを見て大いに喜びたり。とあるを見れば夙に道鏡の心中には此の極悪無道の思慮が形成されてゐたものと見るのが至當であり、従つて之を煽動した阿曾磨を以て誘發詐詐せし者と看取してよいだらう。

(ト)道鏡に對する教育實際家の意氣 國史教授の原理及實際は曰く、朝廷の尊崇厚き宇佐八幡の神教と伴り(中略)權臣にへつらふ小人のあるは世の常とは言ひ乍ら阿曾磨の如きは餘りに甚だしいものである。身西國の神祇に奉仕する榮職にあり乍ら、自ら本分を全ふするべしを知らざるのみならず、却つて之を利用して神國の名分を棄し、一身の利を貪らんとするは憎みても餘りある行である。と劈頭に神官に鐵鎚を加へたるに何ぞや道鏡は、かゝる言を聞いては、恐懼して身の置き所に苦しむべきに、恬然として恥ぢず却つて非望の成らんことを喜ぶ。彼が狂態には寧ろ嗔然として言ふ所を知らないものである。又我が親愛なる山田義直氏は斯かることを八幡宮が仰せ給ふや、如何に。神は正義を守り給ふ。我が萬世一系の皇統を保護し給ふが神である。何ぞ斯かる不合理なることを託宣し給ふべき、道鏡の如き不臣の振舞をなすものに媚びへつらふ阿曾磨の罪重し。神の教を偽る罪更に重し。主神は九國一般の神事を司る役である。己の

職務を利用して、君を惑はし奉り、國を危くせんと計るもの怪しからぬ小人であると同前の筆法で神主を怒號し、次に道鏡の條に、不臣の道鏡は喜んだ、戦々競々身の置き所もなき迄に恐縮して將に通世すべきが道である。而も之を喜ぶとは何たる狂氣の沙汰であらう八裂きにしても憐らぬ人間であると。兩者とも其の言の壯烈なるには共鳴の外ない。されど子供には明白に(灰色とならぬやう)罪の輕重を附すべきである。又兒童に批判を求むるがよい。私一個の考では之を道徳的に看取して飽くまでも道鏡を以て最も罪深きものとし、尙彼が心中に這入つて其の惡思想を固持するに至りしは是れ全く道鏡自らの構成に基くものなることを看破し、尙進んで道鏡にして斯かる思慮さへなければ如何なる阿諛ヘツライの語も馬耳東風否立ろに己が權職(職權なくとも)を以て何とか處分すべきであることを説き、一も二もなく道鏡の非をらすことに努めたい。而して後復習か修身の時間にも徐ろに道鏡大惡の關係する方面少くとも其の社會的環境から阿曾磨等を出して今度は鐵鎚を此方面に向けて行きたい。人はともすると得意の時機に却つて取返しのかさざる失敗を招くものなることを説いて人間修養の教訓にもしたいものである。

(チ)兒童の裁判 私は此の課を取扱つた後で之を兒童に裁判させて見たのであるが、割合に其の判決が公平に宣告されたことを愉快に思ふものである。問題は道鏡と主神と何ちらが罪が重いか。又如何に罰すべきか。

(イ)道鏡の方が罪が重い(全體)之を死刑にする(全兒童賛成)

(ロ)主神は道鏡にへつらつていつはつたのであるから道鏡よりは罪が軽い(全體)けれ共神様をだましたこととなるから懲役五十年(少數)或は百たゝき。(少數)又死ぬる位に百たゝき等區々であつた。

詳細は後日公にする考である。

(リ)道鏡の下野に放逐せられたること、さあ問題は愈起つた兒童の豫期に反した此の所分誰れしも疑問を持つに違ひない。此の説明は如何にすべきか、私從來の仕方としては、若し兒童から質問でも出るやうなことがあつたら、其の兒童は何う思つてゐるのか兒童の意見を聴取することが最もよい。之に就いても中々面白い研究が有るが、都合上省略することとし、教師の説明範圍のみを掲げることにする。

大寶律令中の刑法に八虐といふのがある。之れは君父最上に對する道徳上最も惡むべきものである。

(一)謀反(國家を危くせん)と謀る者) 斬罪。

(二)謀大逆(山陵及び宮闕を毀たんと謀る者) 斬罪。

(三)謀叛(國に背き僞に從はんと謀る者) 例へば本朝に背き外國に投ぜんとする者) 絞罪。

(四)逆逆(祖父母・父母を毆打し及び殺さんと謀る者) 斬罪。

(五)大不敬(大社を毀ち又は乘輿に對して誣謗するもの、及び勅使に反抗して人臣の禮を失へる者) 斬罪以下徒罪以上。

其他不孝として祖父母、父母を咒詛し、罵詈するもの及び、祖父母父母在るに、扶養を免れんとし、籍を分ち財を異にする者、父母の喪に居ながら自ら結婚し若しくは樂を作し、成規の喪に服せざる者、祖父母、父母の喪を聞き匿して哀を擧げざる者、又詐りて祖父母、父母死せりと稱する者、父母の妾を姦せる者は絞罪以下徒罪以上に所分せられて常赦に遇ふも恩典に浴することが出来ない。徒刑は今の懲役に相當する。要之大逆なる道鏡が下野に流罪となつたのは非常な恩典である。此の理由としては

(1)當時佛敎を重んじ給ふ結果僧侶を優遇せられしこと。

(2)光仁天皇の有難き御聖旨に基くもの、即ち先帝稱徳天皇の重臣であつたといふ所から餘程輕減せられた

ものである。

(3)又一論者は道鏡は榮達に心をうばはれて狂亂の狀にあり、即ち彼が法王の位を承けて得々たる神のやつけと稱せしを聞いて大に喜んだなどは一面其の良心が麻痺してゐたのだから流罪は寧ろ適切なりしか果して御趣旨に出でたか何うだかは不明であるが、教師としての批判は之れ位言つて差支へない。

(又)道鏡の最期 道鏡は紀元一四三〇年寶龜元年八月即光仁天皇の御代に下野に流されたもので、同國河内郡藥師寺村大字藥師寺にゐた。嘗ては法王の位にまで上つた者が、今は遠い淋しい田舎に暮すことになつた。此に居ること三年即寶龜三年四月花咲く頃を一期として地獄の道を迎へることになつた葬るに庶人の禮を以てせられたといふことである。兒童には此の三箇年の悲惨な生活を十分に洞察させて、一種の情感を起させて以て獨りを慎むといふ宗教的情操を髣髴せしめなければならぬ。一方清麿の流罪と比較し、清麿が自我を犠牲にしてゐたとは言へ内心に立派なる行をしてゐる所から其の内面生活がいつも大なる満足に充ちてゐたといふやうなことを力説し不識不知の中に一大教訓となるやうにしたい。殊に清麿の召還後一意専心益々忠勤を勵んだといふ事實と相照合して最も熱烈に最も巧にその兩者忠實の展開乖離して行くの狀をさながらに叙説して兒童心意の上に好感情を以て迎えられると同時に惡を排し善に進むといふ情念を此の叙説の中に涵養したいものである。殊に又清麿の死後護王神社として祭らるゝ光榮と道鏡のそれと比較しては、人は一代名は末代の語感を體得させたい。兎角從來の歴史教授に於ては事實の結末のみを説いてその人の心情生活とか、自己満足とか、その結果一般民衆は此の行爲に對して如何に感動したかと言ふ方面を等閑にしてゐたから一向話してゐる史實が我物とならない、隨つて兒童は共鳴して來ない。今後

の國史教育には大いに此の點に注意する必要がある。

(ル)道鏡は死ぬる迄善心に立返らざりしか、稱徳天皇の崩御の際は御生前の御恩徳に感じてか御墓守となることを希望したと言へば流石の道鏡も下野に放逐される頃には多少善人に立返つてゐたことが分る。之れ恰かも錦辨殺しの犯人山田憲が死刑の宣告を受くる頃獄中にて法華經を讀みし心に匹敵するものか。時己に遲きを如何せん。先帝(稱徳天皇)を高野山陵(大和國生駒郡平城村大字山陵)に葬り給ひしに道鏡は留りて陵下に廬せりとあるは即ち之である。時に從四位上坂上荊田麿なる人密かに道鏡の奸計を告げまつりしに、皇太子白壁王(天智天皇の皇子施基皇子の第六子)即後の光仁天皇は令したまはく道鏡法師、ひそかに祇糖の心を挾むこと久し。然れども今先帝の厚恩を顧みるに、法によりて刑するに忍びず、宜しく貶して造下野藥師寺別當となすべし。と以て如何に光仁天皇が先帝に對し奉る御孝心の深かつたことが分る。左に主要年月を記しておかう。

一四二五年(天平神護元年閏十月)道鏡太政大臣禪師となる。翌年即ち一四二六年(天平神護二年十月)法王の位を授く。三年後一四二九年(神護景雲三年)僞つて託宣を奏す。同年八月和氣清麿を大隅に流す。翌一四三〇年(神護景雲四年八月)稱徳天皇崩御。同年寶龜元年八月道鏡を下野に流す。同年九月和氣清麿及び姉廣蟲を京師に召還す。同十月皇太子即位。

併し之等はホンの參考の爲めであるから教科書の通り光仁天皇の御代に道鏡は下野におひやられしが、清麿は召しかへされ以上に仔細な穿鑿をする必要はない。

(三)へつらいの阿曾麻呂||名前を出す必要はないが大要左の事項に就いては承知してをる必要がある。

(イ)太宰の主神(カンツカサ)中臣習宜阿曾麻呂は文字を轉倒して、太宰の主神と解せられ、或は宇佐八幡の禰宜であるなどと解せられるが主神

(カンツカサ)は神主とは異なる。之れは太宰府にあつて神祇を掌る官名で而かも九國一統の神祭を司る役人で、恰かも中央政府に於ける神祇官の伯に相當する。相當正七位下の卑官ではあるが敬神の古義に由つて常に太宰帥の上位にある。

太宰府の最上官	長官	次官	判官	主典
主神	帥	大貳	大監	大典

(ロ)卑官の言ではあるが、我が國由來神意託宣を重んずる習はしであるから天皇は大に迷ひ給ひ遂に清麿を宇佐に派遣せられることゝなつた。然れども天皇の御心中確信深く何の動搖あるべき筈なし。されど問題が問題であるだけに陛下は少からず御軫念遊ばされたに違ひない。何は兎もあれ八幡の神託とある以上其のまゝにしておけない。斯くては世人の誤解もあらん、さて、不思議なることかなと憂慮し給ふ折柄神使來りて何ものをか告ぐる所あらんとする御夢を御覽になつた。此にに至らしめた主神の罪や實に大なりと言ふべしである。従つて

(ハ)主神の罪も實に斬罪の重刊を科すべきものではあるが、彼れは種子島に流されることゝなつた。因に言ふ道鏡の一族の多くは土佐にうつされた。何れも遺流に處せられたことを見ると其の罪の重いことが分る。

(四)宇佐八幡の御告||神の御告とは神託或は託宣と言ふことで平たく神の御告と言ふのである。古昔文化の未だ進まざりし時代には神意を非常に崇敬したから大事を行はんとする際には必ずや神を祭り其の神愈を乞ふの習慣を有してゐた。即ち神の御告げなれば何事も謬りなしといふ絶對的の信念を有してゐたのである。上古に於ける宇氣比狩クガタチ・太占等の例を見ても如何に我國人が神意を尊重したかゞ分る。特に上古に於ける神官は祭祀裁判のことを兼ねてゐたことを考へて見ると一主神の言には又相當の權威があることが分る。而して尙託宣の左に實例あることを見ると一層その内容が明かとなる所以である。

(イ)聖武天皇の時代に於ける託宣||天下の富を有する者は朕なり、天下の勢を有するものは朕なり。と豪語し給ひし聖武天皇も流石に大佛造營は空前の大事なれば、神祇の思召如何あらんと宇佐八幡の託宣を乞は

れ給ひしも幸意に適へる託宣を得たれば愈々安心臍を固め給ふたとの歴史が残されて居る、されば道鏡一件の時の如く神教に託して天位にまで容喙し、遂に妖僧として天日嗣を瀆し奉らしめんとする者さへ出づるに至つたのであらう。(ロ)和氣清麿の託宣、(ハ)平將門時代に於ける託宣等詳しくは喜田博士讀史百話中にあるから參考せられるがよい。

要するに託宣のことたるや我が敬神思想に基いてをることは間違ひがない。而して神の御告は多くの場合は其の神を祭れる社の神司等に御告があること古代より信ぜられてゐたのである。猶神の御告は神秘莊重の中に得られるもので、到底今日の理知一遍では解し難い所のもので實に幽遠不可知なるものである。故に此の取扱を行ふには神秘森嚴に説き聊かの疑念を持たず又兒童もその態度を崩さないやうに取扱ひたい。但し阿曾麻呂の託宣に就いては全くの偽りであることは三尺の兒童と雖も察知することが出来るのである。随つて如何に狂亂に瀕してゐたとは言へ道鏡が知らない筈はない。其の證據には「われ汝に高き官位を授くべければ、我がためによくはからふべし」など言ふ必要もない、阿曾麻呂の託宣が八幡宮の御精神でないことを知つてゐる道鏡の心中は如何ばかりであつたらう。殊に天皇が御不審に思はるゝ様子を見ては實に良心錯雜したことであらう。而して又和氣清麻呂が宮中に召され愈々宇佐に發せんとする際には何んなであつたらうさは言へ此は吾人の如き良心を具備せる者の言なり。道鏡果して此感ありしか疑問とする所である。麻痺せる良心所有者たる道鏡果して然り、清麿の御前近く參るや、道鏡の曰く「神意、我れをして帝位に即かしめんと欲す。卿を召す所以なり。」と。

(五)和氣清麿 當時道鏡の勢は旭日昇天世又此の虚勢に媚びる者が多い時に際し誰れをか宇佐に遣はさんと

は天皇の御心中に潜む人知れぬ苦しみであらせられたに違ひない。常人を以てしては到底正しい託宣を得ることは出来ない。時なる哉近衛將監(今日の大佐か中佐に相當する者)がある。身近衛の重職に在り夙に沈毅にして勇敢忠誠無二の良將である。姉廣虫の人物によりて推測するも當時唯一の股肱は正に此の人であつた。然るに道鏡は尙清麻呂に向つて空威空權を以て彼を壓迫すること再三。猶且曰く我若し皇位に上ることを得ざれば汝のはなきものぞ。と清麻呂の心中や如何に。清麻呂に就きて注意すべき事柄は左の數項目であるから此を主眼として取扱ひたい。

(イ)清麻呂の心中に道鏡なく死は鴻毛の輕きに比してゐたこと。

(ロ)而して此の固き決心は突然此の際に勃發せしものにはあらざることを。即平素より一旦緩急のあつた場合にはと覺悟を極めてゐたこと。

(ハ)道鏡の暴惡無道が萬々一天位にでも上らば我が國體は如何ならんと強く憂慮してゐたこと。此時已に一命を捧げてゐたのである。

(ニ)清麻呂誠忠の裏面には忠誠なる姉の廣虫がゐたこと及び出發の際に路豊永オホトクノササと言へる忠節者があつて清麻呂の心に激勵を加へたこと及び之れによつて愈々固い決心を定め又己一身たとへ命を棄すとも尙之等の忠誠者あるを悦び一層奮勵したること。さればよし清麻呂なしとするも決して逆賊道鏡を天位に上らすことが如きことはないのである。故に清麻呂微りせば神國遂に亡び云々の説明などは全く不都合なる非常識の見解と言はなければならぬ。世人ともすれば清麻呂を讚美するの餘り過去に於いては時々斯かる話も耳にせぬではなかつたが、よく注意しなければならぬ。試に見童に向つて「若し此時清麻呂が居なかつた

ら』と反問をして見給へ。眞に我が國史を解してゐる兒童であつたなら道鏡が天位に上つた。などの答はない筈だ。神勅にもある通り皇統は何處までも無窮である。斯く説けりとして何等清麻呂の誠忠を害しはしない。當時一般の人士は道鏡に阿附した、之れ人情の然らしむる所だ。此の大勢に斷然對抗して一意忠節を全うした所實に清麻呂の清麻呂たりし所以である、而して吾人は此の危機に瀕せし際に於ける清麻呂の誠忠を透して清麻呂平素の忠誠を洞察することが出来従つて清麻呂の眞人格を知ることが出来るのである。

(ホ)清麻呂は唯の正直者ではない。然るに説き方によると如何にも馬鹿正直者のやうに聞える。即ち正直に神託を奏上しただけに止る者のあるのはよろしくない。清麻呂が宇佐から歸來し、神託と辨して堂々と我が國體を剛明した爲め流石の非望も此の一言の下に排し去つたことは正に神託そのものゝ力であるが、此の神託の精神中には清麻呂の信念即ち清麻呂の國體觀が一致してゐる所を思はなくてはならぬ。此の信念と神託と相合する所何者か之に對抗し得べきものがあらう。此の信念あれこそ權勢にも恐れず、威武にも屈しなかつたのである。此の境涯己に私心なく唯至誠の二字あるのみである。わが國は國の初より、君と臣との別明かに定まれり。決して臣を以て君とすることなし。無道のもののは早く之を除くべし。と述べた。自若たる清麻呂誠忠の意氣洵に痛快に堪へない。然るに兒童の多くは此の壯烈なる説話を稍もすると「唯だ正直に」神様の御告を申し上げたと位にししか解しない者がある。之れ甚だ遺憾なる所である。

(ハ)清麻呂愈々宇佐に赴く、齋戒沐浴して託宣を乞うた。同時に皇運の無窮を祈り奉つた。斯かる森嚴崇高なる機微の中に神靈は清麻呂の腦中に乗りうつりさも嚴かなる天地公明の神託は神の手を離れた。此の邊の取扱には十二分に注意しないと九俣の功を一簣にかく恐れがないとも限らない。今日でも神官などが神

に奏上することがあるから兒童にはそれらの例と相待つて神秘的に信仰的に理知を超越した態度に於いて此の情域を巧に説いて貰ひたいものである。

(ト)清麻呂の流刑、道鏡大いに怒りて清麻呂と姉廣虫とを流す。最初清麻呂は因幡に流されたが、未だ任地に下らざる内更に大隅國に流されたと言へば清麻呂の奏上には道鏡も少からず激怒した事が想像される。殊に途中で之を殺さうと計つたと言へば怒髪冠を衝くといふ意氣込みだつたらうが、何分僧侶だけに怒髪なく、冠なきを如何せん。唯顔色が激變して青となり赤となり其の心中の苦痛さは名狀することの出来ぬ程であつたらう。此の時姉廣虫は別部狹虫ワカベノコと改め備後に流された。依之觀ると、廣虫がこのことに大關係あること及び廣虫は中々のエライ人であることが分る。道鏡人をして清麻呂を殺さんとするや天地晦暝雷雨また加はり遂にはたすことが出来なかつた。時人之を神助と言ひ余は之を天祐なりとする。

(チ)清麻呂の召還後の忠誠と其ほまれ、召還に先ちて道鏡を放逐せられしは無道の者は早く除くべしの意味から考へて特に痛快。清麻呂大隅に止ること約一年此の間參議藤原の百川は其忠烈に感激し己の封二十戸をさいて配所の費用にあてたといふ。姉廣虫と共に京に呼び返され明年播磨員外介となり更に豊前守に任ぜられた。爾來日に月に御信任厚く延暦十五年には從三位に進み尙教科書にある通り平安遷都建議者としてその功勳實に著しきものがある。舊教科書は清麻呂召還後のことを載せず甚だ遺憾に思つてをたが、今回の教科書はよく其の缺を補ひ真相を巧に傳へんとしたる所は何とも言ひ得ぬ御手際である。教授者よろしくその取扱に注意すべきである。同延暦十八年壽六十七歳にして薨じた。朝廷直ちに正三位を贈らる。孝明天皇嘉永四年三月、詔して清麻呂の廟に護王大明神の神號を宣下し正一位の神階を授け給ひ、明治天

皇の七年に之を別格官幣社に列し護王神社と改め同十九年十一月此の社を京都上京區烏丸通下長者町に遷し給へり。而して明治三十年には清麻呂に正一位を贈り給ふた。

(リ)挿畫の説明||これは教科書挿圖の下に説明してあるやうに和氣清麻呂が宇佐八幡の教を申し上げる圖で左方御簾深く御座あるのは稱徳天皇で僅かに御衣の一端が伺はれる。中央の僧侶が大疑獄道鏡で清麻呂よりも一段高く高貴の人として座についてゐる。其下に笏を持ちて座せるが清麻呂年三十七歳である。傍若無人の道鏡の態度と清麻呂の謹嚴崇高なる態度とは三尺の童子もよく辨別し得る畫面である。今や群臣百官清麻呂の言を聞かんと待顔である。清麻呂の一言によつて此の運命は決するのであるから道鏡の心狀顔に溢れる所、又一座の官人此の言如何と寂として聲なきの光景である。やがて沈毅なる清麻呂端然として肅然御々八幡の神託を奏上した。此時早く彼の時遅し。陛下を始め百官一同は初めて愁眉を開いた。されど道鏡の心情は正しく反之怒號一喝ヤイ清麻呂ヲチ千萬!前述べの沙汰に及んで此の幕は閉ざされるのであるが飽くまでも主眼は清麻呂の誠忠なることを彼の道鏡の無道に比して躍動させなければならぬ。徒に服装の説明や石帯が何うの笏が何うのと冷めばい説明は全部よしにすることが大切である。

(ヌ)教訓の取扱||道徳の批判として教科書は特に「わが國の臣民たるものは皆清麻呂の心を以て其の心となさるべからず。」とはあるが、餘りに捉はれないやうにしてほしい。殊に之等精神は特別に取離しては價値がウスライデ來るものであるから説話中に斯の教訓を兒童自らが體得するやうにしたい。總べての教訓は自得する所に價値がある、強制的になつては教訓が教訓とならない場合等がある。但し清麻呂なら清麻呂、道鏡なら道鏡に就いて道徳上の批判を行はせ、其の批判の結果と所載事項とを照合して價値づけて

行くことは大切な事柄である。

(六)廣虫||此に廣虫を出したのは少くとも左の四箇條の目的がある。今教科書の本文を分解しながら書いて見やう。(藤岡圖書官の説明指導による)

- 第一||忠誠者としての廣虫清麻呂の姉廣虫もまごころを以て朝廷に仕へたまつり。弟と仲よかりしかば
- 第二||友愛者としての廣虫人々感じ合へり。
- 第三||人格者としての廣虫廣虫はつよしみ深くしてかつて人のかげ口をいひたることなく。
- 第四||慈善者としての廣虫又なさげぶかく、棄兒を拾ひ集めて育

而して女子として(臣下)朝廷より神に祭られたのは廣虫を以て其の嚆矢とする面目之れに過ぎる者はない。人々感じ合へり。の説明としては弟清麻呂と其の財を分たなかつた事實を附説するのである。召還後は特に従四位下を授けられこれより桓武天皇の御宇まで仕へまつた。棄兒を育てたのは奈良地方大飢饉のためである。悉く之を己が養子とした、時人菩薩の再來と喜んだそうである。弟清麻呂が宇佐に行く前後絶えず廣虫が助言をして忠誠のことを激勵してゐた。道鏡が恐れれたのも無理からぬことである。而して其立派な婦徳をそなへてゐたことは次の光仁天皇の御言葉あるによつても明かである。「平生寡言にして敢へて他を誹らず、又己れを薦めざるは天下唯廣虫あるのみ」以て如何に謹嚴な人格者であつたかが想像される。彼れもまた壽七十を一期として薨じた。淳和天皇天長二年正三位を贈られた。後護王神社に合祀されたことは前述した通りである。

備考||本課を教授するに當つては佛教興隆の利害關係を考察せしめ之を基礎とし豫備として取扱へば内部的

に連絡が取れてよいと思ふ、左に余が見童の答案中から得たものを列記して本課教授の参考にしやう。

△利益の方面

- (1) 人の心が慈悲深くなる、又やさしくなる。(2) 慈善事業をする者が多く出る。(3) 名高い僧侶などが出て公益を計るやうになる。(4) 支那との交通が盛んになるから學問が進む。(5) 寺院などを建てるから自然美術工藝が盛んになる。(6) 斯うなつて来るから世の中がよく治まる。

△害の方面

- (1) 金が澤山入る。(寺ヲ建テルカラ)(2) 我がまゝな僧侶が出る。(僧侶ヲ大事ニスルカラ)(3) 仕事をしない人が多くなる。(僧侶希望者が多イカラ)
- 其他注意する點などがあるが、多くは以上の立案中に散點してをいたから之れ位に止めて先きに進むことにする。

第十一章 桓武天皇と坂上田村麻呂

一、要旨 桓武天皇の平安遷都、蝦夷征伐等が内治上如何に影響せしか、又之れに參與せし和氣清麻呂、坂上田村麻呂等が如何に赤誠を吐露したるか。又如何に邦家のために苦心貢獻したるかを明かにし以て當時代に於ける真相を洞察せしめると共に將來我が國民として皇室國家に對して如何にあるべきか即如何にして報國盡忠の道を辨別創意せしめんとするかに主力を注ぎ徒に過去の讚美のみ止らざるやう感激せしめんとする

のである。

二、教材の展開と着眼

- (1) 桓武天皇の御盛業(全課を貫く精神である)
- (2) 和氣清麻呂召還後に於ける忠誠(遷都の建議舊教科書には無き所特筆大書すべき所である)
- (3) 遷都の表面的理由(兒童に探究せしめるも可)
- (4) 平安京の制と平安神宮(桓武帝の御人格を欽仰せしめたい)
- (5) 坂上田村麻呂蝦夷征討並に田村麻呂の功勳(君臣の關係特に天皇は内外相應じて朝綱を張らせ給ふ。その神勳以來の皇祖の大精神を恢弘し給ひし其の明と田村麻呂の忠誠とを力説したい)

三、解説

(1) 桓武天皇

(イ) 御系統 光仁天皇の皇長子御母君は高野新笠と申し、第五十代の天皇である。因に言ふ御母方は百濟武寧王の後裔和朝臣乙織の女であらせられる。天皇は天平九年に御降誕、寶龜元年(一四三〇年)即御壽參拾參にして親王とならせられ、後天應元年四月三日(皇紀一四四一年)御年四十五にして受禪し給ひ同月拾五日に即位次いで皇子早良親王皇太子に立たせ給うたのである。

(ロ) 御名 山部、日本根子皇珍照天皇又は柏原天皇とも稱す。因に曰う第三百三代の天皇を後柏原天皇と申すは後柏原天皇が桓武天皇のことを柏原の帝と申し上げたに因るのである。即ち先きに御歴代表中に柏原天皇の御名無くして「後柏原」と「後」を附して御諱號となしたるは右の事情に因るものである。御歴代表中此

の種に屬すべきものを列記してみれば

- (一) 後深草天皇 || 仁明帝の事を深草の帝と申上げたるに因る
- (二) 後小松天皇 || 光孝帝の事を小松の帝と申上げたるに因る
- (三) 後奈良天皇 || 平城帝の事を奈良の帝と申上げたるに因る
- (四) 後西院天皇 || 淳和帝の事を院の帝と申上げたるに因る

猶御陵墓の類似、政治の類似、帝都、父子の御關係より「後」の字を附する場合があるといふことである。

(ハ) 奈良時代の事業大成 || 桓武天皇の二大事業は「平安奠都」「蝦夷の討平」の二つであるが、之等は決して桓武天皇の御代に俄かに起つた問題ではなく、俱に奈良時代の事業たりしことは歴史のよく證據立てる所である。桓武天皇は之を一層進歩した程度に進捗させ給ふたのである。之等二大事業の成つたのは決して成るの日に成つたものでなく、必ずや因つて來るべき原因と事情とが潜在し、持續して居たのである。

(2) 平安遷都の沿革

(イ) 聖武天皇遷都不成功 || 古來未曾有の壯麗なる奈良の京も百事宏大なる事業を好ませ給ふ聖武天皇の御意を滿たすことは出来なかつた。御自らも奈良京を以て不便と思召され屢々遷都の御計劃をお立てになつた即ち天平十二年橘諸兄をして都を山城國相樂郡に遷すの計劃をなさしめ給ひ、翌十三年正月天皇此に行幸されて朝賀を受け給ふたのである。時に宮垣未だ完成せざるを以て繞らずに帷帳を以てせられしといふことである。同年八月奈良京の二市を此の地に移轉させ給ひ、鹿背山以東を以て左京とし、其の西を右京と定められた。十一月勅して恭仁宮と稱せられ、十五年には大極殿を遷造し給ふた。斯くて年を閱する

こと四年の工を費して纔かにその業を畢へさせ給ふた。然るにその前年(天平十四年)には又紫香樂宮(離宮)を近江の甲賀郡に創め給ひ、此の年恭仁宮の造營を停止し、屢々紫香樂宮に行幸あつた。十月甲賀寺(又は信樂寺)を甲賀郡に建て大佛を鑄造せしめ給ひしも、之も思はしからず十六年正月群臣を會して難波遷都せんとせられたが、人心動搖し、上下皆舊京を思ひければ再び奈良に遷りたまひ、序いで東大寺の大佛堂塔等も奈良に營まれたから奈良は再び隆盛を致すやうになつた。斯くて光仁天皇までは遷都の事もなく打過ぎたのであつた。

(ロ) 桓武天皇の遷都 || 然るに桓武天皇の朝に至りては、中央政府の所在地としての位置の上からも、一國の首都たるに耻ぢざるべき規模の上からも、俱に永久的なる都城の修築を決定せられ、中納言藤原種繼の遷都の建議を嘉納し給ひ、延暦三年中納言藤原小黒麻呂等を山背に遣はして長岡村の地を相せしめられ、造長岡宮使の職を置いて、都城を經始し、宮殿を造營せしめられた。其後造長岡宮使藤原種繼の事變のあつたこと、及び工費莫大を要して猶完成せざる等の事情により、時の中宮大夫和氣清麻呂は密に奏する所あり且清麻呂の建議を嘉納し給ひし結果遂に未曾有の大造營を完成せられるに至つた。

(一) 長岡遷都 || 教科書の本文及び年表にも長岡遷都のことに就きては少しも筆を染めて居ないから、仔細の穿鑿をする必要はないものの教師は豫め心得ておくことが大切である。之れ本解説が單に兒童に教へこむだけの解説に止らないで、出来るだけ、史實の深泉に觸れて常に教師の腦中には「猶餘材」ありといふ餘裕と史實に對する一般見識とを充足させたいからである。由來長岡遷都のことは歴史上最も不可解の現象とせられて居るのである。喜田博士長岡京の條には次の如く言つてある。長岡遷都疑問の一として || 延暦

元年には行政財政の整理を行つて、他の多くの官署と共に、多年設置の造宮省を廢し、「今は宮室居るに堪へたり」との事を明言されたに拘らず、中一年を経て延暦三年に至り、忽ち長岡遷都の發表あり、七、八年間固定したる平城の都は一朝にして廢せらるるの運命に遭遇した。之れ既に解すべからざる現象であるが、更に其の後延暦十二年に至るまで、前後十年間、新京の經營に非常なる努力と費用とを要したに拘らず、事業頓挫して功遂に成らず、而かも改めて之を近接せる今の平安京の地に創むるに及んでは、事は極めて順調に進み、無事に完成を見るに至つた。是れ亦實に解すべからざるの現象である。次に長岡京放棄の表面の理由の條に「前者(長岡京)が費用のみ徒に多くして工事進捗せざるに當り、後者(平安京)が交通の便多く、且風景の美に富めりとの爲めであつた。

然れども、之を局外より觀れば、單に費用の點より言へば、十年の日子を費して、既に其の大部分を成就したる長岡京の經營を助けて、之を完成せしむると、一朝之を棄て、新に平安京を營ましむると、何れが困難なるかは、殆んど問題にならぬ事である。風景の點に就いて言はゞ、長岡の美必ずしも甚しく平安に劣れりとは斷じ難い。よし多少平安に及ばざる所あるとしても、此の位の理由を以て、彼を棄て之を創むるには不十分である。殊に交通の點に至つては、延暦六年十月の詔に「朕水陸の便を以て都を此邑に遷す」とある如くて長岡の方寧ろ平安に優るとも、決して劣らざるものと言はねばならぬ。何となれば難波の要津を経て海路西に出ずるには、淀川の流に由るを例とし、而も其の船着きの津としては平安朝に至つても尙、河陽即ち山崎の津を選び、若くは其東なる淀の津を便したものであつた。而して山崎若くは淀より長岡に到るは、距離最も近く、平安に到るは更に是より陸路數十町を經過しなければならぬ。又東の方

逢坂越を経て東國に達するには、長岡より坦路直ちに東して山科に入るの平易なる、到底平安より坂を越えて迂迴しつゝ行くの比ではない。されど假に其の表面の理由の示す如く、平安京が長岡京に比して多少交通上の便利ありとするも、此位の理由によつては、未だ以て大部分を成就したる都を捨て、新に其の附近に都城を營むには足らぬと言はねばならぬ。果して然らば何が故に長岡の都は突然計劃せられ何が故に中途にして廢せらるゝに至つたか。之は實に其の都の顛末を明かにする上に重要な問題であるのみでなく、更に此の間の歴史上の裏面を知る上に最も興味ある題目である。云々。次は遷都表面の經過として(1)都を遷すの理由は水陸の便を求むる爲めだ。之を平城に比すれば其の至便なること言を俟たない。(2)延暦三年五月、突然遷都の議を定め、中納言藤原種繼、左大辨佐伯毛、參議紀船守等を造營使に任じ初めて都城宮殿を造營せしむ。(3)諸國に命じて今年の課庸並に造宮の工夫の用度物を長岡に運ばしめ、又公卿並に内親王、夫人、尙待等に諸國の正税六十萬束を賜はりて、宅を新京に造らしむ。(4)百姓の私宅の新京に入る者にも亦、當國の正税四萬三千餘束を賜ひ、七月には阿波、讃岐、伊豫の三國に命じて山崎の橋材を上らしむ。(5)藤原種繼暗殺事件||此死が新京經營上に一大障礙を來した。工事遷延した。到底宮城諸門を新築するの見込なきにより平城宮の諸門を壊ち、之を新京に移し建つるの窮策を取つた。(6)如斯にして尙工事完成せず、延暦十三年遂に全然之を中止した。(7)同時に更に平安新都を經營することゝなつた。此に於てか長岡京は十年の歲月と數ふべからざる莫大の費用とを全然水泡に歸せしめた。以上は表面に現出した事實である。然らば其の裏面の中心人物は誰か、種繼その人である。而して其の詳細は語るの要はあるまい。諸書に見えてをるから篤學の士は就いて研究せられるがよい、種繼遷都熱烈の裡面には必ず

や自己勢力を逞せんと考が充溢して居たに違ひない。而して斯程までに長岡遷都のことを進捗せしめた點から考へて見ると種繼の才能手腕の非凡なことも十分に想像が出来、尙斯かる權勢に對しては物凄く反對黨があつたに相違ない、種繼の横死は即ちそれである。されば斯かる腥い遷都の事情から一日でも早く遁れたいのは人情だ。

(二)平安遷都 教科書には「天皇は和氣清麻呂の建議によりて今の京都の地を見たてたまひ、其の山河うるはしく便利多きにより云々」と何となく物足りない振合に書いてある。之れに就いても喜田博士の説を略記することにする。

長岡遷都の事實が突如として起つて、史上其の理由が甚だ不明であると殆んど同じ程度に、平安遷都の事も亦甚だ不可思議なる史上の一現象である。普通教育上の歴史の教科書などを見ると、奈良の土地が交通不便で、膨脹せる當代の政府の所在地としては頗る不適當であるが爲に、桓武天皇は交通便利なる山城に都を移されたといふ、長岡も平安も一つにした極めて簡單なる解釋で満足して居るけれど、是は歴史上何等の説明を與ふるものではない。稍進んだところでは、長岡京は土地狹隘であるとか、平安京の方が交通が便利であるとか、風景がよいとか、長岡の方が費用が嵩んで始末がつかなくなつたとか、首唱者種繼が横死した爲めであるとかいふ説明を下して居る。成程種繼の横死が重大なる原因を成して居ることは言ふまでもない。併し造宮使長官の交代は、必ずしも其の造營中の都を略し、已に投じた多大の經費と努力とを冗にして、更に其の附近に新に都を造らしめるの理由にはならない。現に平安京に於ても、當初の造宮大夫藤原小黒麻呂は間もなく薨じて、和氣清麻呂代つて之に任せられた實例がある。其他の何れも此重大なる

問題を解決するに足らない。平安遷都の真相は、全く秘密の中に隠されてしまつた状態になつてを、特に平安遷都の事に關しては、不幸にも此の時代の歴史たる日本後紀の此の邊の條が散逸して後世に傳はり居らぬが故に、一層其の由來を知るに困難である。

(三)平安遷都の真相 平安遷都の疑問を解決すべき最初の鍵は、清麻呂傳に、長岡宮造營行き惱みの際、清麻呂が種繼の所爲に反對して、富豪の秦氏の女を妻とせる小黒麻呂を勧め、此の秦氏を促がして、茲に其の少からざる出資の下に、新京の成立を見るに至つたものと解せねばなるまい。之を要するに平安遷都は種繼の政策に反對の側に立つべき中宮方の和氣清麻呂が廢太子早良親王の察によつて皇太子安殿親王御病氣となられたといふ大騒ぎの際に、潜かに天皇に遷都を奏請したもので、之が與黨としては、同じく種繼反對側と認められる藤原小黒麻呂を第一に數ふべく、此の人太秦公島麻呂の女を妻として其の縁によつて敷地の寄附其他巨多の出資を得たものと思はれる。此の際秦氏が全報酬として何物を得たか、又何物を豫約されたかは明ではないが、現今鐵道工事の際、富豪又は關係町村が屢々無償を以て停車場の敷地を提供し種々の便宜を計らうが如き好意を表して、却つて交通の便利、隣地地價の騰貴等、直接間接に自己を利益することが甚だ多きの實例は千百數千年前の秦氏の平安遷都當時の關係を度るの最好比較資料ともならうと思ふ。(蓋しこは喜田博士の當推量である)そは兎も角として甚しき國庫の窮乏の際に當り、此の秦氏の因縁最も深き土地に移つて之れが無難に成功した奇現象を思ひ、且つは曩きに恭仁京、長岡京等の經營の

際奏氏から少からざる財源を得て事をなしたる事歴を併せ考へて平安京經營の資が少からず、此の太秦島麻呂の家から出て居ると解するのは當に然るべきことであらう。尙和氣清麻呂が特に此の三難の新都經營に關係の深いこと及び之れに貢献したことの偉大なることは十二分に味ふことが出来るのである。故に兒童に對しては奠都の理由の如きも清麻呂の奏上による（忠誠）及天皇の（御英明）なることを主眼として説き他は皆之れを補ふ屬性として取扱ふの態度に出でたいものである。

（四）桓武天皇と平安遷都 天皇が清麻呂の密奏を容れて實地を踏査し、遷都の決意を固めらるゝに至つたことに就いては、經費上の保障を得られたことが其の一つであつたであらうが、今一つには、早良廢太子の崇を恐れ其の靈をなだめんとする御趣意にもよるべきものと拜察せられる、廢太子没後人多く疫死し、殊に皇太子までが久しく病に冒され給ふとあつては、天皇は固より、中宮方にも皇后方にも、爲めに長岡京に安んぜざるべきは無論である。之を外にして、特に此の平安の地を選定するに至つた理由としては、其地が要害の備に適すると、山水の美に富めるとの二つが確かに天皇の御心を動かし奉つたに相違ない。平安の地は東に鴨川、西桂川を控え、東西北の三面、青山を以て繞らし、特に東北、西北の二隅には比叡、愛宕の兩峰相對立し、南方平野開けて巨掠池に達する所寔に天子南面の相にかなふのみならず、所謂山河襟帶自然に城をなすの好地である。之れ要害の地として究竟の地である又天皇は御性質殊に山水の好景愛で給ひ、屢々各地に遊獲遊覽等の行幸が有つた。凡歴代天皇中此の君程諸所に遊幸せられた御方はないやうであるがその天皇が、しく新京の地を觀察せられたる御感想を漏し給へる詔にも「山勢實に前聞に合す。」と仰せられたといふことを思合はしても、如何に其の要害、其の風光が勝れてゐたか、又如何に此の

地が御意に召したかが拜察せられるのである。教科書に「其の山河うはしく、便利多きにより」とある上文を見ても如何に此の地が、氣に召したかが分る。下文の便利多きとあるのは、交通の利便を指摘するもので、反面奈良の地の交通不便なりしことを物語つてをるのである。即國運の發展の結果は不便勝ちの奈良の地では到底許されなくなつたのである。殊に英明なる桓武天皇に於いて、朝廷の綱紀を振張して政治上の面目を改める上に更に、形勝要害の地を選んで新都を建設するの必要あることを認めさせ給ふた卓見の至す所と拜察することが出来るのである。

③ 平安遷都の教育化と其取扱ふ程度

以上述ぶるが如く平安遷都に關しては表裏二面の見地があつて何の邊まで確説としてよろしきか、又兒童に向つては何の邊まで物語つてよろしきか、又如何に兒童には類推せしめてよろしきか。一見分つたやうで尙不安勝である。國史教育には此の如き不安の念を以て兒童に對する程兒童を損ふものはない。余は上記の諸説を參酌し、彼此を運綴教育化して其の採るべき態度を示さうと思ふ。

（一）風光の美即ち山河美しき形勝の地たることを地理的具體的に説明すること。

（二）要害のよろしきこと。即天皇の十三年七月東西の市を新京に遷され、十月新都に遷幸せられ序いで次の如く詔りせられたことによつて風光、要害、交通の地たることが明かである。「葛野の大宮地は山川も麗しく、四方の國の百姓の參出來る事も便なり」と宣ひ、又「山背國は山河を襟帶して自然に城を作す」として山背國を山城國と改められた。庶民は謳歌して平安京と言つた。唯交通がよいと言つただけでは甚だ抽象的で到底兒童には解せられないから此の詔にもあるやうに百姓の參出來ることも便なりとの

語に注意して平安京と諸國との交通上の便利といふことを具體的に説明するや、にしたい。而も之を奈良京と比較しなければ意味をなさぬのであるから、その地理的説明を巧にしなければなるまい。要害の地たることの説明にしても之れと同様の注意が必要である。

(三) 居は氣を移す習、人心を新にし時弊を救はんには此の舉なかるべからず、而し此の革新的希求者は申すまでもなく聖帝桓武天皇である。一つは以て時運の來會と、聖帝の鴻謨と、加ふるに和氣清麻呂の輔弼その宜しきを得たると今一つは庶民の平安京と謳歌する忠誠の力とによつてさしにも大事業たりし未曾有の帝都も美事に完結されたのである。現象よりは寧ろ此の内の人格的方面を力説するやうにしたい。

(四) 遷都後の朝威と國勢とが日に月に隆々たるものがあつた實證によつて遷都の價值及び關係者の功績、遷都の理由を相關的に知らせるやうにしたい。

(五) 大塚氏細目體歴史解説として兒童の思考したものが左の如く掲げられてある。實際教授上利する所が尠くない。參考の爲め其のまゝを掲げておく。

(イ) 今迄のことを改め直さんと欲すると雖もその暮し方、居場所等が同じにてはズル／＼となりてキチンと區別して改め難し。都を遷さば心が引しまりて改め直すに都合よし。(ロ) 墮落したるは多く都人なり。故に都に遷せば逸樂過蕩の弊風を改め得べし。(ハ) 弊風滔々たる佛教と縁をたちて更に清淨雄健なるものと交替せしめんには奈良の都をすてざるべからず。奈良には佛開佛像極めて多く皆從來の存し居るものなり。(ニ) 天皇の御威光を盛ならしむるには奈良京を棄てざるべからず。奈良京にては從來の關係より人民が天皇尊きか、僧侶尊きかの自明の理さへ悉ふ程に朝威の失墜を見たり、朝威の振肅は遷都の斷行によりて行はるべし。(ホ) 奈良時代七十餘年世は著しく進歩し従つて政務多端日に都の便利と安大とを要求することとなり、奈良京にてその要求を満し難くなりぬ。よつてその要求を充すべき都を得ざるべからず等。

要之遷都の説明には教科書記載事項を中心とし、之れに上記の精神を參酌して有意義に取扱はなければならぬ。我々も互の家居を移す事情に徴しても唯天降りに取扱つたのではダメなことが了解されるであらう。而して平安遷都が奈良に都を定め給ひし理由と異中に同を認め同中異を認め得ることに着眼し共通的差別的に而かも兒童の解し得る程度を標準として取扱たいものである。

(4) 平安京の名と山城の國名

車駕始めて新都に遷御あつたといふ延暦十三年(紀元一四五四年)十月の翌十一月天皇の詔し給ひし左の御言葉に依つて平安京、山城の名前が起つたものとせられて居る。

「此の國山河襟滯して自ら城をなす。宜しく山背國を改めて山城國となすべし。子來の民、謳歌の輩、異口同音に號して平安京といふ。亦、宜しくこれに従ふ可し。」

尙國史大辭典には下の如く記してある。皇居其他大略成功した。即延暦十三年十月二十二日儀衛兩簿を備へて、長岡の京より新都に遷幸し給ふ、同十一月八日詔して

「此國山河襟帶、自然成城、因此形勝、宜改山背國爲山城國、子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號曰平安京、今宜從之云々。」と茲に於て新都は平安京と號し、萬世不遷の京都と定まれりとある。教科書に、「こゝに於て、四方より集り來れる人民は皆喜びて平安京といふ」とあるのは之れを指したのである。

(5) 一千七十餘年間の帝都

先帝明治天皇の明治二年に至るまで、代々の天皇は概ねこの地に居させ給ふたのである。但し左の特例がある。

(イ)安德帝が一時攝津の福原に遷都あつた。(ロ)後醍醐天皇より三代の間(後醍醐・後村上・後龜山)は大和の吉野其他に居させ給ひしこと世人の熟知する所である。

延暦十三年より明治二年を計算すれば、實に一千七十六年の長期間となるのである。其中延暦十三年から源賴朝が開幕までの間凡そ四百年間は天下の政令常に平安京から出たから此間を稱して平安朝とも平安時代とも言ふのである。因に言ふ従前平安時代、平安朝を區別して平安朝とは一千七十六年全期間の稱呼にて平安時代とは最初四百年間を言ふのであるとか、差別的に取扱つたこともあるが此こでは斯かる穿鑿は必要でない舊教科書高一の巻を見ると、源賴朝の幕府を鎌倉に開くに至るまで、凡そ四百年の間を世に平安時代といふ。とあり、又桓武天皇より平城、嵯峨、淳和、仁明の御四代を経て文徳天皇の御代に至るまで云々と記して上欄の見出しの所に平安時代の初期と書いてあるのを見ると平安時代(四〇〇年)と平安朝とは同義である。

(6)平安京の規模と其の制

之れに就きては教科書が餘程具體的に記載してあるから別に解説する必要もない。殊に挿畫(平安京)が出て居るから適當に具體化して取扱ふ必要がある。今左に教師の心得べき箇條を記して見ると。

(イ)奈良の都と比較して授けること。

(奈良の都) (平安京)

- (1)東西〓約 四十町 約四十二町
- (2)南北〓約 四十五町 約四十九町

教科書に平安京は奈良の都に於て、それよりも大きく作らせたり。

- (3)周圍〓羅城を繞らす 同 じ
- (4)南面〓羅 城 門 同 じ
- (5)其 他 同 じ

あるが奈良の所には斯かる記事がない。之れによると都の制に關する大要の説明は本課でする必要があり、挿畫は之れに充て、京の材料である。

(ロ)殊に次の本文は挿畫と相待つて理解させる爲めなのである。

(一)其の中央に南北に通ずる大道ありて(挿畫〓朱雀大路)

(二)京を二つに分ち(挿畫〓左京、右京)

(三)さらに縦横に碁盤の目の如く、あまたの道路を開けり(挿畫〓一條大路―九條大路)

(四)大道の北の端に大内裏、其の中に内裏、大極殿及諸官省あり。内裏はすなはち天皇のまします所にして、紫宸殿及び其他の諸殿あり(挿畫〓右下圖)

(五)大極殿は重き御儀式を行ひ給ふ所(四四頁大極殿の挿畫)

(7)平安神宮

官幣大社平安神宮は京都市上京區岡崎町に在る。桓武天皇を奉祀する所である。明治二十八年の鎮座に係るもので其の拜殿は教科書にもある如く平安京の大極殿を模したものである。而して平安神宮建設の目的は恰かも明治天皇を東京代々木の靈地に奉齋したのと全く同一である。此の精神的方面の取扱を逸しないうにしたい。明治神宮が如何にして建設さるゝに至りしかは、吾人は今更説明を要しない所である。此の心を體する者又よく平安神宮の建設が桓武帝の鴻業御盛徳を記念として欽仰する國民(殊に京都市民は一層強烈なる赤誠を以て)至情の産物たることを力説するであらう。斯かる教材は教科書にあるが如き單なる知的説

明に終つてはならぬ。現象より内面へ、特殊より普遍へと論及して兒童の敬虔心を涵養しなければならぬ。教科書の活用とは蓋し此かる境涯をも包含するものでなければならぬ。特に注意を喚起してよく。尚比喩の言調を以てすれば枯れ切つた説明（知走つた説明・冷淡極る説明）を捨てて濕ひのある説明（感情的説明・感傷的態度）を重視しなくてはならぬ。

(8) 蝦夷討平沿革表

- (イ) 日本武尊の征伐。(陸奥蝦夷)太平洋方面の蝦夷。
- (ロ) 阿部比羅夫の征伐。(出羽蝦夷)日本海方面の蝦夷。
- (ハ) 元明天皇の頃より益々騒亂を起す。巨勢麻呂征討する。(奈良時代)
- (ニ) 聖武天皇の朝多賀城を築き、大野東人鎮守府將軍として茲に屯せしめられた。(奈良時代)
- (ホ) 光仁天皇寶龜五年大伴駿河麻呂討征す。同十一年藤原某討征す。されど十分なる效を奏しなかつた。(奈良時代)

『蝦夷征服』……日本國民史より。

延暦初年の蝦夷叛亂は桓武天皇の治世は奈良時代末葉以後より遺されたる征夷事業の完成に没頭した。蝦夷征伐の如何に難事なりしか、又坂上田村麻呂の功勞は如何なるものであつたかは左の曆年によつて、明かである。

- (イ) 延暦三年 大伴家持征東大使として文屋與金を副將軍とす。
- (ロ) 四年 多治比字美を陸奥按察使鎮守副將軍とす。

(ハ) 五年 佐伯葛城を東海道に、紀伊長を東山道に遣し軍士を簡點し戒具を檢せしむ。蝦夷を征せんが爲めなり。

(ニ) 六年 陸奥介佐伯葛城に鎮守副將軍を兼ねしめ池田直枚を鎮守副將軍とす。

(ホ) 多治比字美を鎮守將軍に進め阿部皇孫を副將軍とす。東海遼東山坂東諸國の兵五萬二千八百餘人を發して來年三月を限り多賀城に會せしめた。其他四將を副使とし次いで紀古佐美を征東大使とした。

(ヘ) 八年 諸軍多賀城に會す。されど官軍進まずして衣川に滞留し遂に功無し。勅を以て大軍敗績の無能を責められた。

(ト) 九年 蝦夷を征せんが爲に諸國に勅して軍甲二千領を造らしめた。

(チ) 十年 百濟王等東山道に遣し、軍士を簡點し戒具を檢せしめた。蝦夷を征せんが爲めに。

(リ) 十一年 大伴弟麻呂を征東大使、百濟俊哲、多治領成、坂上田村麻呂、巨勢野足を副使とし、ついで俊哲を鎮守將軍とした。

(ス) 十二年 征東使を征蝦夷と改め坂上田村麻呂帝都を發した。

(ル) 十三年 征東使を征夷大將軍と改め節刀を征夷大將軍大伴弟麻呂に賜はる。此の年十月首四五七級を獲、一五〇を勝にし七五ヶ所燒落した。

(ヲ) 十六年 田村麻呂征夷大將軍に任ぜられた。

(ワ) 二十年 節刀を賜はるに及び、田村麻呂の作戰計畫宜しきを以て大に蝦夷を破り、賊の巢窟を衝き之を殆んど殲した。此の年、藤澤城を築した。

(カ) 二十二年 志波城を築きて蝦夷にそなへ、斯くて蝦夷の勢力殆んどなくなつた。(田村の功績)

(キ) 弘仁以後の蝦夷は、されど嶺山間に隱匿して屢々良民を害する者があつて、嵯峨天皇の弘仁二年陸奥の蝦夷をむくに及び、陸奥出羽按察使文房麻呂等をして之を討つ。蝦夷全く平定す。

因に曰ふ(1)田村麻呂の征服せしは盛岡以南の地、(2)綿麻呂は更に北上川上流地方及び其の東部地方を平定した。之より内附を喜ばざる蝦夷は北上川馬淵川の分水嶺を越えて遠く青森縣に逃れ、亂は國史の上に全く

現はれざるに至つたといふことである。之れ陸奥出羽の地に止り住せる者は良民となり、次第に雜婚して日本民族と同化し、其の然らざる者は次第に北進して北海道に入り、尙漁獵時代の生活をつづけたものであらうとの事だ。要するに奈良時代以後、朝廷の執れる對アイヌ政策は懷柔手段とを併用したもので、一面にアイヌに爵位を與へ又は之を關西の地に轉ぜしめ、若くは日本民族を奥羽の地に移轉せしむると同時に、他面強暴なる者を懲懲して、其の順はざる者を誅殺して以て國民の統一を圖つたのである。

要之田村麻呂の功績は上記の表を通覽しても明かなるが如く、さしもに征討難であつた事業が、一度び田村麻呂が其の任に當るや着々その功を奏すに至りたるを見れば、其の計劃の勝れたると、その勇敢なると、その忠誠なる至情とは容易に想像されるのである。教科書が「いたる所にて賊を破り、遂に今の陸中に進みて賊を平げしかば、これより東北の地方始めてしづまれり。」と記載したその言葉の裏面には田村麻呂その人の内在的精神が潜在し、躍動してをることを吾人に暗示してをるものと看取して可いのである。

故に此所を取扱ふには田村麻呂以前の大要を説かなければ、到底生きた田村麻呂として顯出することは出來ないのである。

(9) 田村麻呂の人格

教科書本文は次の如く記載してをる。

(イ) 田村麻呂は生れつき(武勇)

ロ) しかもなまきけ深く(物の哀れを知る)……(武士道の顯現)

(ハ) 怒る時は猛獸も恐れてにげ

(ニ) 笑ふ時は稚兒もなつきてはひよる……(人格の顯現)

況んや體驅偉大・顔貌は特異にして人の長たるに適ひ、心また優しく雄々しく克く人をなつくるといふに

於ては、何うしても同人の人格の非凡なることを説かなければならない。曰く現象より内面へ、事實より具體へとといふ心持にて謹嚴真面目の態度で取扱ひたいものである。よく人口に膾炙した國民的材料であるから、兒童の敬虔心を損はぬ範圍に於て適當に布衍して然るべきである。

(10) 田村麻呂の功

前記の所はその功績の如何に偉大であつたかが明かとなつたが此所では結果から同人の功績を説かうと言ふのである。即ち同人の功績に對する天皇の御情誼の宏大なることを説いて此に所謂我が國體の特異なる點即ち君臣の關係を兒童の眼前に提唱して一つは以て天皇の御手厚き恩恵に對して感動を興へ、一つには又この特殊から普通の大御心の程を拜察せしめ、依て以て君臣一體父子の情誼の連鎖たる道徳生活を味はせ、進みては此の讚美から脱して將來第二國民として採るべき進路をさしやかなる胸中に希求させやうとするのである。

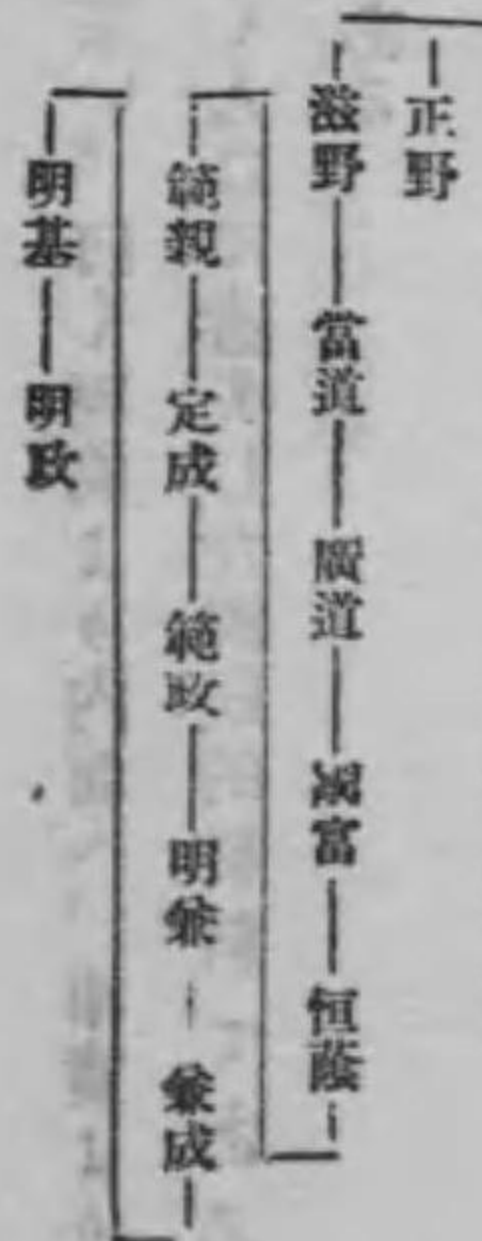
(イ) 依功重賞||延暦二十四年參議に任ぜられ、中納言右近衛大將となり、兵部卿を兼ね正三位に進む。
(ロ) 嵯峨帝の時||大納言となり爾後功を立つること再三。(ハ) 死後の光榮||弘仁三年五十四歳を以て薨じた。廢朝一日、勅使をその第に遣はして從二位を賜はり、山城宇治郡栗栖村の地方三町を賜つて墓地に給せられ、その屍を棺中に立て、平安京に向けて之を埋葬せしめられた。その後國家事ある毎にその墓鳴動すと傳へらる。將軍となりて出征する毎に先づこの墓に詣でて勝利を祈ると、實に田村麻呂の如きは「死者生者を感化す」と言ふべきである。さもあれ、生きては征夷の業を貫徹し、死して尙克く祖國を鎮護すといふ宜なる哉英靈鳴動して士氣を鼓舞すと言ふ。噫!

(11) 田村麻呂の系統

田村麻呂は阿知主の裔で、左京大夫菟田麻呂の子である。田村麻呂の子廣野、勇武を以て聞え、父の風ありと稱せらる。陸奥守に任ぜられた。これより坂上氏の子孫多く陸奥出羽を鎮せりといふ。或論者は田村麻呂の祖先が蕃州たる歸化人たるを苦にし、眞の忠誠者から割引して語る人あり、之れ大なる謬見である。吾等の祖先は或論者の如く、しかく排他的で腹の小さいものではなかつた。しか思ふは全くの偏見である。我國民の包容性のあること上下を通じて如斯である。歸化人で有らうが何であらうが一旦我民草となつた以上は均しく天皇の赤子である。其所に何らの差別があらう筈はない。そんなチツポケな偏狹な考を以てゐては到底今後の國民教育には適當しない蕃別の人にして我が國家社會に貢献した者は枚擧に遑がない程である。今それ歸化の情勢を按んずるに之れ皆主上の御徳を慕ひて歸化せしものか乃至は我が國情にあこがれて歸化せしものか何れかである。その歸化の心情や實に子の親を慕ふに等しきものがあるではないか。(此のことは特に朝鮮問題乃至は其他之れに類似の重要問題と交渉することが大であるから、辨見を有する人のため苦言を呈して置く)

左に坂上氏の系圖を示して參考に供しやう。

○阿智王——都賀志主——志努——駒子——弓東——老——大國——大養——菟田麻呂——廣野——淨野(田村氏祖)



(12) 挿畫の説明

(イ) 桓武天皇—天皇の御威風を拜察せしめる挿畫であるから餘りに分析的説明の弊に陥らないやうにしなればならぬ。天皇の御衣の袖の長さとか、帶の一重廻りで前結びは唐風とか、御衣の御模様は風流であるとか、或は持たるものは笏なりといふ知的に取扱ふことはむしろ第二第三に屬することである。更に言へば分析的扱よりも、総合的に謹嚴なるよりも敬虔の念を起させるやうに取扱ひたいものである。そして飽くまで崇高なる天皇の神格に觸れさせなければならぬ。

(ロ) 平安京—圖は昔と今の京都を對照したものである。平安京は皇都の始めより約三百年間は最も隆盛を極めた。其神社佛閣等が加茂川を渡つて東山の山麓方面に起るに及んで京は舊によりて繁昌したけれども右京は次第にさびれて行つた。而して此の挿圖に記入されたる地名例へば(鹿谷・六波羅等)は後に取扱ふものなることを忘れてはならぬ。

大内裏中の大極殿は(即位の儀式、元旦の朝賀、外國使臣等の謁見)其他天皇御親ら臨御あらせられて政治を御覽になるので、教科書に大極殿は重き御儀式を行ひ給ふ所とあるのは上記の如き個儀大禮を行はれることを指すものである。又紫宸殿は大内裏の正殿で朝賀、御即位、節會、朔旦以下の諸公事並に季御讀經、仁王會等は皆こゝにて行はれるのである。

(ハ) 大極殿—大極殿の壯麗なること、同御殿が如何なることを行ふ場所なつかを知らせる爲めに挿入したのである。言はゞ大極殿の結構の壯麗なると、その性質を知らしめる爲めの知的材料と見ることが出来る。前面に七人の朝臣を描いたのは、之れ全く編修の創意よりなるもので、朝臣元日の儀式に臨むの有様を想

像して寫出したものである。右方（東）にある蒼龍樓、左方（西）にある白虎樓と云ふのである。朱欄日に映じ、碧瓦雲を凌ぐの状、實に名狀し難い。殿の中央に高御座を安置してある殿の後方は平安神宮の本殿である。蒼龍、白虎の下に數人づゝならんでゐるのは、儀仗の武官である。大極殿前の旗數本がある。靜的大極殿に動的の人物而かも本殿の性質を知らしむるに容易なるやうに努めた點は頗る要を得た仕方と敬服する次第である。

(二)蝦夷征伐要地圖——大體の精神は田村麻呂征夷の効果を知らせることが主眼である、これが爲め蝦夷は漸次北退したといふその説明に供せんがための挿畫であるから、田村麻呂の功勞を表彰するものと見てよい鎮守府を記載したるは征夷後計略の着々と進行したるその経路を知らせんためで等しく征夷の効果を知らせるためである。そうして陸奥・出羽・越とあるのは蝦夷の分布を表したもので、同時に蝦夷の種別を記したものである。歴代征夷の地方を區分的に示したのも思はれるのは蝦夷には熟エゾ、鹿エゾ、津輕エゾの三種があり尙越エゾ等の呼稱もあり、後世又太平洋方面のエゾ、日本海方面のエゾ等區別することもある。(便宜上)

(一)多賀城——聖武帝の神龜元年に築く所、大野東人鎮守府將軍として茲に屯せしめた。

(二)齋澤城——田村麻呂が桓武天皇の延暦二十年に築いたもので多賀城から此に鎮守府を移した。

(三)志波城——田村麻呂延暦二十二年に築く所である。

(四)秋田城——出羽方面の鎮守府のある所でもと歸田と書いた。聖武天皇の天平五年出羽藩をこゝに移した。現今の羽後の秋田郡秋田村大字寺内村大字寺内である。時に陸奥より秋田城に至るの間道路迂曲して住復甚だ不便であつたから同九年正月、陸奥按察使大野東人が奏して兩所を直通する道路を開かんことを請うた。後新道成るに及び蝦夷震駭して降る者が多かつたといふことである。

教授上の注意

- (イ)田村麻呂は歸化人の子孫なるも、よく我國に同化してよく皇室を中心とする國民として忠誠をなしたる點を了解せしめることが大切である。
- (ロ)桓武天皇の遷都によりて人心一新して奈良時代の餘弊を一洗し去つたことに非常な意味のあることを想察せしめたい。
- (ハ)蝦夷征伐の好結果が如何に其地方の人心に安心を與へたか、又内治上に如何に大なる影響のあつたかを思はしめたい。
- (ニ)桓武帝の英明、清麻呂の建議の功、田村麻呂の人格等につきて十分に徹底せしめ敬慕の念を起させることが必要である。特に注意したいのは清麻呂の境遇が以前と非常に異つてをることである。しかれども忠誠の觀念には聊かの變動がない。要は絶えざる至誠の持續してをる所を徹底せしめ眞實の忠誠の觀念を體得せしめなければならぬと言ふに止める。

第十二章 弘法大師

一、要旨——桓武天皇の御事蹟を反復して政治上種々の改革ありしことを回顧せしめ同時に宗教界の偉人弘法大師の人格特はその社會的事業に盡粹したる功績感化に就いて説明し、大師の崇高なる人格、事業に對して景仰の念を起させ、進みて當時代に於ける社會情態を考察せしめる。

二、注意—本課は宗教家としての大師を説くことに重きをおかないのである。即ち要旨にも掲げておいたやうに社會的の活動家といふ所に主力を注ぐべきである。勿論大師の之等社會的事績は宗教（佛教）を外にしては説くことは出来ないが、宗教といふやうな概念は尙尋常五年あたりの兒童には解し難い所である。即ち兒童中心といふ見地から斯かる解し難い文化史方面に主力を注ぐよりも兒童に分る程度のもを取扱ふ方が遙かに有利である。教科書が生まれるや否や本課に對する批難の聲は中々喧しいものであつたが、それらは高等科に入つて教授するやうになつてをるさうだ。殊に文化材料を出すとならば斷片的に出したのでは効果が薄いのであつて或程度まで宗教史は宗教史とし、美術史は美術史として連結して出さなければ駄目である。社會的活動家といふ見地からすれば傳教よりも弘法である。上記の理由により傳教大師を割愛して弘法大師を載せた次第で當局の周到なる注意には今更ながら敬意を表する。何も弘法ビイキをした譯でもない。兒童を中心とし編纂すれば斯くならざるを得ないのである。可成りにマートルをあげた批評家も今では此の趣旨を了解したさうである。けれども佛教のことは少しも話が出来ぬといふのではない。唯主力をそこにおかぬと言ふまで、省みないといふのでない。されば教科書にも「新しき宗教」佛教はます／＼云々とある。

三、解説

(1) 桓武天皇より後數代は天下よくおさまる（教科書本文）

平安朝の初期がよく治まりし所以のものは、實に桓武帝の治世其の宜しきを得たると、御英明なる天皇の御聖徳とに因るものであり、又世の中の文化がよく開けて行つたのは學者宗教家の貢獻によるものである。

而して桓武天皇の延暦十年には續日本紀編纂なり、且此の時期には日本紀等の研究が盛んであつたから、政治家も學者も國體觀念の強かつたことは平安初期の盛時を生むに至つた一大要因であつたことは注意すべき點である。換言すれば國史教育の盛んな時代は一般に天下は太平である。

(2) 新しき宗教

奈良時代の佛教には（三論・成實・法相・俱舍・華嚴・律）の六宗があり、其中三論・法相の二宗最も盛んであつたから、奈良朝時代は三論・法相の時代と言つてよい。其後桓武天皇、都を平安に遷し給ふ頃には、最澄空海の二名僧が出で、天台・眞言の二宗を傳へて何れも朝廷の信仰を得た。これ新都に於ける新宗派でこの時より平家滅亡まで所謂平安時代を通じて、此の二宗最も勢を得、此に天台・眞言の時代を顯出するに至つた。而して教科書に「新しき宗教も傳はりて云々」とあるのは文化史上最も注意すべき點である。即ち奈良時代の佛教六宗は印度・支那の佛教そのまゝを輸入したに過ぎなかつたのであるが、平安時代の初期に起つた天台・眞言の二宗は、印度・支那のそのまゝのものではなく全く日本獨得の新宗派であつた。（例へば教へる支那にうけても）故に傳教の天台宗も支那天台と區別して寧ろ大日本叡山宗とも稱すべきものである。弘法大師の眞言宗も之れと同じく印度支那の眞言そのまゝでなく、全く宗旨の立場を異にしてをるのである。傳教は叡山に大無主神（山ヲ司ル神）を叡山鎮守の神として日吉神社を祭つたが如きは例へ之を支那天台山國清寺に山王祠あるに准據したと言へ、その精神は全く純日本式である。又弘法大師が高野山に丹生都姫神を祭つた如きも實に面白い。神佛の調和を計り、之を我が國民性に合致するやうに工夫した所は注意すべき點である。故に教科書の新しき宗教といふのは意味があるといふのである。弘法大師は釋迦一代の教旨を大

別して顯・密二教となし、其の秘密壯嚴心を以て眞言宗の教旨とした。密教といふのは之れである。而かも大師は布教の手段としては、深遠なる教理を以てするよりも寧ろ加持祈禱の靈驗によつて廣く朝野の尊信を受けたのである。之れ蓋し古來我國に現世的祈禱ありしを以て信仰篤ければ靈驗あるとなし、到る所に民衆の尊信をうけたのであつた。(佛教の日本化の御本尊)

(3) 我が國民思想と佛教

佛教の思想は現世を苦とし、萬有一切を實在ならざる假相なりとした斯かる厭世的人生觀は果して我が國民思想(現世的・樂觀的)に適合すべきものであらうか。佛教が我國に輸入せらるゝや其宗旨の基調こそは失はなかつたが、次第に現世的に變化して寺院はむしろ都市を飾る一種の美術館となり、進みては國家個人の平安福利を將來すべき一の祈禱所と化するに至つた。斯かる結果僧侶寺院の腐敗を來し遂に玄昉、道鏡の如きものを出すに至つた。道鏡の如きは「戒(慾ヲ絶ツ)定(座禪)慧(學問)」中の定慧のみを修得したのみで、人間として最も大切な戒の修養が乏しかつたために、あのような暴逆な行動をしたのである。故に最澄空海の二人は特に練行・修禪の道に重きを置き前代の都會佛教を山嶽佛教と化せしめたのである。而して尙我が國民思想に合一するやう佛教を日本化することに努めると共に一方大師獨特の手腕を以て、社會事業のために活動せられたために心物二要の向上發達を観るに至つたのである。教科書に「世の中いよ／＼開けゆけり」とあるのは此の方面と交渉を有つ所以である。

(4) 空海の修養多能。平民學校の建設並に著述。

(イ) 幼名眞魚。(ロ) 諡號弘法大師。(ハ) 本姓佐伯。(ニ) 生所讃岐多度津屏風ヶ浦。

(ホ) 本邦眞言宗の開祖

(一) 修養 幼にして儒教を外舅阿部大足オホタカに學び、十八歳にして京都に出で大學の明經科に入りしも意に滿たず、二十歳和泉國槇尾山に出家して如空と號した。之れより奈良の大安寺に投じ三論を學び、桓武天皇の延暦十四年、戒を東大寺に受けて空海と改めた。同二十四年最澄と同行して入唐し、長安に至つて眞言宗を青龍寺の惠果に受け兩部曼荼羅マンダラ秘密法を授かり、兼ねて梵語を般若三藏より傳へられた。在唐二年、平城天皇の大同元年に内典・外典數百部の書を持つて歸朝した。(内典佛書、外典儒書) 嵯峨天皇弘仁元年、空海は高尾山神龍寺に住し、上表して高尾寺に於て仁王經の大法を修め、國家鎮護の祈禱を行つた。之れより空海の學徳世に高く諸大寺の學僧、教へを受くるものが多かつた。嵯峨天皇、固より學を好み給ひしかば、空海が詩文書畫に長ぜるを愛し、しば／＼宮中に召して清談を試み尊卑の別を忘れ給へりといふことである。空海考ふる所ありて閑靜の地を得て、道場を起さんとし弘仁七年大和を輕て紀伊に入り、遂に高野山上に地を卜し同年七月寺院を建て數年にして完成した。之れ即ち金剛峰寺である。

(ト) 多能なる空海 (一) 著書に辨顯密二教論、十住心論、秘藏寶鑰即身義、聲字義等の佛教に關するものがあり、詩文に關するものには文鏡秘府論、書道に篆隸萬象義がある。(二) 以呂波歌 仲雄王の詩に空海の徳を述べて「字母弘三乘・眞言演四句」とある。これ空海がいろは歌を作つて經文の四句の意義を説けりとの證に引かゝる句である。四句とは涅槃經に載せたる「諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅爲樂」の句をいひ、之を譯して「色は飽へど散りぬるを、我が世誰ぞ、常ならむ、有爲の奥山今日越えて淺き夢見し、醉ひもせず」としたものであるが確證ではない、一説に空海は當時世に行はれてゐた平假名を集めて、以呂

波歌を作つたのだらうと言ふ人もある。故に教科書にも『いろは歌も空海の作るころなりといはる。』と傳説らしく書いてある。併し兒童に對して事實化して授けることが必要である。一説に曰くなどの説明はする必要は毫頭ない。これは教師の參考にと思つて記したまでである。兎も角本課は大師の多能多藝なることと、その氣高い人格とに接觸させることが主眼ゆる教師自ら敬虔の念を以て取扱ふことが大切である。よい加減に取扱ふと兒童の敬虔心を損ふことになるから注意して教へて頂きたい。故に『作るころなりといはる』の想像傳説も『作られたのである』と確定的に取扱つて然るべきではなからうか。(三)應天門の額―これも大師の能書家なることを知らせるためである。一つの點とあるのは應の字の上の點といふことである。事實化して取扱ふこと前記のものに等しい。(四)學校―大師様の起された學校は綜藝種智院と言つて平民教育所である。教科書に貴きと賤しきとの別なく廣く、人々の入學をゆるして之を教へたり。とあるのは注意すべきである。因に言ふ綜藝種智院は藤原三守の宅地を得て、左京九條堀川通りの東に建てた。時恰かも淳和天皇の天長五年である。其の主意とする所は綜藝の名の示す如く、儒佛兩教を兼ね授けたものであるが、佛主であつた。されど之は前記の通り一種の平民學校で、上下貴賤の別なく何人も自由に入學を許した點は、他の私立學校(當代の)とは其目的趣旨を異にしてある。自ら一種拘すべき特徴を有してをつたことは特筆すべきである。(大師の平民主義平等主義の教育は綜藝種智院式即學則に明かである。)

(5)空海の社會的活動

己に前記の事柄は悉く社會的事業であるが、此には特に左の活動に就いて略記することにしやう。

(イ)萬農池―今の香川縣仲多度郡神野大字眞野の山中に在る。琴平町に近き所。萬農は眞野と通じ、周圍二里餘、金藏寺川の水源をなしてをる。空海が之を穿つた後、その形を失つた。現在の地は寛永三年に再び開鑿したものである此の當時官から開堀築堤を命ぜられてゐたが、容易に完成しない、空海が一度此の地に來りてその工事を助くるに及ぶや人々四方より集り來りて遂に之を成しとげ、爲之人民は長く其の益を受けたとといふことである。尙教へを請ふもの多く外に出る時は追從する者雲の如くと言へば以て如何に尊信せられたるか容易に想像することが出来る。余が名八十八は四國八十八箇所の故事より來るもので四國地方の人が如何に感化影響をうけてゐるかといふことが分る。一日余が前任愛媛の某橋上に立ちて通過する大師信仰者(俗に四國遍路)調査したことがあるが驚く勿れその數に於て五百人その府縣を見るに殆んど全國に行き亘つてをつた。以て如何に大師の功德が天下に遍在してゐるか分るのである。左に大師の社會的活動家としてなしたる功績を總括してみると大要次の如くなるやうである。

(1)教育家としての大師(平民學校)(2)宗教家としての大師(宗教教育)(3)産業獎勵家としての大師(人民の活動を促す)(4)國家鎮護者としての大師(國土安穩を主眼とす)(5)慈善家としての大師(人民の安心立命を計る)

尙修養家としての大師の生涯を洞察する時は、吾人の最も欽仰して止まざる所のものがある。

(6)大師入唐の動機

二十二歳東大寺に受戒、既にして四方に遊びて修行し更に大和高市郡久米の道場に往いて、神龜天平の頃に、無畏三藏の持ち來れる大毘盧舍那經を披閱するに、深義了解し難き所多きを以て始めて入唐求法の志を起したといふことである。延暦二十三年三十一遣唐使藤原葛野麿に從つて入唐し青龍寺なる慧果和尚に學んだ

のである、此の消息は吾人に大なる刺激を與へてをる。兒童にも此の話を聽かせば、また相當に奮勵すると、信ずる。

(7) 挿畫の説明

(イ) 主眼 || 修學のためには怒濤を物ともせず入唐する空海の意氣を知らしめ以て當時代に於ける青年男兒の意氣の壯烈なることを理解させる。(特殊則普通の原理によりて)

(ロ) 日唐來往の航路 || 奈良時代には攝津より瀬戸内海を經、博多より出帆して肥前國松浦郡值嘉島に至り風候を窺ふて出船することとなつてをった。航海は主として風力によつたものである。本時代に入りても多く攝津難波より乗船して筑前博多に寄港し、風向を待つて支那に赴いたのである。初めの程は朝鮮半島を經て渤海灣に入り、山東角に上陸して陸路より唐の國都長安に至るを常としたが、文武天皇後は、博多より直ちに南に向ひて楊子江に至り之れより長安に向つたのである。

(ハ) 詳説 || 中央の白衣に見ゆるは正に當年三十一歳の空海で其の右に黒衣を着せるは遣唐大使藤原葛野麻呂其他階下に居るものは船師である。波浪高き玄海灘は度々船を破壊し、或は行方不明とならしめるやうのことがあつたから、遣唐使その他入唐の者は命をかけて渡航をしてをったのである。されば朝廷の使節派遣に際しては天神地祇を祭つて無事に歸朝するやうにと祈願をこめられたといふことである。又或時は朝廷は香椎宮・宇佐八幡宮等に祈願し、國分寺等に、渡航の安全を祈らしめ海藏王經、大般若經を擧國讀經せしめられたといふやうなこともあつた。大師の入唐は前記した如く延暦二十三年五月十二日入唐の勅許を得て六月一日難波を出發して九州に着し自ら宇佐八幡宮に詣りて手寫の般若心經一百卷を奉納して、海上の

平安を祈つた。又自ら藥師瑠璃光如來の像を刻んで海上安全の守護とせられ尙又御自身の像を畫かれて故郷の母堂に送られたといふことである。其の像今は香川縣善通寺に傳つて居るといふことである。

故に本挿畫説明の態度は當時渡航難の次第を詳しく聽かせて、大師(特殊)並に一般青年渡航者(普通の)意氣の盛んなることを力説せしめて以て兒童の意氣を鼓舞激勵することに努めなくてはならぬ。而して之れがためには、朝廷並に當人等が如何に憂慮したかを補説する必要がある。そうでないと少しも此の挿畫が生きてこなし。

(8) 空海の能書に就きての傳説 || 水鏡に「この大師手並びなく書かせ給ひしかば、唐土にて御殿の壁の二間侍るなるに、義之(王義之)と云ひし手書の物を書きたりけるが、年久しくなりてくづれにければ、又改められて後、大師にかきたまへと唐土の御申し給ひければ、五つの筆を御口、左右の手足に執りて壁にとびつきて書き給ひしぞかし、さて應天門の額をかかせ給ひしに上の圓(マロ)なる點を忘れ給ひて、門にうちて後見つけ給ひて、驚きて筆をぬらして、投げ給ひしかば、その所につきにき。見る人、手を拍ちあざむくこと限りなく侍りき。只堂に仰ぎて文字を書き給ひしかば、其の文字あらはれにけり。」とあるより來たものである。空海の能書なることを兒童に知らせんためにや教科書には「忠孝」の文字を挿入してあるが兒童には、程度が少し合つてゐないやうな氣がする。併し又ヒイキ目に見ると筆性非凡の所も伺はれんでもない。「忠孝」の文字は大師の始めた平民學校たる綜藝種智院の學則たる綜藝種智院式の中の文字

心住慈悲……慈悲・忠孝の「忠孝」を書いたのであるから文字よりも意味の方が却つて勿體ない感じがする。思在忠孝

- (イ)奈良時代の弊政と平安時代の紀綱の振張とを比較する必要がある。而して之等の相異は悉く輔弼の臣に
よることを知らしめることが最も大切である。
- (ロ)奈良時代の宗教が如何なるものであつたかを兒童に分る程度に述べて如何に空海の眞言宗がよく國民思
想に適合し、時勢に順應してゐたかを知らしめたい。
- (ハ)空海の學問深きこと、教化の手段平易にして且つ誠心誠意之が布教に力めたる點、及び當代の人民から
非常に敬慕せらるゝに至つた所以を考察せしめたい。又空海は單なる説教僧でないこと換言すれば迂遠な
る理想信仰の所持者でなくして之を社會に實現して眞に克く衆生を濟度せしことを切實に説くことに努め
た。
- (ニ)空海の學校が他の學校に比して平民的であつたこと及びその教育眼の勝れてゐたことを徹底せしめる
必要がある。
- (ホ)空海渡航修養の動機につきて布衍し兒童修學の參考に供ししたい。
- (ヘ)四國地方には到る所に大師の開かれたといふ靈場があるから適當に附説しその功德の永遠に遍さわたつ
てゐることを知らせたい。

第十三章 菅原道眞

一、要旨—本課に於ては、藤原氏が、祖先鎌足の功勳によつて、常に政治の要樞に立つことを得て以來、此

こに牢固たる根底を作り、其の結果として遂に、政權を専らにするの次第を説き、猶之れに對して宇多天皇
が道眞を拔擢して藤氏の權を抑へんことを企劃し給ひ、又醍醐天皇その御志を繼承せられたが不幸その事な
らず、却つて藤氏の地盤を固めるに至つた所以を明かにし、同時に、此の苦難の間に於ける菅公の偉大なる
人格的顯現によつて感激を與へ、兼ねて我が國體の特異なる點に理解を與へんとする。

二、解説

(一)平安京の御代の初の頃—此の間に於ける朝廷、御威光の頗る盛大であつたことは教科書本文の示す通り
であるが、之れが説明に御歴代表を使つて左の標準により有機的に具體的に説明する必要がある。

(イ)桓武天皇遷都(一四五四年)——(平安京)

(ロ)時代を潜流する國體意識——元正天皇の養老五年に始まつた日本書紀の研究は我が國體觀念養成の上に至大の關係があ
る而して此重要な研究は第六十二代村上天皇まで續いたと言へば、當時の如きは實に國
體觀念の強大であつた時代と言はなければならぬ。

(ハ)田村麻呂の征夷。(回顧せしめる)

(ニ)紀綱振張。(回顧せしめる)

(ホ)續日本紀成る。(國體觀念)

(ヘ)空海の功德。(回顧)

(ト)日本後紀成る。(仁明天皇)

(チ)垣武・平城・嵯峨・淳和・仁明の五帝間

以上の中桓武天皇より仁明天皇までの治世が殊に綱紀振張してをつたことに注意し、他は悉く此の五帝間
の盛時を想起せしめる爲めの復習乃至布衍事項である。而して最も力説すべきは五帝中の桓武天皇の御威徳

と、御事績とである。桓武帝の神格的感化影響が如何に治世上に關係があつたか、又其後に於ける四帝列聖が此の鴻業と先帝桓武の宏謨・御遺業とを繼承され、以て平安初期の盛事を現出するに至つたかを密接に説かなければならない。而して此のことを現代史と交渉せんとすれば、先帝明治天皇と今上陛下との關係に於いて見出すことが容易である。殊に尋常六年修身教科書、榮行く御代の課に於ける勅語等を參考すれば、眞に昔を今の事歴によつて知ることになり、踐祚即位の如何なるものであるかの意味合ひを理解することが出来て史實に對する感興は層一層と湧いて來るに違ひない。

然るに間もなく藤原氏が勢力を振舞ふに至つて漸く其の濫徴を來したと言へば、兒童には此の邊の因果考察を試み、以て其の理由の那邊に在るか、又輔弼の臣としての藤原氏に對する批判の心構もしなければならぬ斯くて本課の取扱は、愈々複雑を極めることになつて來るのである。教科書は之等の關係を書き現すのに諸種の都合上、詳密に記載されてゐない結果、無階梯、無經過的になつてゐるから兒童には不注意になり勝であるが、此の最初の二行は、一面に前課の復演を要する所であるし、兒童には相當に考察を要する所であるから、教師は之を單なる二行と見ないで、これが本課の大前提であると考え、以下教科書記載は此の二行の展開されたものとも看取することが出来る。

(一)藤原氏の出世、先祖鎌足の大功によることは明かであるが、此こでは鎌足勳功に對する追憶と光明皇后の回想との反復材料と、新に布衍する部分とが混入されて書いてあるから、能く之等のことを辨別して、適當に具體化して附説布衍して然るべきである。

(イ)藤原氏最初の面目として

(1)先祖鎌足の大功はいはずもがな。

(2)鎌足の子不比等要路に立つて律令を撰修し、樞機に參與する等の功業多きにより餘慶子孫に及ぶ。

(3)則ち不比等の四子は何れも公卿に列し、分れて四家となり。(1)南家(武智麻呂の家)(2)北家(房前の家)(3)式家(宇合)式部卿に任ぜられたから。(4)京家(麻呂)左右京大夫に任ぜられたれば。

(4)不比等の女宮子は文武天皇の夫人となりて、聖武天皇を生み奉る。

(5)宮子の妹光明子は聖武天皇の皇后となる(藤原氏々皇后を出すの端を開けり)

(6)藤原四家の中には、初は南家に豊成、仲麻呂(惠美押勝)等出で、式家に百川、種繼等ありて、此の兩家共に榮えしが、平安時代に至りては、北家なる房前の子孫最も人となる。

(イ)藤原氏中頃の面目、房前の曾孫冬嗣嵯峨天皇の朝に仕へ藏人頭となりて機密に參與し、頗る勢力があつた。累進して淳和天皇の御代には、左大臣とつた。當時左大臣は人臣の任ぜらるべき最高の官であつた冬嗣の女順子は仁明天皇の女御となり文徳天皇を生み奉つた。冬嗣の子良房は實に天皇の外戚である。是に於いて良房は其の女明子を後宮に納れ天皇の晩年に右大臣より一躍して太政大臣に任ぜられた。太政大臣は則關の官として其の人あらば即ち任じ、其人無ければ、即ち關といふのであつた。古來道鏡が太政大臣禪師に任ぜられかるが如き或特別の場合の外は人臣にして生前此の官に任ぜらるゝことは無かつた。奈良時代にては、親王、諸王の如き所謂金枝玉葉の御身ですらも、太政大臣には任ぜられなかつた然るに良房一たび、人臣にして始めて此の官に上りてより、藤原の入々、常に此の官に任ぜられ、極めて僅少の場合の外は他民を交ふる事無く、殆んど、其の一家の公有する所となつた。次いで良房は其の外孫に當らせ給ふ幼帝清和天

皇を擁立して攝政となり、養子基經は陽成天皇を廢して光孝天皇を御位に即け奉り宇多天皇の御代に至りては、「萬機を關白せよ。」との詔を蒙るに至つた。是より藤氏は相争つて其の女を后妃とし、所謂立后政策を見るに至り身には外戚の美名をかりて富貴、權勢を恣にして省みずといふ淺ましい歴史を繰り返し、後世にその惡例までも残すことゝなつた。

(一)攝政の良房 文徳天皇が崩じ給ふに及んで、清和天皇は僅か九歳の御身を以て即位せられた。此に於いて外祖父良房は天下の政治を執行した。之れ名實共に備つた攝政となつた始めである。次いで陽成天皇の御代基經亦攝政となるに及び、幼冲の天皇即位し給ひ、壯年にして聖旨貫徹の時期を迎えさせ給ふ時には、讓位し給ふといふ例を作るに至つた。

(二)關白の基經 基經は良房の養子で、陽成天皇の外戚である。清和天皇の御位を陽成天皇に讓り給ふや基經攝政となつた。後天皇心疾をやみ給ひ、遂に基經が之を廢し奉り、次帝光孝天皇を迎へることになつた。天皇は御齡五十五、固より攝政を要し給はざりしかども、尙迎立の功を思召して禮遇甚だ渾く、舊によつて萬機先づ基經を経由せしめられた。關白の實は已に此の時に在つた。天皇崩後御子宇多天皇即位し給ふに及び、天皇は基經の擁立にかゝる所であるから、詔して「萬機巨細となく、皆太政大臣に關白し、而して後に奏下せよ云々」と關白の稱は實に此に始まつたのである。之れより後天皇御幼少の時は外戚たる藤氏が攝政となり、天皇長じ給へば、攝政を辭して關白となるの例を開いたのである。

(三)菅原道眞の人格 菅公は實に偉大なる人物であつた。故を以て暗雲一時公を蔽ひ左遷の止むなきに至り遂に五十九歳を一期として彼の地に薨することになつたが、薨後に受けたる、その榮譽と、その社會的尊敬

とは實に公の人格の非凡を顯現するものと言ふべきである。忠誠天地を動すとは蓋し斯くの如きことを指稱するの「あらう。されば、公が薨ぜし醍醐天皇の延喜元年(皇紀一五六一年)を距る程遠からぬ延長元年には故菅原道眞の本官を復し、正二位を送られし以來、左の如き榮譽を擔うことが出来たではないか。

- (1)醍醐天皇(延長元年) 本官に復し、正二位を贈らせ給ふ。左遷に關する記録を燒棄す。
- (2)一條天皇(正暦四年) 右大臣、正一位を贈らせ給ひ、序いで太政大臣を贈らせ給ふ。
- (3)村上天皇(天曆年中) 北野に祀り天滿天神といふ。太宰府には薨後間もなく、祠を建てた後歴代天皇北野に幸し給ふ。

(4)明治天皇 北野神社、太宰府神社共に官幣神社に列せらる。人臣にして此の神格を受けし者他に例なきを見ても如何に其の人格の崇高であつたか、尙且忠誠心の如何に熾烈であつたかが想像される。而して如何なる山間僻地と雖も、各その祠を建て所謂天神様として崇敬されてゐるのを見ても、現代人が見る以上にその當代以降の人心深く、虔の念が刻み込れてゐたか、分るのである。されど教科書の記載や、従前教師の説く所を以てしては、眞實の菅公の人格が躍動してゐないで、唯

(イ)氣毒な人だ。可愛相な人だつたとの消極的方面の理解にしか止つてゐないやうである。

(ロ)そうして人間のホンの一部として而かも、極く皮相的に取扱はれてゐるから吾人の豫期するやうな大人格者として一向感激する所が乏しかつた。

(ハ)其の忠誠の説明は、菅公を盲人にして仕舞つたやうな取扱ひ即ち菅公のある忠誠なる行爲に對して恰かも盲人蛇に恐れずと言つたやうにヤスツボイ忠誠者として軽く説去るものであるから、一向眞實

の菅公が現れて來ないのである。少くとも菅公の忠誠に對しては次のプログレス(進歩)を取りたいものである。

1. 菅公平素の忠誠即ち誠の持續(之れには相當の努力意志の力を要す)
2. 菅公は天皇と同心一體の生活をなす。
3. 藤原氏に對する懸念即恐の閃きは人情を具へて居るものには確かにあつたであらう。之れを無難作に説くから兒童は同情を以て聞かうとはしない。
4. 此の恐れは心は天皇と同心的生活を致してをる道真に取つては利己的人士的の如きそのやうなものは全然其のちもひきを異にしてをつたに違ひない。(恐れは人間の恥辱でも何でもない恐れを感じるものがなければ勇氣は成立たない)
5. 自己の理想實現の爲めには、絶えず忠誠の心が湧いてゐたであらうが、時めく藤氏に對しては人情として一種のオンレを抱いてゐられたであらう。併し此の心は容易に壓倒されたに違ひない。此の所に菅公の意志が働いてをり、全人格が活躍してをるのである。此のあたりの取扱を従前は餘りにヤスッポク取扱つてゐたものだから、兒童の心と交渉がなく、従つて自己と全く離れたものとして冷淡視するに至つたのである。甚だしきに至つては、餘りに教師が、菅公を盲人蛇に恐れず的人物の如く説く所から、少し鋭敏な兒童になると、先生菅公はそんなにエライ人では有りません。何ぜかと言ふと、メクラが蛇を恐れぬかと言つて、其の盲人は少しもエライ人ではない。盲人だから蛇の何たるやを知らないものですから、蛇に近寄るので、本物の勇氣があつて、近寄るのではない。先生

のお話は何うも菅公が盲人蛇に恐れずと言つたやうな氣がします。一向菅公の勇氣のある所が見えませんが。斯かる奇問はよし無いにしても、菅公に對して一種の反感を抱いてをる生徒はポツ／＼経験する所である。之れは抑々如何なる所から來るか。察するに兒童の心に共鳴する所が少いからである。何ぜ共鳴せぬか、それはしない筈である。何ぜなれば、菅公の感情意志の働いて居る所を物語らぬからである。即天皇に對し藤氏に對し其他の事情に對する菅公の心理的方面を話さないからである。之等諸種の人的環境を説いた後、徐ろにヨシヨシ己の理想實現のために眞に親父と仰ぐ天皇の御ため。と決心する所に眞の勇氣が成立し忠誠の活劇は演ぜられるものかと思ふと。いふ風に説いて行けば、成程、エライ本當に勇氣のある人だ。忠誠な人だとうなづくのである。以上の説明は餘り迂遠な言ひ方ではあるが少し味つて頂きたい。例へ菅公の忠誠といふことが習慣的になつてゐて、刺激に對する反應が即座に行はれるやうになつてゐたにしても、菅公の心理状態を少し深く取扱つて行つた所で教育上何等差支はない却つて好影響があると思ふ殊に此の心情を常人乃至は當時に於ける民衆の心と比較しその徑庭ある所を諒解するに至つては、幼な心にも胸を踊らせて深き感激に入るのだらう。何れ此種教材に就いては稿を改めて述べることにする。

(四)菅公に對する着眼點

1. 文學者としての道真

(イ)道真十一歳なりしとき、父是善、鳥田忠臣をして詩を試作せしめしに道真即ち賦して曰く

月輝如晴雪 梅花似照星

可憐金鏡轉 庭上玉房馨

是善歎賞すといふ。清和天皇貞觀年中、道真文章生に擧げられ、得業生となり、下野權掾を授けらる。

(ロ)一刻(三十分)に貳拾の詩を作りし例(菅公故實)

時人道真に向ひ、「汝の才古今に並びなし、一時に貳拾の詩を賦し得るか。」一刻にして二十の七言絶句を賦せり。

(ハ)渤海使表還は道真の詩を品して、唐の白樂天の作に比せしことあり。

(ニ)道真勅を奉じて舊作の詩文を纂輯し、醍醐天皇に献じまつりしに天皇詩を賜はりて之を褒賞し給ふ。

今の菅家文章即ち、是なり又太宰貶謫後の作を集めしものを、菅家後草と稱す。道真かつて詔を奉じ、

諸臣と共に三代實録を撰せり。又舊史を分類して類聚國史と言ふ。

2. 武人としての道真

(イ)道真一日都良香を訪ひしに、たま／＼良香射を講ぜり。良香おもへらく、「彼れは儒生なれば、弓術は知らざるべし。」試みに弓矢をとりて道真に授けしに、道真一發して能く的中しければ觀る者驚けりとなん。

(ロ)兵部少輔、民部少輔を経て陽成天皇の元慶年中には式部少輔に遷り文章博士を兼ね詔を奉じて後漢書を誦す。

3. 大見識家としての道真

1. 當時は唐制模倣の時代なりしも、夙に和魂漢才を説きたるは實に達觀卓識の士と言ふべし。彼の(菅公)遺誠)の中に残したる「周公の學は宜るべきも革命の國風、深く思慮すべし。の意は實に菅公忠誠の中心思想であつて、宇多天皇が新主醍醐天皇を戒め給ふたといふ、寛平御遺誠中に菅公は有道の君子」と激賞されたのも全く此の大思想中に湧く忠誠に基くものである。當時藤氏は既に支那カブレとなり、支那の國體に合するも、日本の國體に合せやうともしない行動を敢てなしたのは實に支那思想心酔の餘弊とも見ることが出来る。此にまた「思想程恐しきものはない。」の感を深くする次第である。此の如き時代にも關らず、和魂漢才主義を發揮したのは、實に大見識の然らしむる所で、菅公の大理想と言はなければならぬ。此の理想實現のために大勇猛心がむら／＼と公を繞圍し牢固不拔の行爲を遂行することが出来たのである。公が配所にありて克くその節を操守することの出来たのも全く此の大理想の然らしむる所である。

4. 政治家としての道真

寛平御遺誠中の一節に、「右大將菅原朝臣是鴻儒也、又深知政事、朕選爲博士、多受諫正」總而言之、菅原朝臣非朕之忠臣、新君之功臣乎人功不可忘、新君慎之」とあるのを見ても如何に忠誠なる大政治家であつたかが分る。左に公の閱歴の概要を記し、特に公の政治家たることを察知する上の參考に資しやう。同時に俄か出世の出来るやうに考へる「急功近利」の徒を誡むる警句ともしたい。忽ち昇る雲の上の、菅公の榮達には其の階梯が存してをることをも、多少依之知ることが出来やう。公が右大臣に任ぜられたるは當時の世からは異數のことであつたであらうが、現在並に將來に於いては公の如き人でなければ、到底斯かる榮職に就くことは出来ないであらう。藤氏の閥といふ形の上からはさもあつたであらうが、其の人格と言ひ、實力と言ひ、菅公を以て他に無きものを如何せん。一躍して此職に就く蓋し當然のことである。

(イ)民部少輔となり、式部少輔となり、文章博士を兼ね(年三十三)
(ロ)其他諸省少輔等の京官。

(ハ)加賀權守(加賀には行かず)讃岐守等の地方官。

(ニ)藏人頭(嵯峨天皇の時に設けし藏人所の長官兼天皇と大臣との連絡官)在中辨。

(ホ)參議(寛平五年四十九才)

(ヘ)左大辨 (ト)勘解由長官 (チ)東宮官 (リ)遣唐使(寛平六年)(上書して止む)

(ヌ)中納言(寛平七八年) (ル)權大納言(同九年) 兼右近衛大將等の京官

(ヲ)民部卿を兼ね (ワ)右大臣となる(年五十五) (カ)太宰權帥(再び地方官但し政務は執らず)之れが左遷である時延喜元年五十七

因に言ふ遣唐使を廢するに至りしは、公が支那の事情に精通せることを示すもので、同時に公の大政治家としての手腕を物語るものである。而して其の支那の事情とは

(1)能く支那の内亂に通じてゐたこと。

(2)因に遣唐使を廢せる原因としては

(イ)大唐凋弊

(ロ)行路困難等の理由によるもので公の慧眼遠識には衷心敬意を表せざるを得ない。

(ハ)財政困難

(五)忠誠としての道真

(イ)積極的方面に於ける忠誠

宇多天皇の御信任を蒙り基經薨後道真是京官の要職に就きぬ。之れより貶謫を蒙るまで十年計りの中に異常登用の榮を荷負ふ此時先輩三善清行の忠言あり。道真も素より其の災の身に來るを知れり。再三辭表を提出すれど許されず。此の上辭退をなすは却つて不忠と。士は己を知る者の爲に死す。況んや道真是至尊の知遇を蒙れり。道真が其の職に止るは全く宇多上皇の御意を貫徹せしめざるが爲なり。道真感奮死を決して忠勤を抽んず今や己一身の安危を顧るべき時にあらずと。其の意氣の壯なるを見るべし。然れども四圍の事情は道真の在官を許さざるなり。道真敢へて退かず。而して道真が政務に熟練なると、裁決流るゝが如くなる。其の忠誠の念の厚きことは天皇、上皇の夙に認め給ふ所となりて、密に道真を呼んで關白となさんとの内命下され。道真是自分の不徳を以て飽くまで之を辭退せり。此の密旨と、道真驚愕辭退の響きこそ實に時平の黨與をして決然起たしめたる要因なれ。大難の降下夫れ知るべきのみ。此の際に於ける、獻身的精神こそ實に道真の尊き所なり。

(因に云ふ)やがて小人輩の奸計は成れり時平密かに參内して申上げるやう「右大臣道真君寵を忘れ、女婿齋世親王)を立てて天皇となさんとす」との恐しき一言をなせり。天皇此時御齡未だ御十六歳。時平天皇の明を蔽ひ奉るに無實を以てす。加ふるに道真を讒するには最も好材料を窃み來りしなり。時平の罪や永へに盡きずと知るべし。

(ロ)消極的方面の忠誠

道真遂に左遷の身となりしも少しも君を恨まず少しも君命に對し奉りて不平など持たず。身を謹み只管

君恩の忝なきを感謝せり其の流瀆されし九月十日の夜、去年今夜侍清涼の詩を誦する者誰か菅公の至誠忠臣たるを察せざらん。斯くて居ること三年延喜二年二月二十五日、五十九歳を一期として薨す。

要するに道眞の忠誠として感ぜしむべき點は、(1)一身の安危を顧みず政務に盡瘁して聖慮に應へ奉りたる獻身的犠牲的精神と。(2)貶謫の身となるも聊かも君を怨まず、從來の君寵に對し君恩の忝なきを感謝し、いつまでも君を思ひ奉りし忠誠高潔の精神となり。

故に教授の實際に當りては

道眞の人格を躍如たらしむべき材料の補説をなすこと最も大切なり。(但し兒童に適する材料たらざるべからず)それには何うしても叙述を或程度まで美化する必要あり。例へば(1)右大臣の顯官に止まる道眞の心中の偉大なるものあることを明瞭にすると同時に叙述の體裁を適當に純飾して兒童をして恰かも其話中の人たらしむるが如き情域に進ましめざるべからず。(2)流瀆中の菅公を説くにしても同様の心掛が必要なり。(3)道眞の人格を髣髴躍動せしむるには一家の生別、驛長の對話、大宰府に於ける忠誠なる生活を單なる事實として提供するのみにては不可。飽くまでも叙述を巧に行はざれば真相を洞察せしむること難し。然りと雖も教師にして何等感動することなく徒に拳を握り熊語を勞するは至愚先づ教材に精通し選擇して自分のものとなさざるべからず然かすれば自ら感激し自ら落涙して錯美界に逍遙するに至らん。斯くて始めて叙述の體裁は整ひ言々肺間より迸り出づるなるべし兒童の偉人に對する感興創意自ら躍如たるなり。

(因に言ふ) 一、時平は菅公の墓後間もなく(延喜九年卅九薨じ又其の子も早く薨じて時平の後は絶えたり。世之を以て菅公の崇となす者あり、されど菅公の高潔なる何ぞ必ずしも其の敵を惡むこと如斯酷なるあらん。若し夫れ天命を全うせざりしとせば夫は第二者なる天神が報

ひたる神罰ならん。

二、道眞の忠誠を墓ふ餘り時平の事蹟の埋没せられるは當然なることながら彼れも相當の人物なりしこと疑を容れず。宇多天皇の寛平遺詔に由るも明かなり。故に徒に茶々に其の人物をけなすは不可。此にては道眞の忠誠を説くことに全力を注ぎ時平攻撃に遷り行かざるをよしとす。

さりとして時平の美點を稱揚する勇氣もなし。

三、積善の家に餘慶あるの例としての子孫の繁榮

(イ)菅公の祖先野見宿禰 (ロ)大隈公 (ハ)前田公 (ニ)吉田相撰の司

四、二十五日を天神様の祭日とするは菅公の薨去が延喜三年二月二十五日なりしに因す。

(4)哲學辭書に現れたる菅公(井上博士)

菅原道眞は我邦教育家の祖先なり。姓は菅原氏名は道眞字は三小名を阿呼といふ。後人其徳を追慕して菅公といひ、又菅丞相といふ。其系統は天徳日命に出づ、垂仁帝の時野見宿禰あり。之れ天徳日命の子孫にして菅公の遠祖なり。光仁帝の時、野見宿禰の苗裔に菅原古人あり。古人の子に清公あり。清公の子に是善あり是れを菅原公の父となす。母は大伴氏仁明帝承和十一年六月二十五日を以て京都の菅原院(烏丸下立賣下町)に生る。公は唯々一人にして兄弟なし。公は本と是善の第三子なれども、他は皆夭折して公獨り残り公は早熟の人にして幼少の時已に樂を好み、聰明穎悟夙に其尋凡ならざる徴候を顯はせり。左に概言せん。

(イ)十一にして『月耀如晴雪』の時を賦して衆人を驚かす。

(ロ)十八にして文章生となる。

(ハ)二十三にして文章得業生となる。

(ニ)二十六にして對策及第せらる。

(ホ)加冠の歳母の大伴氏歌あり。曰く「久かたの月の桂もをるばかり家の風をも吹せてしがな」公之れに激勵されて益々榮達の途に登る。宜しく布行して聽かすべきである。これより出世の經過を概言しておかう。少し重復する恐はあるが大切だから

(イ)玄蕃助となる。

(ロ)少内記となる。

(ハ)兵部少輔。

(ニ)民部少。

(ホ)式部少輔。

(ハ)兼文章博士(年

三十二)其の官位漸く高く其の名聲に至りては眞に旭日昇天の勢である。

因に言ふ公二十八歳の時、母の大伴氏歿し、三十六歳の時父の是善も亦歿す。是れより公全く單獨の身となる。當時強大なる勢力を有する藤原氏の族ありて政權を握る。而して其の弊害の甚だしきに至りては、公の胸中に如何に響いたであらうか。公の胸中如何に光明正大なりと雖も孤身孤忠、其將來實に憂慮すべきものがある。公の名望高きを加ふるに従ひ、嫉妬猜疑亦その度を加へ來つて公を構陷せんとするもの漸く多きに及んだ。此の時に當り獨り公が頼りとせしは、先に師事せし島田忠臣あるのみである。島田氏またよく公に同情を寄せた。

(イ)三十九にして渤海の大使を接待す道眞文章似白樂天と言つたのは此の時である。(前述)

(ロ)公に對する特に詩文の拙なることを言ひはやす。

(ニ)四十二にして讃岐守に任ぜられた。寛平二年の春任滿ちて歸京。(ホ)翌二月藏人頭に補せらる。

(ハ)三月式部少輔を兼任し、四月左中辨を兼任。

(チ)寛平四年類聚國史を奏上す。

(ツ)寛平五年參議となる式部權大輔に遷る。

(ヌ)左大辨となる。勘解由長官に任じ春宮亮を兼ね。

(ヲ)五十一にして中納言となり、春宮權太夫を兼ね。

(カ)宇多天皇家の志あり、菅公と之を謀り遂に位を時の太子敦仁親王に讓る。之れを醍醐帝とす。時に帝御年僅かに拾有三。是を以て菅公

に三十一)

時平と共に之を輔佐す。之れ最も注意すべき點である。(一つは天皇が御幼少なること、時平が輔佐してゐること)

(ヨ)右大臣となる。(時に公五十五)

法皇、帝と議して公をして國政を專奏せしめらる。其の裁決流るゝが如く、威望一代に高し。昌泰三年正月帝、朱雀院に行幸し、法皇と顔を合せて言談し、菅公を召し關白となすべしとの詔があつた。公固く之を辭した。(此の取扱注意後述す)左大臣時平之を傳へて頗る色を變へたといふ。(左遷の端此こに始まる)

(タ)時平の讒言

道眞今陛下を廢して御弟齊世親王を立て、己れ獨り權勢を專らにせんとすと。齊世親王の妃は菅公の三女である。故に時平、公を構陷すべき口實を得たのである。此の時醍醐天皇御年僅かに十七歳。さればとや、たやすく時平の此の言を信じ給ひ、遂に左遷の沙汰となつたのである。菅公此時五十七。學問文章、德行威望、悉く之を一身に具備し、優に一代を震撼するの勢ありしに、一朝小人の爲めに陥擠せられて忽然悲境に沈まれた。

(レ)菅公左遷の地に行く

菅公左遷の命を受けてより僅に二日を経て、即二十七日に至りて尙一層悲むべきことが菅家に起つた。公二十三人の子あり、其中長男高視は右少辨、次男景行は式部大丞、三男兼茂は藏人、四男淳茂は文章得業生何れも官途にあつたが、悉く諸國に左遷された。即高視は土佐に、景行は越後に、兼茂は遠江に、淳茂は播磨に、配流せられた。公一人の左遷は固より悲むべきも、一家の分散は亦災厄の甚しきものである。菅公の出發前多くの時日を有せず、初め左遷の命を受けてより唯々一週間の猶豫を得たるのみ。即二月の一二日頃

に至つて其住みなれし宣風坊の紅梅殿（今の菅大臣即西洞院高辻上る）を出られた。其時庭前の梅花を顧みて「こち吹かば」の歌を詠じ悄然として配所に向はれた。成長せる女子は多くは京師に留られたが、唯々小女と小男とは公に隨行された。公都門を出て途次河内の國土師の里の道明寺に立寄られた。道明寺は菅家累代の寺である。公之れより明石驛を過ぎて太宰府へ赴かれた。己に人臣の榮華を極めたる身を以て忽然天涯淪落の人となること眞に夢幻の如くであつたであらう。自詠の作に曰く、「離家三四月、落涙百千行、萬事皆如夢、時々仰彼蒼」公已に太宰府に着せられたる時、進んで其市街に入らず、其市街を距ること約半里の淨妙院に入り、別に警固のあるにあらざるも、獨り自ら謹慎して、一步も門外に出でず、唯々自己の不運を嘆ずるに過ぎず。左遷後始めての秋は、中尋常ならざる感慨を催せしと見え、九月十日の作は頗る人心を動かすに足る。「去年今夜侍清涼、秋思詩篇獨斷腸、恩賜御衣今在此、捧持毎日拜餘香。」

以上の事柄は本課教授上参考とすべき點は大分あるが、唯此のまゝに取つて如何やと思ふ點は、(1)不遇を嘆ずるに過ぎず。といふ言葉と、人臣の榮華を極めたる身の云々は、ともすると誤解され易い。則ち道眞の本當の忠誠が現れないで、何だか、左遷されたのを不平に思つてゐるのではないかと伺はれる。今一つは入臣としての榮華などと言へば、道眞が殊更望みて得たるが如き感じがして何だか物足らない。此の當りの取扱には、前記した所をよく熟讀して博士以上の説明をして欲しい。蓋し此の記事は兒童に示すためのものではなく、大人殊に倫理でも研究しやうといふ人の爲めに記されたものであるから、兒童に示す仕方としては我々實際家は餘程考へて取扱はなければならぬ。尙此のことに關する事項中重要なこと柄に就いては後述する考であるが、特に讀者の注意を促して置く。

(五)菅公の信任を得たる動機

道眞が宇多天皇の信任を得たのは、阿衡の紛議に對する道眞の意見建白が最近動機の一つである。當時道眞は讃岐守であつたが、上京して堂々と意見を述べ遂に基經をして屈伏せしめた、その手腕に感激された宇多天皇は潜かに腹心の臣たるべきを察知されたのである。（阿衡事件につきては諸書に詳しいから就いて見らるるがよい）兒童には唯、或事件に道眞の手腕を表はすことがあつたので位に話してもよい。要するに人物才幹を認められた事件のあつたことが一大動機であることを語ればよい。尙教科書に記載してあることを少し布衍して（人格の卓越してゐる點、學者亦政治家の手腕あること）語り之を以て第二動機としてもよい。醍醐天皇の即位は御年十三歳であるから、慣例によれば、藤氏から攝政を選定するのが普通であつたにも係らず上皇の御意見は遂に之をおき給はず、基經の長子時平と道眞とを以て政治を執らしめ給うたのは非常な意味が含まれてゐる。

(六)醍醐天皇の道眞左遷

之ぞ延喜の聖帝と稱し奉る程の御方にて、その御在位尙は常に御多顔を遊されたといふことである。その所以は「まめだちたる人々は物いひにくし、打解けたる氣色には物いひよきものなり。されば大小の事聞かんが爲めなり。」と以て聖徳の程が伺はれる。又寒夜に御衣を脱いで民の勞苦を察せられ厚き同情を民草の上に施された聖天子であつたが、何分輔弼の臣その宜しきを失ふたために、あんな仕末になつたのである。道眞左遷の故を以て天皇の御失政とするのは大不敬に當るのである。天皇に對する教師の取扱は前記してゐた。(一)天皇の御幼少にましませしこと、(二)道眞を讒言するに餘りに好資料を呈したること。之等は全く時平の

人格の低劣より来るものなることを語らば、兒童たりとも決して天皇に對してツマラヌ感は起さないだらう否むしろ氣毒千萬だなア、時平はニクイ奴だなあの感に打たれるであらう。

(七)道眞が右大臣

道眞が右大臣を承つたことに就いては、誤解を來し易いから特に解説しておく、此時道眞の友人に三善清行といふ人があつた、道眞が右大臣の榮職に就かんとする時、之を憂ひ、道眞に災厄の來ることを忠告した。道眞素より此のことを熟知してゐた。故に固辭再三、殊に自分の身を以て門閥の上に立つことの苦衷をも願ひ出たが、お許しがなかつた。此の上辭退をするといふことは却つて天皇に對する道にあらざりと思念した道眞は遂に大なる決心を以て其の職に止つたのである。道眞が眼前に横はる有ゆる苦難は固より覺悟の上であつた、此に道眞たる所がよくあらはれてゐる。教授者は此を甘く取扱はなければならぬ。然らざれば道眞の忠誠は半減されるのである。

(八)挿畫の説明 目的、道眞恩賜の御衣を拜する心中を察知せしめ以て如何に菅公が忠誠の人であつたかを感ぜしめるのが目的である。圖中の人物は道眞、手に奉ずるものは恩賜の御衣、天恩の有難さを追憶して感涙してゐるの状である。道眞の衣服は裝束で當時一般の文官朝服、左側の畫は着物を納入するもの、後の戸棚は本棚である。本は多く巻物になつてゐる。道眞は衣を捧げて餘香を拜せし後詩を賦したのである。而して獨斷腸とは天恩の有難さに感じ、且つは去年の今夜清涼殿に侍したりしことなど思ひ出でては、人生の有爲轉變の甚だしきを感じ、殊に天皇近頃の御身上などを憂ひて斷腸の思をするの光景は飽までも道眞忠誠の顯現である。吾人は此れに對し一語も語るを得ない。ひたすら公の忠誠に感激するのである。配所の四邊

寂として聲なき所に、悲愁を告ぐる枯尾花は今何をか語つてゐるのだらう。誰れやらんの説話に、次の如き言葉を以て此の挿畫を説明せられたことがあると記憶するが、洵に眞の其の身に迫るを覺える。參考のため揚げておかん。

庭の露草深く月影さみしき夕まぐれ、遙かに都の空を望みて清涼殿の夜の月、天顔に咫尺し奉りしを思給ひて、堪ゆべからざるも、讒誣に遇ひしを少しも知らざるものゝ如く、眷々たる微忠、つかの間も、君恩の忝きを忘れさせ給はざるは、誠に邦家大臣の節あり、艱難流離の際も、柱石の臣たる面目を辱しめざるものといふべし。頭をあぐれば故郷浮雲遠し、公の夫人兒女今いづくに。心盡しの有明の庭。都に残され給ふ人は如何に、兒女は如何に、見るにつけ聞くにつけ、忍び出で給ふこと多かるも、如何ぞか君恩の重きにかへさせ給はん。捧持して日々餘香を拜し給ふ、公の精忠豈に一大教訓に價せざらんや。云々と宜しく此意を體し丁寧懇切に物語るがよい。但し人間として無實の汚名を千歳に残すことは誰しも望まじからぬこと、殊に道眞の如く母の手厚き教訓を奉體する人にあつては、尙更のことであらう。さりとて此のウツブンを自ら晴さんともしない、ひたすら天の照覽をのみ念じ且つはその日の來らんかと自らを慰めてゐたに違ひない。然るに不幸公の生存中にはその福音來らずして遂に薨ず、道眞の心中果して如何ぞや。然れども薨後の榮譽を以てすれば英靈のいかに慰撫せしことか、吾人の敬虔的宗教心は此に至つても立つばかりに。

(九)菅公の和魂漢才

儒教の弊に陥つた藤氏の思想とは全く異り毅然として政治上に日本主義を發揮したることは次の語(菅家遺誠)を以ても十分に窺ふことが出来る。「凡治世之要、以神國之玄妙、欲治之。雖學漢士三代周孔之聖經、革命之

國風深可思慮也。」之れ菅公の菅公たる所以である。御衣を拜する心中に此の精神が躍動してをることを思はなければならぬ。

第十四章 藤原氏の專横

一、要旨 宇多天皇さまに藤原氏の權力を抑へんとの御心ありて、道眞を登用されしことを復演し、次に道眞の左遷後は、却つて藤原氏の勢力が一層盛んになつた有様及び之れがため京都は藤原氏の專横と榮華とを極め風俗愈々驕奢となり、道德日々に頹廢して政治紊亂の徵を來せし事情を明かにし、以て多數輔弼の臣の責務の重大なることを知らしめる。

二、解説

(1) 藤原氏ひとり勢を得(教科書欄外の小題目)

菅家を排斥することに功を奏した藤原氏の術策は、實に時平の劣悪なる品性その者を現すと同時に、藤原全體の集團性を現はすに餘りがある。されど此のことありてより後は、皇家菅家の悲哀に引かへて、藤原の勢力といふものは、實に隆々たるものがあつた、其他の貴族の如きも藤原を先達として相追隨して泰平無事と謳歌しつゝ、平安京の都大路に行進の列を作つてゐた。己に憚る所なき藤原の行動は傍若無人、徒に高位高官要樞の地位を占有して、詩歌管絃を事とし、少も朝政に努めず、今日も饗宴、明日も遊宴と唯尊き月日を奢侈贅澤にのみ徒費してゐたのである。延喜の聖帝(醍醐天皇)は寒夜に御衣を脱せられ民の勞苦を偲ばせ給ひし

程の英君であらせられたにも係らず、其の御仁心、其德澤は思召程に下民には達せず、爲めに政治の紀綱も別に振はず、空しく藤原の勢を眺め給ひて暗涙にひせばせ給ふに過ぎなかつた。卿相雲客の藤原の此の風習は社會一般に惡影響を及し、道德地に落ちては、社會の秩序統一を失ひ、斯くて總ての方面に害毒を流したものである。教科書が、「藤原氏ます／＼勢を得、ひとり朝廷の政治をとりて、日夜遊樂にふけりたり。」とあるのは藤原一門の榮華一切を包括する言葉であつて、之を展開することにより、自ら藤原に對する反感を惹起し、やがては之れが藤原の内訌、衰滅を意味し、より早く藤原をして斷頭臺に上せることになるのである。そはさてゝ當時代に於て藤原並に一般貴人生活の一般を記して教授上の參考に供しやう。

(イ) 詩歌管絃にふける。

(ロ) 大饗宴行はる。(花見の宴、菊の宴、春夏秋冬の不生産的遊樂)

(ハ) 遊宴觀興の類。

(ニ) 歌會、詩合せ等の遊樂。

(ホ) 貴人の別荘住居。

(ヘ) 第宅の華美。

(ト) 服裝の華美。

(チ) 園遊、雙六、蹴鞠、打毬等の遊樂。

(リ) 男女道德の類(紫式部の名著源氏物語は最も巧に當時の上流社會の風俗を描き出してゐる)

大塚氏著細目體日本歴史には氏特獨の筆を以て朝臣榮華の様を極めて面白く述べてをられる。曰く、朝臣の榮華驕奢は住宅衣服の華麗の競争より始り、遂に粉黛淫齒して(此の風は道長以後に流行したるものなれど)歌合せ、貝合せ、遊行、宴飲或は管絃の未技に溺れ或戀愛の悲情に焦るゝ等今より見れば正氣の沙汰とは見られぬ有様なり。彼等は歡樂の機會を得るに苦しみ、果ては花咲けば、集ひ、花散れば遊び、月照れば歌ひ、月朧なれば舞ひ、風を聽きては泣き雨に濡れては興じ流連荒亡遊蕩と淫樂とに長日長夜を消し居たり。云々實に流麗の語、比喩してよくその狀を現してゐる。然らば之等の諸現象を吾人は何と見るか。

- (イ) 藤氏勢力の他に比すべきものなきことを遺憾なく表現してをる。(ロ) 更に言へば、此の勢力に對抗する者、乃至は此の位置を占有取得せんとする者の皆無なることを表現してをる。
- (ニ) 又、道徳の頹廢、政治の紊亂を示す。
- (ハ) 而して此の現象朝臣の腐敗情弱、綱紀の弛緩を表現してをる。
- (ホ) 天皇の安泰を損ふものである。
- (ヘ) 藤氏一族間の勢力争闘の醜態を演ずるものである。
- (ト) 自家の滅亡を招くの厄をなすのである。

上記のことは幼童と雖も十分に想像し得る事柄であるから、相當に考察させる必要がある。現象より内面に這入つて意味づけ價值づけることは歴史を學習する上に極めて大切な所である。而して尙此の時代は國體觀念のうすらぎつゝある時で、之れに代るに家の觀念の高まつてゐる時期である、それらは次の課の所で明かとはなるが豫め思想方面の變轉して行く所に注意する必要がある。地方紊亂人心醜僻して道徳の頹廢する所謂地方擾亂を醸し、此に武士興起の因をなす等、史實を一つの體系あるものとして考察させるには洵に恰好な時代を劃する材課であるから、それらの事をも念頭に置くべきである。即ち、

△藤氏菅氏の對立→藤氏術策成功→藤氏勢旭日昇天→藤氏榮華→朝臣榮華→風俗紊亂道徳頹廢秩序亂る→藤氏一門勢力争→政治亂る→争擾起る→盜賊蜂起→實力無き政府の周章→武士の興起→源平二氏顯る→兩氏の對抗→一興一衰→賴朝統一→武家政治起る。(以上はホンノ一例でCausalityの正當をかいでゐるかも知れぬ)

(2) 道長榮華を極む

(イ) 道長の系統を左の系圖によつて説明するがよい。



(ロ) 道長の立身と榮華の様は次の話を標準として話すがよい。

道長の人物、幼時から膽力があつた、又材能もあつた。天元三年(圓融天皇紀一六四〇年)從五位下に叙し累進して永延元年(一條天皇紀一六四六年)從三位に昇り、左京大夫を兼ねた。その翌年權中納言となり次いで一條天皇正曆中には權大納言に轉じ從二位に叙し、左近衛大將を兼ねた。時に兄關白道隆の子伊周弱冠にして内大臣となり、道長先づ之れと權を争つたが、長徳元年(一條天皇一六五五年)道隆が病魔に罹かるに及び、奏請して伊周をして内覽せしめた。既にして道隆が薨じ、道兼代つて關白となつたが在職僅か七日にして薨じた。是に於て伊周は關白たらんことを希求した。一條天皇の御意亦、伊周にあつたが、天皇の御母東三條院は、道長の姉君に當らせ給ふ御方ゆゑ、道長の爲めに強いて天皇に懇請する所があつた。天皇止むなく道長をして内覽せしめ給ふた。尋いで右大臣となり、氏の長者となつた。既にして長徳二年四月伊周及び其弟隆家等の家事に座して配流せられ、其餘黨皆卻けらるゝに及ぶや、天下の全權悉く道長の手中に納めらゝことゝなつた。即ち此年七月左大臣となり、正二位に進み、長保二年道長の女、女御彰子中宮となつた。上東門院と稱するは即ち此の方で、後一條、後朱雀兩帝を生み奉る。

是に於て道長漸く權を擅にせるが故に、天皇は之を厭ひ給ひ自ら左の如き書を書かせ給ふた。
 叢蘭欲茂秋風吹破。王事欲寄、讒臣亂國。

以て一條天皇の御意の程を窺ひ知るべく、且つは道長專擅の様も知ることが出来る。然るに天皇御崩御の後、道長右の書を函中より發見し、怒つて之を破棄したと言へば、道長狂亂理性の麻痺の極に達してゐたかが分る。道長若し忠誠の心を有する者なれば、その書を見るも、恐懼改心政治に勵むが臣の道ではあるまいか。尋いで三條天皇即位せらるゝや、道長の專恣益々甚だしく、始め天皇を避け給ひし時、藤原濟時の女を納れて小一條院を生みしが、此に至り道長亦其女研子を進め、遂に立て、中宮となし、濟時の女を皇后となす。而して天皇の太子は敦成親王にして一條天皇の皇子、母は道長の女彰子である。故に道長は早く之を擁立せんとし、天皇が眼疾を患へさせ給ふに乘じ、長和五年天皇に迫り位を太子に譲らしめた。是れ道長狂亂の末か、支那思想の禪讓放伐の影響か。後一條天皇は即ちこれである。此に於いて道長は攝政となり三宮に准ぜられた。翌年攝政を子頼通に傳へ從一位に叙した。三條上皇崩御あるや道長遂に太子を廢し、更に彰子の生む所の敦良親王を皇太弟となし、己れは太政大臣となつた。寛仁二年(後一條)には輦車を以て宮中に出入するを許されたが、幾もなく太政大臣を辭した。是年十月女威子を立て、中宮となし、道長の心中喜びに絶えず、和歌を詠じてその志を述べた。即教科書にある。「此世をば」の歌がそれである。此時に際し道長は位人臣を極めたるのみならず、其の女三人皆后位に居り、四女嬪子は敦良親王の妃、五女は廢太子小一條院の妃となり、而して故一條院には叔父の關係となり、後一條天皇及び太子敦良親王には、祖父の關係であるから天下の勢望榮譽を一身に集めた。さて此の時こそは藤原の下り坂の時にして最も憂慮すべきものであるのに得意の道長これを悟らず、此の世をばと吟ず。その心事真に哀むべし、である。而し此の榮華は財を損ひ、身の老衰を來すものなるに、それをも悟らず、而して此かる專横無道の行動の如何に社會に影響して

世の苛責を受くるも知らず只々榮華に耽溺する。遂に後一條天皇の萬壽四年十二月病の爲め薨す。年六十二と言へば比較的長壽の方である。彼が生前私第を營むや、費を諸國に課し、その大石を輸するや、民舎の戸牀を徹して地を藉り、行人を退めて之を成さしむるに至つた。第成るや王公以下贈遺相繼ぐといふ様である。然るに彼は其性佛乘を信じ天下の殺生を禁じたことありと。以て思へば彼の生涯は別に殺伐の行動は餘りなかりしと言へ、實はそれにも勝る行動を取てなさしめた。又屢々佛堂に供養し諸寺院建立の功役を起し、公卿をして宮中諸司神泉苑等の石を採り以て其の用に充てたといふ。彼の法成寺の如きは此の際に企劃したるものである。道長病に罹るや、頼通惡父に惡孝をなさん爲めにや、諸國に令して、寧ろ公事を緩うするとも此役を怠る勿れ。と。日ならずして成り、病また革るに及んで移つて此に居を占めた。(法律上では之れを惡意の占有と言ふ)

(ハ)三條天皇の御詠

心にもあらで憂世に永らへば

戀しかるべき夜半の月かな

此の御詠は一條天皇の次に立たれた第六十七代三條天皇が、後一條天皇に位をゆづられた際の御製であるこれ全く道長の專横なる手段によるもので、吾人は天皇が此の御製中にひそむ御心中を拜察する時、彼のニクキ道長を八つ裂きにした感が起る。試みに道長の得意満面「此世をば、我世とぞ思ふ望月のかけたることとなしと思へば」の歌に比べ見れば實に斷腸の思がし、萬乗の君に對しては誠に恐懼措く能はざる次第である。

(二) 道長の死と公私混淆

道長の死に就いては大要前記した通りであるが、此に公私混淆し政治紊亂の徴を來したことを書いておからう。

- (1) 車駕親臨して病を問はせ給ふ。(何とも言へぬ有り難さ)(道長の心事如何に)
- (2) 天下に大赦を行ひ調庸を免じ給ふ。
- (3) 以て平癒を祈らせ給ふ。……これ公私の混淆なり。
- (3) 法成寺建立

法成寺關白或は御堂關白の名が藤原道長の異名であるのを見ても明かな如く、法成寺に移住してからは御堂殿、御堂關白の名を以て呼ばれた。道長榮華の遺物の一つとして、世に名高い寺院は正に此の法成寺である無論道長は關白になつたことはないが(内覽となつた)内覽の職掌が殆んど關白と等しいものであつたから斯く呼んだものであらう。そは兎も角、藤氏一家は何れも熱心な崇佛者であつて、攝關に登つた者は、寺院を建立することがその恒例であつた。而してその莊麗人目を驚かしたことは世人のよく知る所である。僧侶の優遇の結果は聖德太子の再來かなと愚僧どもの心をそまつたこともある位であつた。

落成したる法成寺御堂の柱梁等は樟の良材、金銀を鏤め、螺鈿を箱入し、四壁天井は當時の名人巨勢弘高、宅間爲成等の丹誠をこらした所である。

頼通の命令公事を緩くすとも、御堂のことを怠る勿れ。此の結果諸國の國司は、地租、官物を怠り、唯管、御堂の役夫、材木、檜皮、瓦等の資材献上を競ふ淺ましい世の有様とはなつた。

(4) 注意すべき教科書の文句

五七頁「道長父子の朝廷をよそれたてまつらざることかくの如く、頼通及び其の弟教通も相ついで攝政、關白となりて專横をきはめたり。」とあることによつて當時道長父子が如何に朝威を恐れなかつたことが分るが、唯之を文句通りに強迫的に思はしめるやうでは大變に拙い。即ち最初は知的に藤氏榮華專恣の狀を語り、此の知育の中に自ら兒童が感激するやうに取扱はなければホントの教訓とはならぬ、随つて健全なる國體觀念を養成することは出来なう。

(5) 頼通の驕奢 父道長の後を受けて攝關たることが己に久しい、國家多事の時に當つて政權を握り、其の責務の大なることも悟らず、父にも勝る威福を恣にし、專横を逞うしたることは夙に世人の熟知する所である。而して頼通榮華の遺物としては平等院がある。例へ彼が佛心に基くものとは言へ。單なる好事家に類すべきもので、そこには大した敬虔心も見出し得ない、却つて彼が榮華の様を物語るに過ぎない。殊に己れが別邸を寺としたる點より考察すれば、華美が中心、榮華中心の建設としか思はれない。唯ほむべきは後人の美術史研究の上からのみである。父にしろ子にしろその建設の動機を考へて見れば鎮座の佛像ミダも定めて涙をこぼしたことであらう。吾人は單に結果の美ならんことのみ眩惑されることなく宜しくその人の心裡の中に這入つて動機のコテ調べをなすことが人物評價には重要な事柄である。世に宇治關白と稱するは頼通のことである。後頼通は職を弟教通に譲り己れは宇治に屏居した。頼通攝關の職にあること己に三朝五十一年である。

(6) 後朱雀天皇、後冷泉天皇の英明

兩帝時代の關白は前朝より引續いて頼通の關白であつたが、威權はます／＼盛んなるのみで英明の資には
 します後朱雀天皇も、いかんともなし給ふことが出来なかつた。次帝後冷泉天皇の如きは英明は天資の上に
 御修學に深き御趣味を持たせられし御方であつたが、前帝と等しく專念なる頼通を抑制し給ふことは出来な
 かつた。時に或は學才ある者を登用して藤氏抑壓のことに努められたが全く水泡に歸したのは極めて遺憾で
 ある。此の朝又前九年の役の起るあり奥羽の地多事ならんとする秋、あつた。斯くて都の平和と地方の紊亂
 とは今後の大問題となつて來るのである。故に教師は藤氏のみを説話に止らないで、貴人榮華の有様、地方
 の紊亂等社會的影響のあることを背景にして話しその關係の唯ならぬことを附説して貰ひたい。

(7) 挿畫の説明

本圖は榮華物語（繪巻物）駒鏡行幸の繪から採つたもので後一條天皇が皇太子敦良親王（御母は上東門院彰
 子）と共に關白頼通の高陽院へ行幸の際、管絃樂を奏するを御覽になる様を寫したのである。勿論天皇は此
 の圖には見えてゐない。高陽院は後冷泉天皇、後三條天皇の皇居で、もと賀陽親王（桓武天皇の皇子）の居
 所であつた、後に、頼通が此に住居することゝなつた。帝王編年記には、南北二町、北は中御門に起り、
 南は大炊御門に至る、東西は二町、東は洞院に起り、西堀川に至るとある。榮華物語に次の如く其の模様を
 記してをる。

高陽院どのゝありさま、この世のことゝも見えす、かいりうわうのいゑなどこそ、四季は四方にみゆれど
 このとは、それにをとらぬさまなり、れいの人の家づくりなどにもたがひたり、寢殿の北南にし東などに
 は皆池あり（此の池が挿畫にある池）中島に釣殿たてさせ給へり。東の臺をやがて馬場のおとゝにさせ給
 へり、そのまへに北南さまに馬はせ給へり。云々。又云、西の對をれいの清涼殿にて、寢殿を南殿などにて
 こ寢殿とて、又いとあかしくてさしならび、山はまことの奥山とみえ、瀧こくらさ中よりあち、池のおもて
 はるかにすみ渡り、左右の釣殿なべてならずあかし云々。

高陽院の池の中島へ橋をかけ、橋を中心に管絃樂を奏したと云へば、正に此の挿畫は此の様を寫したものである。船は所謂龍頭の船を寫したもので、樂人三人を乗せさもゆる／＼と池中を漕ぎ廻る光景である。樂人の一人は太鼓、一人は笙、一人は笛を奏樂して居る。他は皆船の進退を掌る船子である。橋の手前の岸邊にある樂器は中央が大鼓、左右は鉦鼓（カネヅツミ）である。専ら萬歳樂、延喜樂を奏する。鳥甲（樂人の戴ける）は此の樂を奏する際に用ひられる。紅葉散りしく様は秋を現し、鶴龜はかざり置物で別に大した意味はない。漕ぐとは言へ、船は進まざる程の様、實にゆつくりしたものとは、又よく當時の香氣さを表現して居る。此の挿畫説明の要點は

(イ) 太平を樂しむ藤氏の榮華の様を偲ばせる。(ロ) 風俗を説明する。(風俗の基礎教授としたい)(ハ) 日本文明の何たるかを知らせる。支那風の文明が段々と日本式に變りつゝあることを知らせる。

注意 此の挿畫には鶴龜の船は省いてある。猶此の挿畫の裏面には天皇及皇太子の行幸ありしことを附説し其後しばらくして、斯かる管絃樂を御覽になつたことを背景として話すがい。そうして寢殿造りの古風ゆかしい建築物が髣髴するやう十分に生かして取扱いたい。此の挿畫は教授書などに色々に解釋されてをるが、大井川の景色だとか桂川に船を浮べて大宮人の遊樂する様なりとかでは此の挿畫に合はないのみか何等感興のない無趣味なものになつて仕舞ふ。

(8) 道長の教訓的取扱

(イ) 道長の剛勇膽力あること。(幼時に於いて夙に表はる) (ロ) 才幹にして勝氣あること。
 (ハ) 位置(門閥)あること。(ニ) 立派な祖先を有すること。(ホ) 善事をなすべき素質を有すること。
 等總て彼等が忠實を勵むには遺憾なき身にして、徒に一家の私利のみをむさぼり、榮華に耽溺するのみにて何等社會的に活動もなさず、浮き名を後世に残すことの如何にも不甲斐ないことを附説し、批判せしめて幼童の胸中に感激の矢を放つことは國民教育として最も重要な所である。特に改正の國史教科書は國體觀念に留意すること及び道德教育には甚大の注意を拂つてをるのであるから、此の趣旨に合體する上からも以上の取扱は大切である。殊に吾人の高潮して反復したい點は個人の行動が他に及ぶ點即ち對他的關係を説くことである。道長父子の行動は恰かも池中に石を投じたと等しくその影響は民衆の心裡に深く浸潤して或は地方紊亂の徴と化し、或は風俗紊亂、道德の頹廢を來し、かしくも主上の逆鱗にあふも恬として知らざるものの如く、諸種の方面より眺めて教訓に價する素材を多く含んでゐるから、皮相的な取扱に終らないやうに豫め考へておく必要がある。そして本課の如きは消極的の教訓であることに留意しなければならぬ。系圖などを多く示して天皇が藤氏の御腹なることを説く之餘り皇室の尊敬を損ふやうのことがあつては大變だ。此の見地から本解説には藤氏の詳しい系圖などを示すことは全部省略し必要な個所の系圖に止めた。

第十五章 後三條天皇

一、要旨

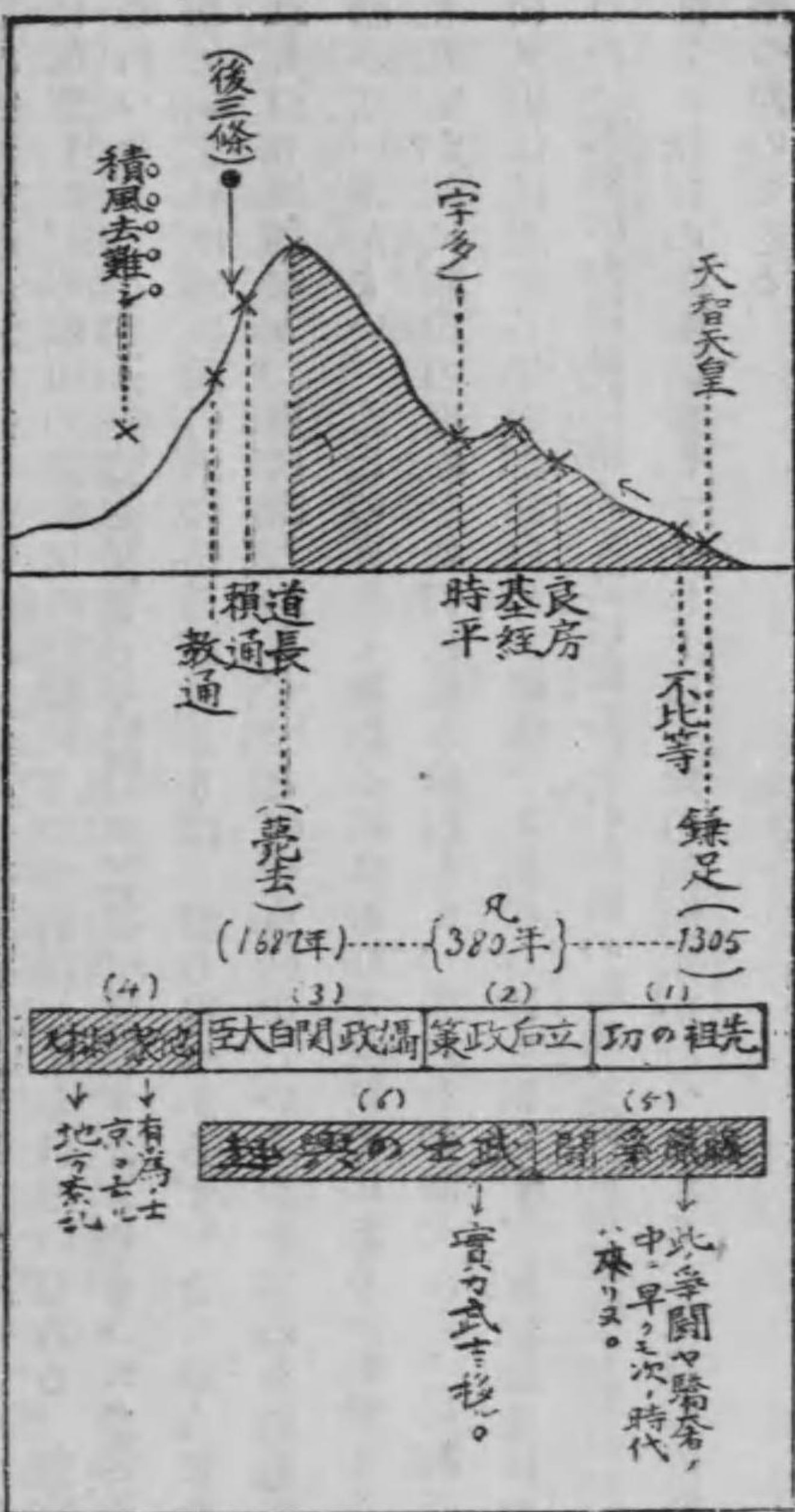
一時專横を極めたる藤氏も英明なる後三條天皇が御親政遊さるゝに至つて勢漸次に衰へ、白河上皇院政をしき給ふに及んで愈々藤氏の勢力が衰運に傾きし次第を知らせ、以て天皇の御事績を景仰せしめる。

猶藤原氏一生の盛衰移動の狀を回顧させて、兒童の將來に對する國民的のプロジェクト(計劃)を立てさせたい。特に藤氏一世の榮達を極めたる道長の時代よりして、さしもに時めいた勢力が傾きかけて夕陽凋落の姿に轉ずる所などは確かに一種の宗教的消極的教訓が閃いて居る。従つて説き方に依つては兒童の心界に妙からぬ好影響を與へるものと信ずる。之れまで吾人が藤氏の事歴を諸種の方面より觀察し來たのも全く兒童の心底に國民的の感動を與へて以て、兒童の將來を兒童自らが律するやうにとの抱負に過ぎない。

二、解説

(一) 教材の展開(1)藤原氏衰へ始む(2)關白頼通天皇を恐れ奉る(天皇の尊嚴)(3)關白教通天皇をはばかりたてまつる。(天皇の尊嚴)(4)天皇政治にはげみたまふ(天皇御聖德)(5)頼通天皇を惜しみたてまつる。(6)院政の始め

【藤氏を抑へるには最も力のあつたものであるが、確かに政治上の變體】
 (二) 後三條天皇の系統 左の系圖によつて藤氏との關係并に後三條天皇の立場を明かにする必要がある、天皇の藤氏に對する御態度は、此の系統が妙からず關係してをる。故に此の課で系圖を出すのはその點に大なる意義を有するものと言はなければならぬ。



(五)後三條天皇の御抱負—當時權門勢家は多年の因襲によりて多くの莊園を傳領し之を新設するものも亦甚だ多く、弊害最も甚だしかつた。莊園とはもと別莊園地の義であつたが、後には權門勢家は開墾兼併等の手段により莊園の名義の下に廣き土地を占有し、國司を凌

ぎ、租税を納めず、以て天下の富を私するに至つた。されば、後三條天皇は此の弊を矯め給はんとし、諸家に命じて莊園に關する證文を提出せしめて其の虚實を檢された。又新に莊園を設くることを禁じ給ふた猶當時藤氏榮華の餘弊をうけて華奢の風が滲入してゐたから、天皇は此かる隋弱の行を矯正せんがために専ら儉素を尙び、銳意民力の回復及び藤氏の抑制といふことについて軫念し給ふた。斯くて其の綱紀振張し、遂には藤氏も内心天皇に對して憚ること多く、殊にその嚴格なる御性質には一方ならず驚嘆してゐたのである。之れ偏に天皇の御聖德によるものとは言へ、又以て天皇が東宮時代に於ける御修養御經驗の賜と言はなければならぬ。加ふるに天皇が先例に反し藤氏の出にはしませざりしこ

とも、又關與する所が多いのである。されど俄かに抑制の功ならざるを見れば、又一面に藤氏積威の唯ならぬを察知することが出来る。然れども天が道長以降に道長に匹敵する英傑を出さざる以上再び「望月の」夢を繰返すことはないであらう。況んや人心は漸く積弊の藤氏を離れんとする時に於てをやである。

(六)藤氏勢力消長の圖說
先祖鎌足の勤功によつて得たる藤氏累代の消長こそ眞に研究に價するなれ。人生の因果律は之れにより遺憾なく發揮せられてをるやうである。この有爲轉變の跡を果して吾人は何と見るか、唯鎌足時代には斯くく、道長時代には云々とその結果のみを報知的に取扱つたのでは殆んど國史教育の意味をなさぬ。少くとも之れによつて將來兒童の趣く所を指定するやう説示しなければならぬ、又一方に於ては、新しき史實探究の鍵鎖ともしなければならぬ。要するに吾人が、態々斯く御膳立てをする所以のものは一つは以て兒童の内心に今後國民として採るべき進路を與へて兒童一生の一大計劃(プロジェクト)を立つる資に供すると同時に、一方新しき史實現象を價値づけ、考察して行く所の能力を養はんがため、換言すれば兒童の内心外界の二に向つて創意の態度を作らんがためである。右の圖解も斯かる意味に於いて取扱つて貰いたいものである。(下圖は上圖の因果關係を示す)

(七)大江匡房—匡房は信濃權守成衡の子である。幼にして穎悟絶倫、神童と稱して居つた。後三條天皇の東宮にあるや、匡房學士となりて之に侍し奉つた。天皇深く其の才氣を愛してよく之れを遇せられた。天皇の御即位の際、即ち即日、匡房を藏人に補し給ふた。堀河天皇の朝匡房權中納言に進み、大宰府權帥を兼ね、正二位となつた。鳥羽天皇天永二年に年七十一で薨じた。世に江帥と稱して居る。初め參議音人、文學

を以て著る。八世業を繼いだ匡房に至り、三朝の帝師となり、薨ずるに及んで、藤原宗忠嘆じて曰く「此の家、朝の樞要、文の燈燭なり。今や國家良臣を失ひ、天下明鏡を亡ふ。嘆ずるに堪ふべけんや」と以て如何に匡房の學徳が卓越し國家の文勳者として、累代貢獻したかを、克く此の匡房一身の死によつて想像が出来るのである。匡房、博覽強記にしてよく朝廷の典章を暗んじ、和歌に巧みにして最も文章に長じてをつた。江家次第二十一巻を著はす、縉紳取つて以て模範とした。匡房嘗て自稱して曰く「我れ文學に達し、名、古にすぐれ、齡中壽に垂んとす。たゞ藏人頭を経ざること、子孫の不肖なるを以て遺憾となす。」と此の時藤原伊房、藤原爲房、また材能を以て重名。世よつて匡房と並び稱し三房と稱した。

(大江氏系圖)

○平城天皇—阿保親王—大江音人—千古—維時—重光—匡衡—舉周—成衡—匡房—維順—維光—廣元—親廣—佐房—佐泰(上田祖)

—時廣(長井祖)
—季光(毛利祖)
—忠成(海東祖)
—重清(水谷祖)

(八)關白、教通、天皇を、は、かり、たて、まつる。

(イ)藤氏累代の專横—今更申すまでもないことながら、勢望を一身に集めたる累代の藤氏は、その身顯要の地に居て忠誠に精勵するが當然の任務なるにも係らず、その榮譽とその時とを悪用して常に公私を混淆し、後世三尺の童子にまで悪まるゝの人となつたこと、思へば遺憾の極みである。却説とや。此ここに思ひ浮ぶるは、道長の法成寺建立の際には已に公私を混ざる無禮の行動を取へてした。即ち

(1)公卿に命じて宮中、諸官省の石を取る。

(2)朝廷の事は後まはしとなすとも法成寺の御用は怠ること勿れ。

此の悪思想はとだえたるなりしか。否とよ。何かの事變に遭遇すれば藤氏の心中に潛入したる此の專横の思想は發現するのである。恰も好し此に、藤氏の氏寺なる奈良の興福寺なる南圓堂を再建せんとするの際、自家(藤氏)の爲め國司の重任問題から天皇の思召に反する行動を致したのである。

(ロ)南圓堂再建と國司の重任—教科書に「南圓堂を再建せんため特に請ひ」とあるのは前記した如くであるが、之れは全く自家の爲めに國司の再任を請うたのである。而かも度々此の事に及んだと見え、嚴格なる後三條天皇も堪へ兼ね給ひ、激怒の極「攝政、關白の憚るべきは、唯その外戚たるによるのみ、朕は即畏るゝ所なし。」と申された。すると教通は大いに怒り、座を立つて大音聲にて「藤原氏の公卿等皆まかり立て、春日大明神(藤氏の氏神)の神威は今日限り失せ果てぬぞ」と言つたので藤原氏の一族公卿は残らず退出した。

天皇之を聞召し、やむを得ず、關白、諸卿を召返し南圓堂再建を許された。之れ正しく今日の所謂ストライキとも見るべきもので、一天萬乗の君に對し臣下の禮を失した狂暴の態度、藤氏の積弊を遺憾なく暴露したもので不忠の極みである。斯くて一度はその目的を達したが、此のことあつてより後は、ヒドク天皇をおそれ奉ること深く、その行をつゝしみたりしを見れば、彼もまた良心を具へてゐたものらしく思はれる。さればにや後三條天皇の御激怒の様が苦になつたと見える。さて此の段は國史教育上如何なることを暗示されてゐるか、唯無雜作に授けるのでは何にもならない。少くとも左の點に留意すべきである。

(一)當時は國體觀念が餘程うすらいだ時代である。

- (二) 反之家の觀念が旺盛を極めてゐた時代である。
- (三) 即ち當時の公家は家の爲めに國を忘れたる時代である。故に其の後政權が武家に移つたのである。
- (四) 國體觀念の衰へたるその内面には、我が國體觀念を附與することに甚大の關係を持つ國史教育のことが等閑に附せられたものである。則ち前代日本書紀の研究の盛に行はれし時代は養老五年より村上天皇の間を一期として一時中止をした爲め之等樞要の地に立つ人の頭に國體觀念がウスライだものである。
- (五) 同時に支那思想の影響も與つて力ある。洵に思想程恐しいものはない。國史教育の盛なる時代は即ち國體觀念の旺盛なる時期である、今日果して如何ぞ。國史は單なる過去を物語るものではない、依之吾人は國民として國家に對する一大計劃を立てる爲めに我が國史を教へ我が國史を授けるのである。
- (六) 天皇の尊嚴なることは御英明なる後三條天皇によつて發揮された、即ち抑制し難き藤氏に對して克く仰制されし所以のものは他なし。即ち皇室の尊嚴に因るものである。又教通の如く一度びその目的を達したりと雖も、天皇を恐れたるは全く後三條天皇の御稜威に因るものであるが、特殊則普通の原理より考へ見れば皇室の尊嚴に因するものと見て差支ない。燈火の將に滅せんとして一瞬時の明をなすといへども、藤氏の運命は正に此の燈火に比すべきもので最早回復の望みはない。
- (九) 天皇政治にはげみたまふ天皇の即位せられ給ふや、匡房を藏人に補せられ君臣を一にして政治に盡され、一方藤氏の勢を抑制せられた。されば關白の重職も殆んど手を空うした。左に改革政治の主要なるものを掲げて見よう。

(1) 記録所の創置 天皇の延久元年二月勅して、寛徳二年(後朱雀の末年)以後の新置の莊園を一切停止せら

れた。同年以後のもの雖も、券契(地券、地所の證券)なきものは之を停止すべしとされた。莊園とは權門勢家の私有地で無租税であるからその増設は國家の財政に關與する所が甚大である。かくて天皇は記録所にて莊園を止めることに盡し給うた。若し命に従はざる者あれば、國司は解任、百姓は科決して寛宥なきを令し給ふた。延久元年十月始めて記録莊園券契所(記録所)を太政官の朝所に置き、諸國の莊園の券契を徵檢され、不明なるものは莊園を官に收め、若し券書を進めざる者ある時は、嚴重に誅責を加へられた。但し前關白賴通の所有せる莊園は特に除外例を設けさせ給ふたと言へば、藤氏積威の中々に大であつたかが分る。

(2) 國司の重任をやめらる 當時代の國司は多く重任した、その譯は、朝廷の御用度足らざる時は、國司に財物を課し、之れがために任期をのばすことを例とした爲め、一種の賣官の弊に陥つた故に國司任期中の功過不明、奸曲行はれ従つて地方政治の紊亂を來す恐があつたから天皇は斷然その重任をやめられたのである。

(3) 升目尺度の制を改正して人民の利便を圖り給ふたこと。

(4) 奢侈の禁 則ち經濟のことに御心をそがせ給ひし事例はよく教科書に現されてゐる。(イ) 官吏のあごりて別莊などを作るを喜びたまはず。(ロ) 日々の御膳部を始め、すべて儉約を守り給ふた。(ハ) 石清水八幡宮へ行幸の砌り、拜觀者の奢侈を戒め給ふた。尙天皇は親ら卒先して儉素を御實行になつた、御扇は楡の柄に藍紙を張れるを用ひ、青魚の頭を炙り枯椒を充て給ふた。加ふるに御性質剛毅にして、正義を貴びて一點の私なく、而かも權臣を憚らず、難局を避け給はざる方であつた。而して天皇の剛毅は單に我が意を

とぐるの勇でなく、天理を行ひ、私情に刳つゝの勇氣であつた。之れを教導し給へる大江匡房は學徳一世に高かつた。此の臣ありと言つてよろしい。

要之天皇の御親政の御事業として、吾人の忘れることの出来ない事項は(一)頽廢せし皇室の御領地並に國司の治むる土地等を調べて濫りに個人の占有を禁制し給ひしこと。(二)及び國司の重任を禁じて、國司の永く一定の地に居住盤踞して私腹を肥し以て豪族となりてその勢力を逞し地方政治の紊亂を豫防せられたること。此の御事績の影響は當時に於ける野心家の頭に取りては頗る大なるものであつたに違ひない。(三)升目尺度等を改正して人民の利便を圖らせ給ひしこと。(四)及び儉素を激勵し給ひしこと。

之等の事柄は唯漫然と話したのみにては兒童には解し得られない事柄であるから、單なる事實の列擧に止まらないで此の御事の如何に當代に取つて適切なる御施設であつたかを具體的に話し以て天皇の御英明なること及びそれが先君宇多天皇以來祖君の意思を承繼せられたるものなることを附説すべきである。時期(藤氏の衰運)事情(藤氏・皇室)共に之れが御實行に好機會たりしことを前述せし所によつて明瞭に板書して示す必要がある。例へば

△皇室の御事情

- 後三條天皇は藤氏の出でないこと。
- 天皇の御性質剛健英明による。
- 皇威振張に對する御計劃のよろしかりしこと。
- 二十餘年の東宮時代の御修養深きこと。

● 此の間に世の真相を洞察し給ひしこと。

● 而して御即位の時は御年三十五なれば攝關の藤氏に制肘を受くる要なき御身なりしこと。

△藤氏の事情

- 多年一族の争鬭を續けたる結果互に困憊疲弊した。
- 道長以降攝關の重職はその家の出に限られた故、若しその家に英才なくんば勢力の失墜に大關係を有したること。

○ 累代遊樂驕奢に耽溺した結果、その本務たる政治を忽にせしために理性は癡痺し、無能となりたること
朝臣の之を摸倣しては益々醜態を演ずるに至り、その政治的實力なきを暴露するに至りしこと。

○ 民心藤氏を離るゝに至りしこと。

さは言へ藤氏の情性の如何とも致し難き所あり、英明の天皇にして尙憤慨せらるゝことの多かりしことを想察せしめるがよい。

(十)後三條天皇の崩御 如斯天皇は凡ての方面に御活動になり、爲めに綱紀大に張り治績大に擧り群臣また朝威を憚るやうになつたが、御志あつて御位を御子白河天皇に譲られ、その翌年御壽四十の男盛りに崩御されたのは寔に遺憾千萬である。教科書が「かくて、久しくみだれたる政治も、ものづから整ひ人心また引きしまりたり」と推稱し次に「されど御在位わづかに五年にして皇位を御子第七十二代白河天皇に譲りたまひ、間もなく崩じたまへり。時に御年四十。前關白頼通宇治にありて之を聞き折から食膳に向ひたりしが、覺えず箸をふとし、かくも御世を早くしたまひしか。御國の不幸此の上もなし。とて惜しみたてまつ